

# おいらせ町こども計画

すべてのこども・若者が笑顔で未来を切り拓くことができるまち



-令和7年3月 青森県おいらせ町-

## はじめに

### すべてのこども・若者が 笑顔で未来を切り拓くことができるまち おいらせ町

近年、少子化や人口減少が一層の深刻さを増す中、家庭の多様化や地域コミュニティの希薄化といった社会的背景も相まって、こどもたちが安心して成長できる環境を構築することが喫緊の課題となっています。

当町では、「おいらせ町子どもと家族応援プラン」や「おいらせ町子どもの未来向上推進計画」を策定し、学校給食費や高校生までのこども医療費の無償化等、子育て支援の充実に努めてまいりました。これらの取り組みは、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」と「こどもの人権を尊重し、利益を守る社会」の実現を目指すものです。

しかしながら、若い世代の流出や核家族化等が進行するとともに、児童虐待相談件数の増加やこどもの貧困問題等、新たな課題が表面化しており、多種多様な子育て支援が求められています。このような状況において、国では次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、2022年に「こども基本法」を制定しました。この「こども基本法」では、都道府県や市町村に対して、こども施策について計画を定めることを努力義務としています。

このことを受けて当町では、「こども基本法」に基づく理念を基本に据え、「おいらせ町こども計画」を策定しました。本計画は、子育て支援事業計画、こどもの貧困対策計画、こども・若者計画を包含し、町の現状や課題に応じた包括的な内容となっています。子育て家庭への支援をはじめ、困難な状況にあるこどもたちや若者たちの自己実現を支える施策等を総合的に盛り込んでおります。

今後とも、社会情勢の変化や国の制度、町の関連計画、住民ニーズ等に対応しながら、本計画が掲げる基本理念「すべてのこども・若者が笑顔で未来を切り拓くことができるまち おいらせ町」のもと、国や県、子育てに関する関係団体と連携し、計画を推進してまいりたいと考えています。

結びに、本計画策定にあたり、ご協力いただいた「おいらせ町子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、調査にご協力いただいた保護者やこどもたち、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。本計画を町民の皆様とともに推進し、すべてのこどもが健やかで幸せな未来を歩めるまちづくりを実現してまいります。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

おいらせ町長 成田 隆



## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画概要.....                      | 1  |
| 1. 計画策定の背景及び趣旨.....                | 1  |
| 2. 計画の法的根拠と位置づけ.....               | 2  |
| 3. 計画の期間.....                      | 3  |
| 4. 計画の策定方法.....                    | 3  |
| 第2章 こども・子育てを取り巻く環境.....            | 5  |
| 1. 統計からみるおいらせ町の状況.....             | 5  |
| 2. おいらせ町におけるこどもの現状.....            | 12 |
| 3. ニーズ調査結果.....                    | 14 |
| 4. こどもからの意見聴取.....                 | 22 |
| 5. こども・若者を取り巻く課題.....              | 26 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....                | 29 |
| 1. 計画の基本理念.....                    | 29 |
| 2. 基本方針及び施策体系.....                 | 29 |
| 第4章 基本施策と取組.....                   | 32 |
| 1. 安心してこどもを産み育てられる支援の充実.....       | 32 |
| 2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない一体的な支援.....   | 33 |
| 3. こども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備.....     | 38 |
| 4. こども・若者への支援の推進.....              | 46 |
| 5. 社会的な支援が必要なこども・若者への取り組みの推進.....  | 50 |
| 第5章 教育・保育・子育て支援事業の確保方策.....        | 57 |
| 1. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策..... | 57 |
| 2. 幼児教育・保育の一体的支援の推進.....           | 76 |
| 3. 放課後児童クラブの充実に向けた取組.....          | 77 |
| 第6章 推進体制等.....                     | 78 |
| 1. 計画の数値目標.....                    | 78 |
| 2. 推進体制.....                       | 80 |
| 3. 家庭・地域・事業所等の役割.....              | 80 |
| 4. 計画の進行管理.....                    | 81 |
| 資料編.....                           | 83 |
| 資料1. おいらせ町こども計画策定の経緯.....          | 83 |
| 資料2. おいらせ町子ども・子育て会議の概要.....        | 84 |
| 資料3. おいらせ町こども計画アンケート調査結果(抜粋).....  | 87 |
| ・ 子ども・若者生活実態調査.....                | 87 |
| ・ 子ども子育て支援ニーズ調査.....               | 97 |

# 第1章 計画概要

## 1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、1990年の「1.57ショック<sup>1</sup>」以降、本格的な少子化対策と子育て支援の取り組みが始まりました。それまでの子育ては家庭の役割とされ、公的サービスは補完的なものでしたが、核家族化や共働き世帯の増加、保育ニーズの増大により、社会全体で子育てやこどもの育成を支える必要性が高まりました。また、1994年には「こどもの権利条約」が批准され、こどもは生きる権利、成長する権利、教育を受ける権利を持つ主体として位置づけられました。

その後、2000年代以降の社会保障制度改革の中で、保育ニーズへの対応が進み、2015年には「子ども・子育て支援新制度」が施行され、全国的に「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。さらに、2022年には「こども基本法」が制定され、2023年4月には「こども家庭庁」が発足しました。これらの法整備等は、児童虐待や未成年者の自殺の増加、こどもの貧困といった社会問題への対応として、こどもの権利を守ることへの社会的要請が高まった結果です。

当町においても、これまで「子どもと家族応援プラン～子ども・子育て支援事業計画～」に基づき、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進に取り組んできました。これまでの取り組みを通じて、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを進めてきたものの、社会経済情勢の変化により、子育て世代の負担や孤立感が高まっています。

このため、今後は「こども基本法」の理念を踏まえ、すべてのこども・若者が健やかに育ち、家庭が安心して子育てできる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「おいらせ町こども計画(以下、「本計画」という)」を策定します。本計画では、これまでの施策を引き継ぎ、さらなる発展を図ることで、地域社会全体でこども・若者の育成を支えるための指針として位置付けするものです。

1. 「ユニバーサルデザイン文字(UD字体)」: 障がいの有無、年齢等に関わらず、誰もが読みやすい字体を意識してデザインされた文字を採用しています。
2. 「こども」の表記: 特別な場合を除き「こども」を用いています。(特別な場合の例: 法令に根拠がある語、固有名詞、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合)
3. 「児童」「こども」の年齢定義: 児童福祉法の「児童」と、子ども・子育て支援法の「こども」も18歳未満の者とされており、同様です。
4. 「若者」の年齢定義: 思春期・青年期(概ね18歳から30歳まで)とし、施策の一部ではポスト青年期の40歳未満までとしています。(子ども・若者育成推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」より)
5. 「子育て支援課」の表記: 令和7年度から「保健こども課」は「子育て支援課」と「健康保険課」へ変更するため新課名で表記しています。
6. 「三戸福祉事務所」の表記: 令和7年度から「三戸地方福祉事務所」は「三戸福祉事務所」へ変更するため新名称で表記しています。

<sup>1</sup> 1989年(平成元年)の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低だった1966年(昭和41年)の1.58を下回ったことを指す。

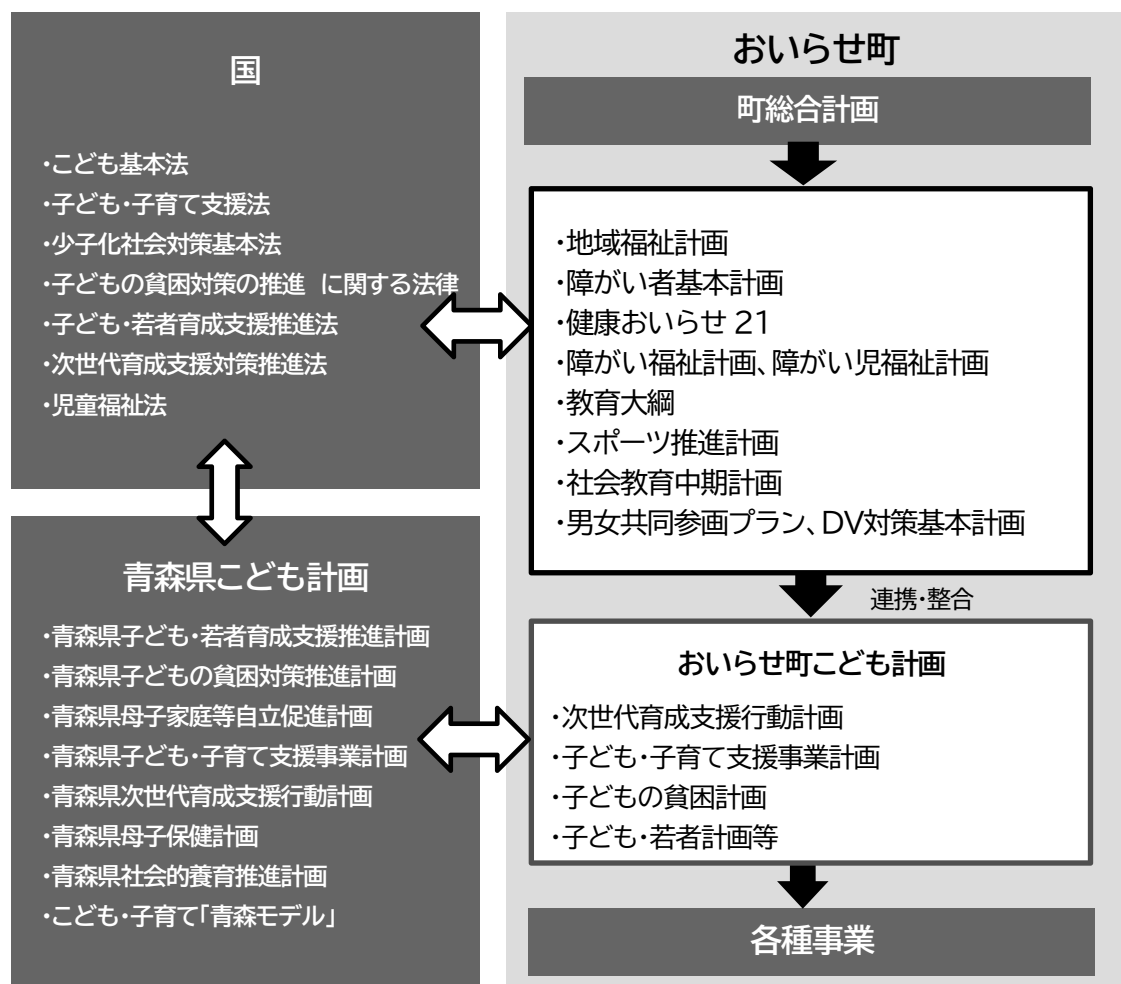
## 2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」第3条の基本理念及び第9条に定める「こども大綱」を勘案し、当町における「こども・若者施策」を成すため、「こども基本法」第10条に基づく計画として位置づけます。加えて、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、当町のまちづくりの総合的指針である「おいらせ町総合計画」を、こども・若者及び子育て支援の視点で具体化する計画であり、関連する「おいらせ町地域福祉計画」「おいらせ町障がい者基本計画」「健康おいらせ21」等、他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

他計画との連携



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

【各年度】

| 令和2                     | 3 | 4 | 5 | 6 | 7                   | 8 | 9 | 10 | 11 | 12            | 13 | 14 | 15 | 16 |
|-------------------------|---|---|---|---|---------------------|---|---|----|----|---------------|----|----|----|----|
| 第4次おいらせ町子どもと<br>家庭応援プラン |   |   |   |   |                     |   |   |    |    |               |    |    |    |    |
|                         |   |   |   |   | おいらせ町こども計画<br>(本計画) |   |   |    |    |               |    |    |    |    |
|                         |   |   |   |   |                     |   |   |    |    | 第2次おいらせ町こども計画 |    |    |    |    |

### 4. 計画の策定方法

本計画は、以下の手順を踏まえ策定しました。

#### ①町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項に基づき、地域の子ども・子育て支援に関わる組織・関係者との連携による課題の把握、子ども・子育て支援施策の取り組みや計画の進捗状況について意見交換等を行うため、学識経験者、福祉・教育関係者、子育て支援団体代表者や町民により組織し、計画案を審議しました。

#### ②町子ども・子育て会議幹事会

こどもや子育て家庭に対するビジョンづくり、子ども・子育て支援事業計画の進行管理等、子ども・子育て支援を総合的に統括するため、関係課で構成する庁内組織において、協議・意思決定し、計画案の調整を行いました。

#### ③町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

子ども・子育て支援に係る施策を総合的に推進し、その基礎資料として、子育て中の家族や40歳未満の若者の現状及びニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

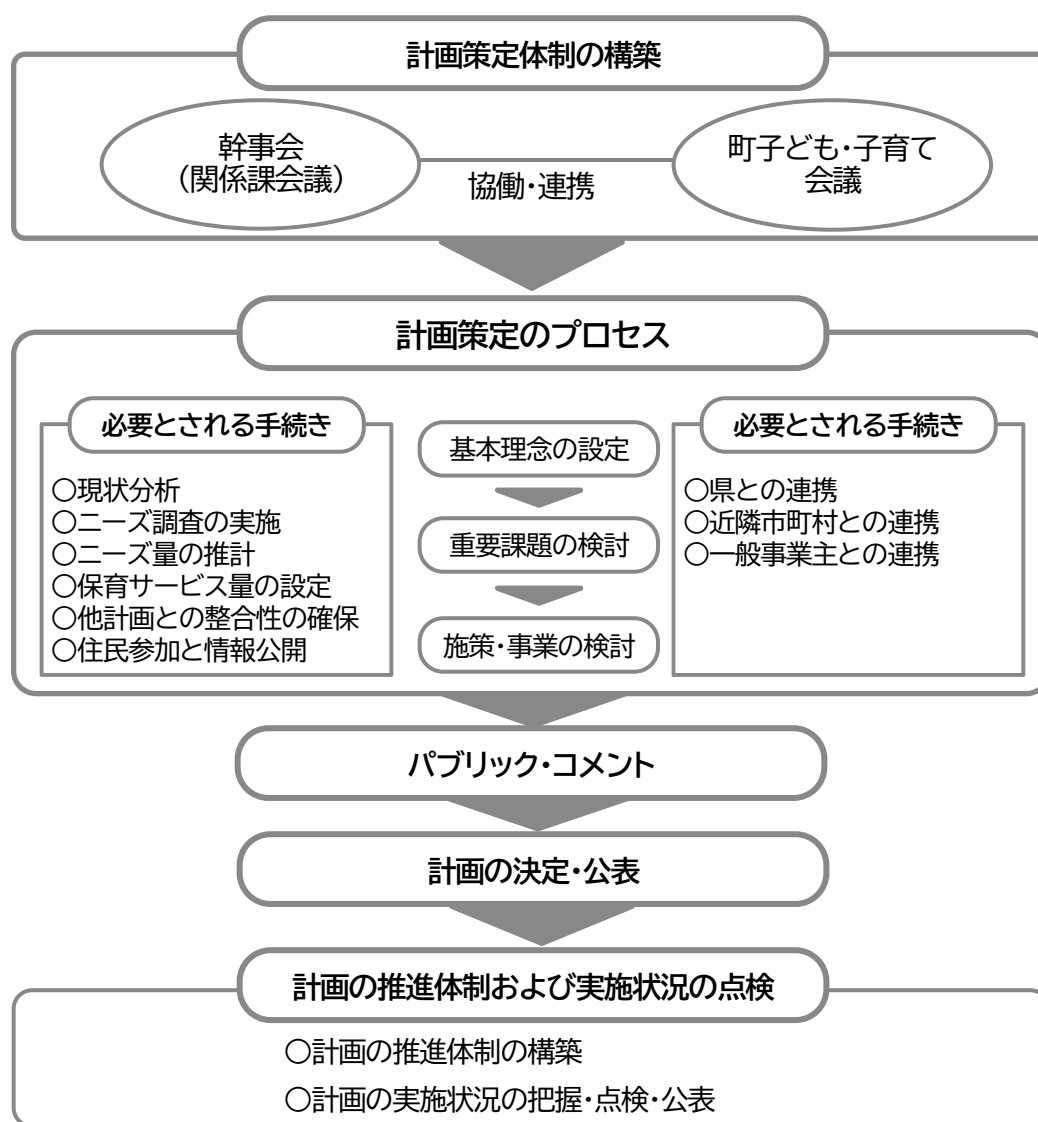
#### ④こどもの意見

町内5放課後児童クラブの皆さんから意見を聞き、地域社会を「プラス」に変えて行けるよう政策に反映させるため実施しました。

#### ⑤パブリック・コメント

町民に対し、計画案を公表して意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に町民の意見を反映させることを目的に実施(令和7年2月3日から令和7年3月2日まで)しましたが、ご意見等はありませんでした。

図 計画の策定体制



## 第2章 こども・子育てを取り巻く環境

### 1. 統計からみるおいらせ町の状況

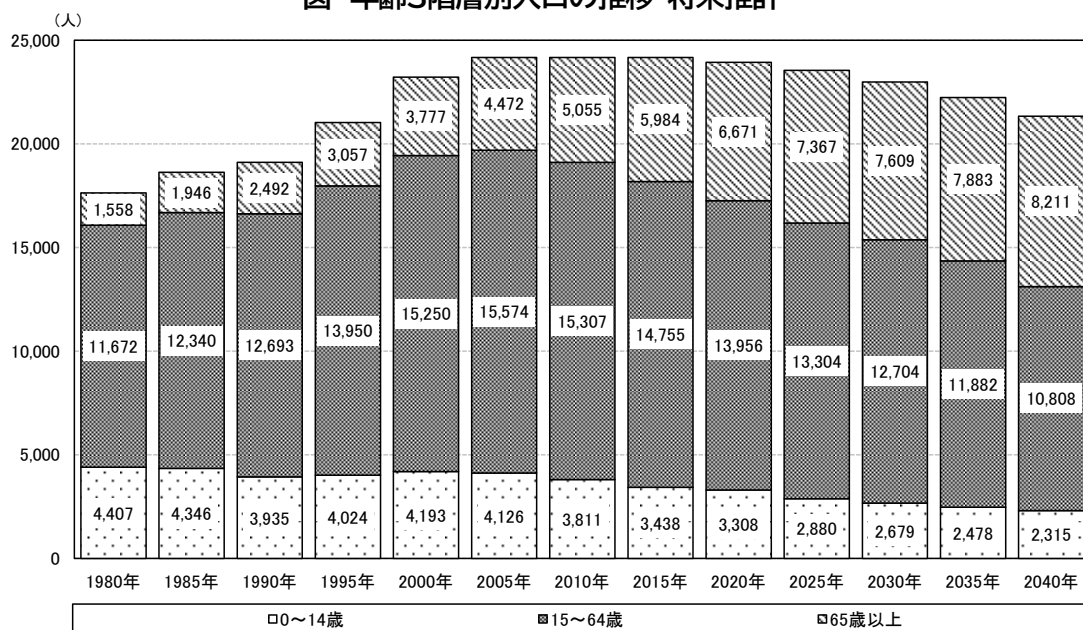
#### (1)人口の推移と将来推計

わが国においては、少子高齢化の進行により2020年に1億2,615万人だった総人口が2040年には1億1,284万人<sup>1</sup>となり、2070年には8,700万人に減少すると推計されています。総人口が約3割減少する一方で、65歳以上の高齢者の割合が総人口の約4割に達する見込みです。

当町においても、次の図の示すように総人口は緩やかな減少傾向をたどるとともに、2040年には65歳以上の割合が30%を超え、15～64歳の生産年齢人口や14歳以下のこどもの数も減少すると見込まれています。

人口減少に伴う高齢化やめまぐるしい時代の変化の中で、当町の次世代を担うこどもたちをどのように育てていくかが、今後の課題の一つです。

図 年齢3階層別人口の推移・将来推計

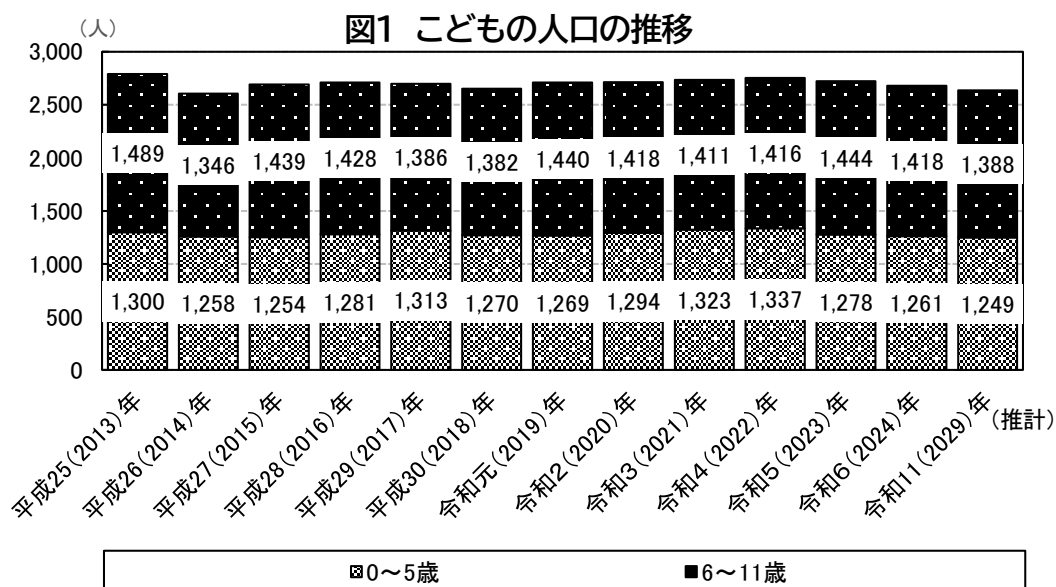


資料:第2次おいらせ町総合計画前期基本計画

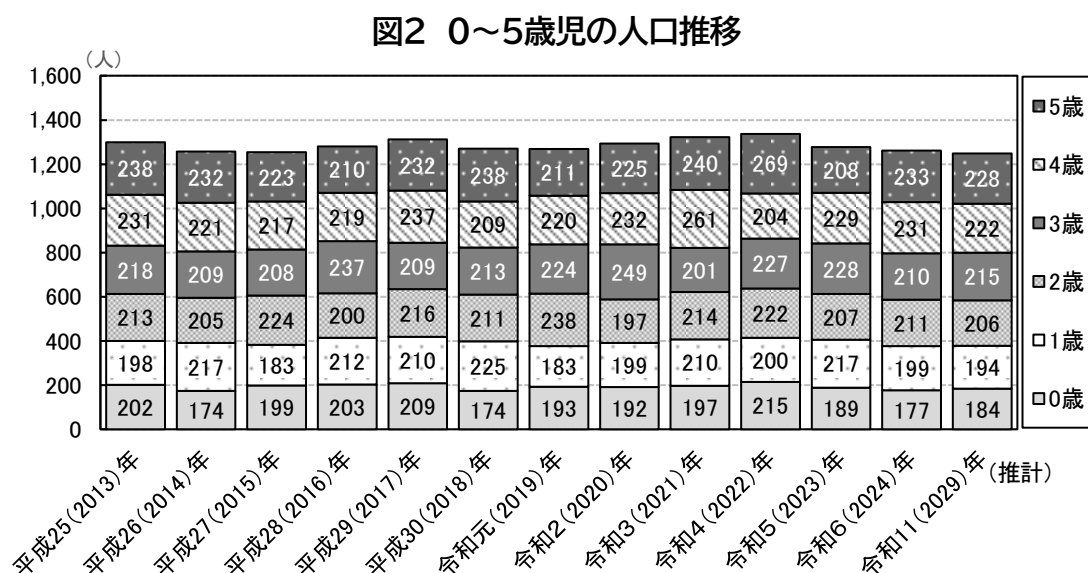
<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

## (2)こどもの人口推計

こどもの人口(就学前児童及び小学校児童)は、令和元年以降横ばい傾向で推移しています。0～5歳では、平成25年から令和6年の11年間で約3%減少しています。特に(図2)0歳は、平成25年から平成26年にかけて大きく減少した後、増減を繰り返し、近年は減少傾向にあります。



資料:実績値は住民基本台帳(各年3月31日、外国人を除く。推計値はコーホート変化率法による)

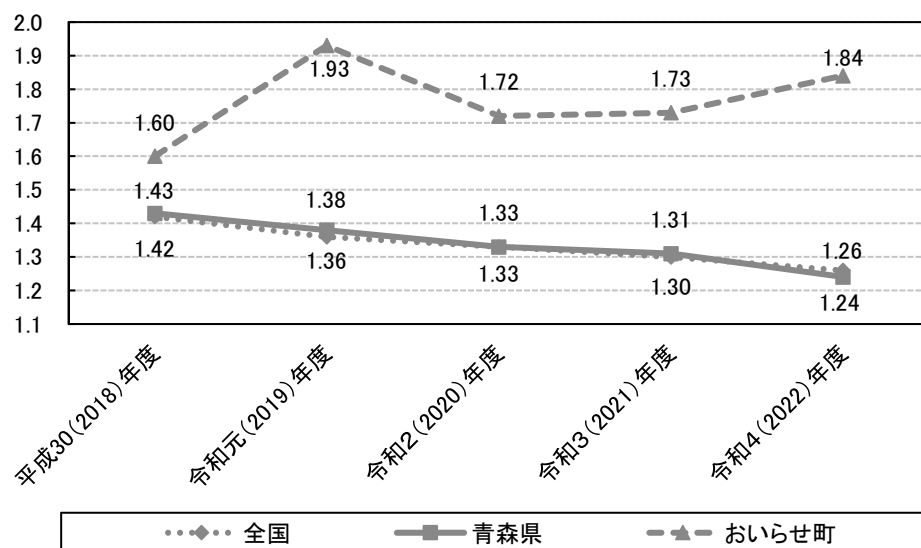


資料:実績値は住民基本台帳(各年3月31日、外国人を除く。推計値はコーホート変化率法による)

### (3)合計特殊出生率<sup>1</sup>の推移

合計特殊出生率は、全国・青森県を上回って推移しています。令和元年には、大きく増加しましたが、その後は減少した後に緩やかに上昇しています。

図 合計特殊出生率の推移



資料:青森県保健統計年報



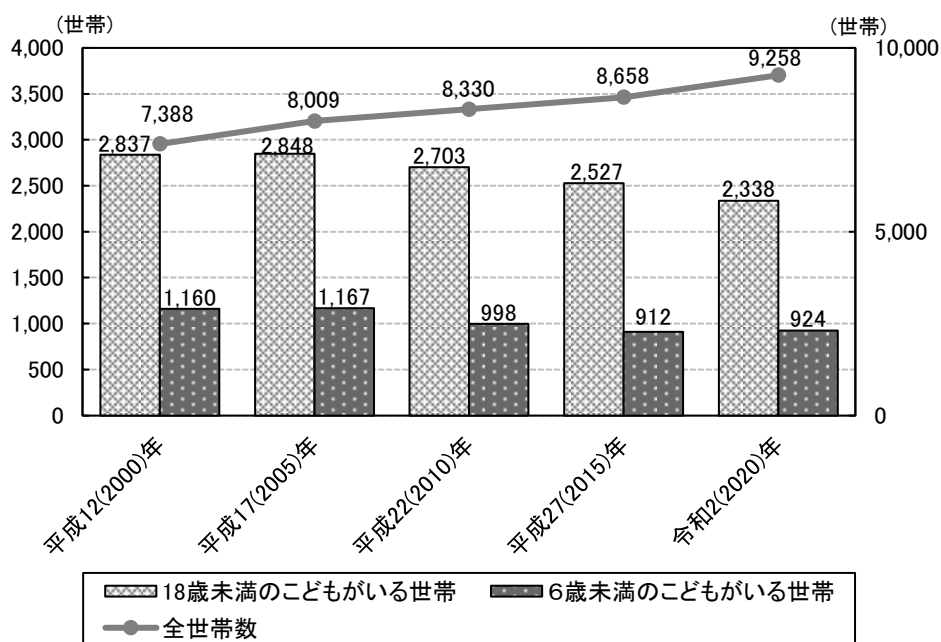
<sup>1</sup> 一人の女性が出生可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの数の平均を示す。

#### (4)世帯数、子育て世帯等の推移

平成12年から令和2年の世帯数の推移をみると、全体で大きく増加しています。また、18歳未満のこどもがいる世帯は減少し続けていますが、6歳未満のこどもがいる世帯は令和2年から増加に転じています。

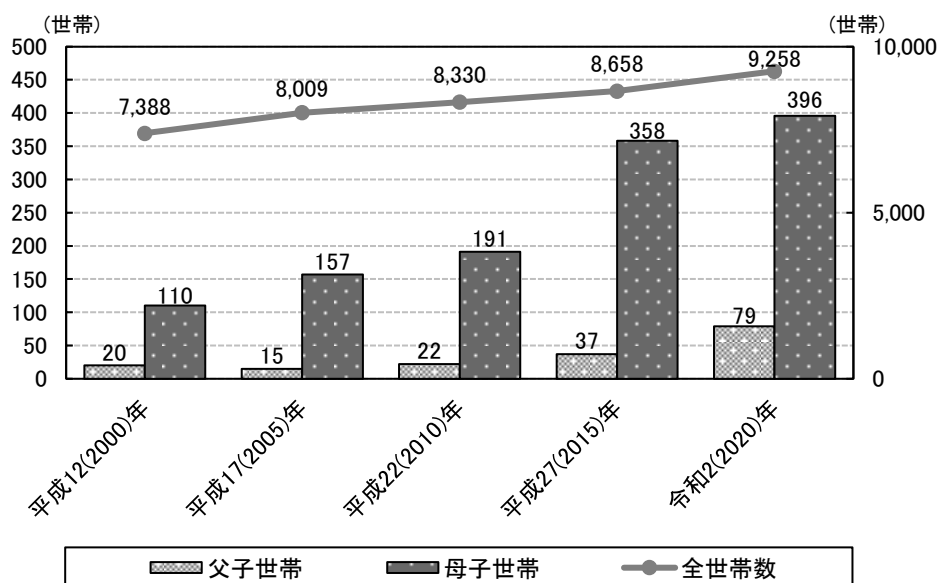
ひとり親世帯の推移(表)をみると、父子世帯、母子世帯、共に増加しています。

図 子育て世帯(18歳未満のこどもがいる世帯)の推移



資料:国勢調査

表 ひとり親世帯の推移

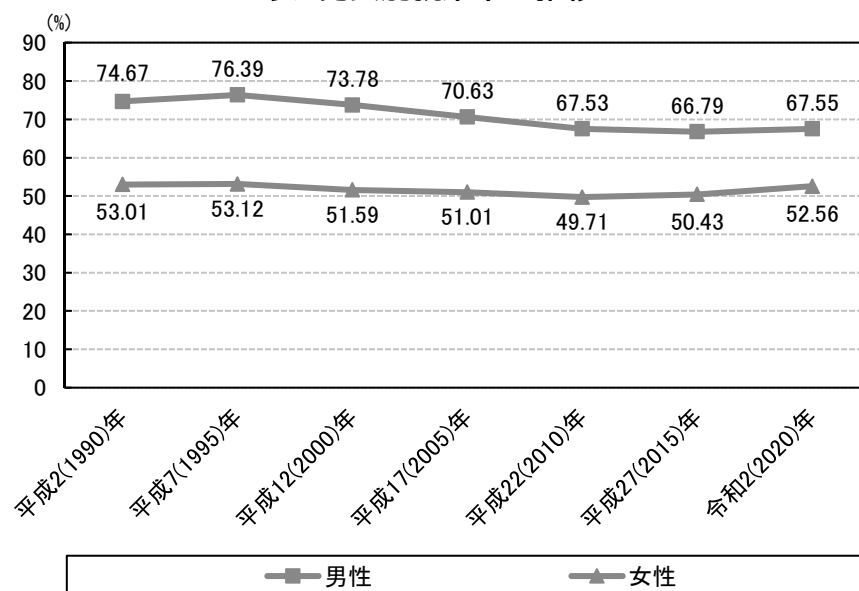


資料:国勢調査

## (5)就業率の推移

当町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は平成7年をピークに減少してきましたが、令和2年に増加に転じています。また、女性はほぼ横ばいで推移しつつも増加傾向となっています。

表 男女別就業率の推移



資料:国勢調査



## (6)国の貧困に関する動向

わが国の相対的貧困率<sup>1</sup>は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると昭和60年は12.0%でしたが、平成24年は過去最高の16.1%を示し、それ以降は15%台で推移しています。

平成30年から貧困率の計算方法が修正されているため、時系列での比較はできませんが、平成30年から令和3年の相対的貧困率は0.3ポイント改善しています。

こどもの貧困率も昭和60年の10.9%から、平成24年には過去最高の16.3%となりましたが、その後は13%台に改善しました。新基準でみると、令和3年には11.5%となり、平成30年の14.0%から2.5ポイント改善しましたが、こどもの約9人に1人が貧困状態にあると考えられています。

こどもがいる現役世帯<sup>2</sup>の相対的貧困率は、令和3年で10.6%であり、そのうち大人が一人の相対的貧困率は44.5%と、大人が二人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

次ページの「図 こどもの年齢層別の貧困率の動向」をみると、平成30年から令和3年にかけて0～20歳まで年齢層で減少していますが、21～24歳の年齢層では増加しています。

表 貧困率の年次推移

|            | 1985年<br>(昭和60年) | 1988年<br>(昭和63年) | 1991年<br>(平成3年) | 1994年<br>(平成6年) | 1997年<br>(平成9年) | 2000年<br>(平成12年) | 2003年<br>(平成15年) | 2006年<br>(平成18年) | 2009年<br>(平成21年) | 2012年<br>(平成24年) | 2015年<br>(平成27年) | 2018年<br>(平成30年) | 新基準<br>2018年<br>(平成30年) | 新基準<br>2021年<br>(令和3年) |
|------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------|------------------------|
| 相対的貧困率     | 12.0%            | 13.2%            | 13.5%           | 13.8%           | 14.6%           | 15.3%            | 14.9%            | 15.7%            | 16.0%            | 16.1%            | 15.7%            | 15.4%            | 15.7%                   | 15.4%                  |
| こどもの貧困率    | 10.9%            | 12.9%            | 12.8%           | 12.2%           | 13.4%           | 14.4%            | 13.7%            | 14.2%            | 15.7%            | 16.3%            | 13.9%            | 13.5%            | 14.0%                   | 11.5%                  |
| こどもがいる現役世帯 | 10.3%            | 11.9%            | 11.6%           | 11.3%           | 12.2%           | 13.0%            | 12.5%            | 12.2%            | 14.6%            | 15.1%            | 12.9%            | 12.6%            | 13.1%                   | 10.6%                  |
| 大人が一人      | 54.5%            | 51.4%            | 50.1%           | 53.5%           | 63.1%           | 58.2%            | 58.7%            | 54.3%            | 50.8%            | 54.6%            | 50.8%            | 48.1%            | 48.3%                   | 44.5%                  |
| 大人が二人以上    | 9.6%             | 11.1%            | 10.7%           | 10.2%           | 10.8%           | 11.5%            | 10.5%            | 10.2%            | 12.7%            | 12.4%            | 10.7%            | 10.7%            | 11.2%                   | 8.6%                   |
| 中央値        | 216万円            | 227万円            | 270万円           | 289万円           | 297万円           | 274万円            | 260万円            | 254万円            | 250万円            | 244万円            | 244万円            | 253万円            | 248万円                   | 254万円                  |
| 貧困線        | 108万円            | 114万円            | 135万円           | 144万円           | 149万円           | 137万円            | 130万円            | 127万円            | 125万円            | 122万円            | 122万円            | 127万円            | 124万円                   | 127万円                  |

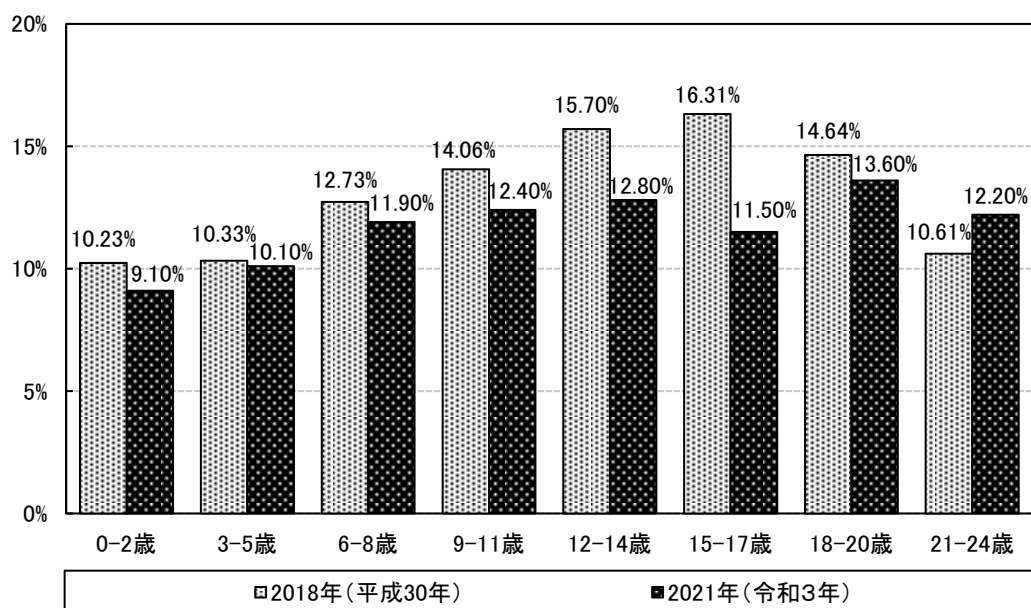
中央値：世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いた所得)を低い順に並べて算出した真ん中の順位の人の所得  
 貧困線：中央値の半分の額

資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」

<sup>1</sup> 大多数の世帯よりも貧しい状況にある世帯の割合を指す指標

<sup>2</sup> 世帯主が18歳以上65歳未満の世帯で、18歳未満のこどものいる世帯

図 こどもの年齢層別の貧困率の動向



資料:阿部彩(2024)「こどもの貧困率の動向(2022 調査 update)」JSPS22H05098, <https://www.hinkonstat.jp/>

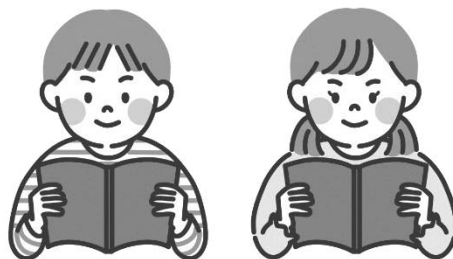
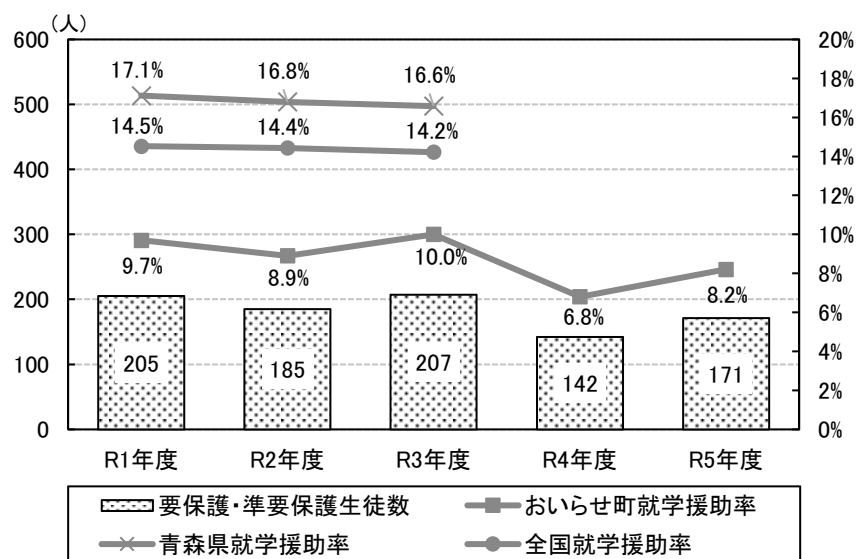


## 2. おいらせ町におけるこどもの現状

### (1) 就学援助を受けている児童生徒の推移

学校教育法(昭和23年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品等の援助を行っています。要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、令和5年度には171人となっており、全児童生徒数に占める割合は8.2%と横ばい傾向にあります。

図 要保護・準要保護認定の推移



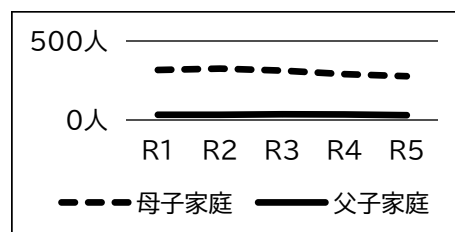
## (2)ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当受給者の推移

ひとり親家庭等医療費受給者数及び児童扶養手当<sup>1</sup>受給者数は、共に減少傾向にあります。

### ひとり親家庭等医療費受給者数の推移

| 年度   | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|------|------|------|------|------|------|
| 母子家庭 | 317人 | 325人 | 313人 | 291人 | 277人 |
| 父子家庭 | 33人  | 32人  | 36人  | 34人  | 30人  |
| 計    | 350人 | 357人 | 349人 | 325人 | 307人 |

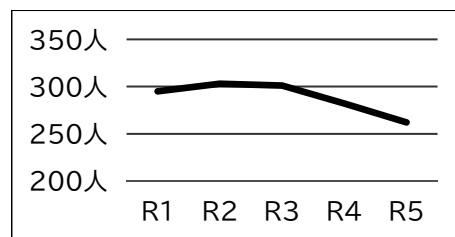
※数値は、当町の「ひとり親家庭等医療費受給者数」の各年度3月末の人数



### 児童扶養手当受給者数の推移

| 年度  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|-----|------|------|------|------|------|
| 受給者 | 295人 | 303人 | 301人 | 282人 | 262人 |

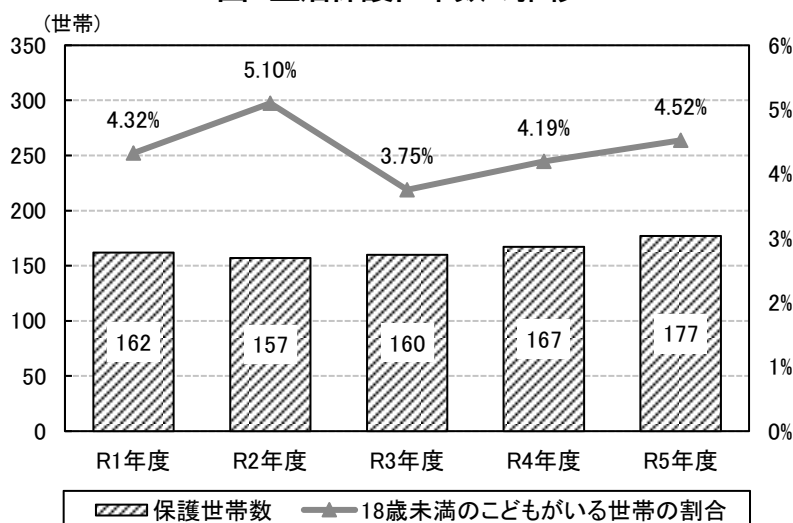
※数値は、当町の「児童扶養手当受給者数」の各年度3月末の人数



## (3)生活保護世帯の推移

生活保護世帯は増加傾向となっています。また、18歳未満のこどもがいる世帯の割合は令和3年から緩やかに増加を続けています。

### 図 生活保護世帯数の推移



<sup>1</sup> ひとり親等家庭の生活の安定、自立の促進を通じてこどもの福祉の増進を図ることを目的として支給する手当

### 3. ニーズ調査結果

#### (1)調査の概要

##### ①調査の目的

本調査は、主に本計画の「5章 教育・保育・子育て支援事業の確保方策」の参考資料とするため、子育て世代に対し「現在の状況」及び「今後の保育サービス等利用希望」について、ニーズ調査を実施しました。

##### ②調査対象

| 調査の種類         | 対象者             |
|---------------|-----------------|
| こども・若者生活実態調査  | 15歳から40歳未満までの町民 |
| こども子育て支援ニーズ調査 | 18歳以下のこどもがいる保護者 |

##### ③調査方法

###### ■こども・若者生活実態調査

15歳～18歳と19歳～40歳未満の年齢に分け、2種類の調査票を作成し、郵送及びオンラインにより調査を実施

###### ■こども子育て支援ニーズ調査

未就学児の保護者と小学生から18歳以下のこどもがいる保護者に分け、2種類の調査票を作成し、郵送及びオンラインにより調査を実施

##### ④調査期間

令和6年3月28日から令和6年4月19日

##### ⑤調査の配付・回収数及び回収率

| 調査の種類         | 配付数   | 回収数 | 回収率   |
|---------------|-------|-----|-------|
| こども・若者生活実態調査  | 1,100 | 353 | 32.1% |
| こども子育て支援ニーズ調査 | 1,870 | 919 | 49.1% |

#### アンケート調査結果の見方について

アンケート調査は、単一回答と複数回答があります。

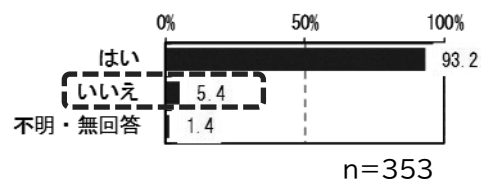
- ・単一回答の合計は、100%となります。(四捨五入上 99%、101%等の可能性有)
- ・複数回答の合計は、100%とはなりません。複数回答は、クロス集計による深掘りや選択肢をランキング化し、何が最も重要なのかを把握することができます。

## (2)主な調査結果

### (ア)こども・若者生活実態調査

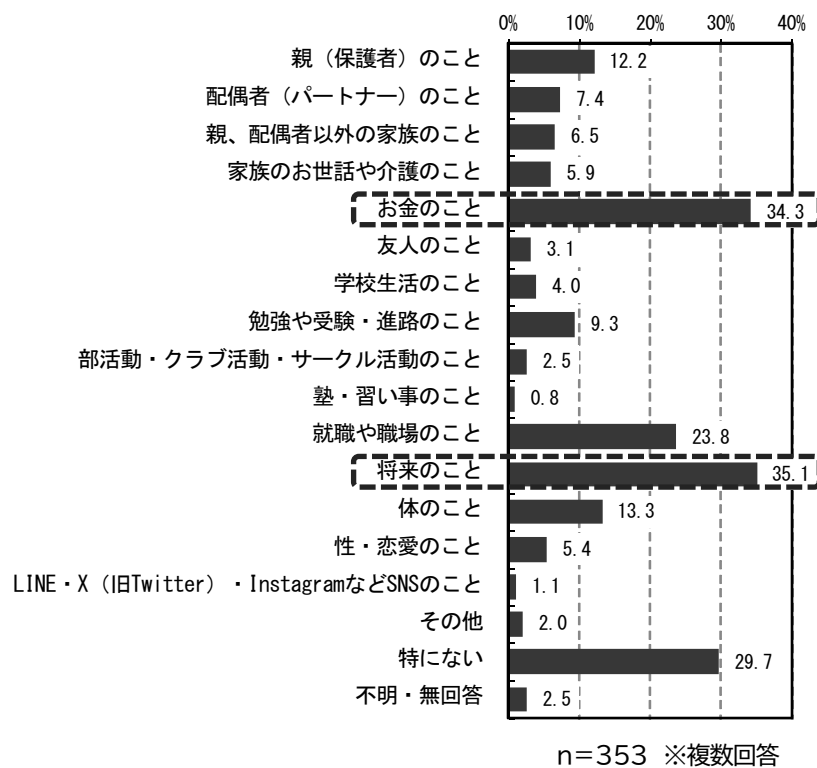
#### ①居場所があると感じているか

「はい」が93.2%となっている一方で、「いいえ」が5.4%となっています。



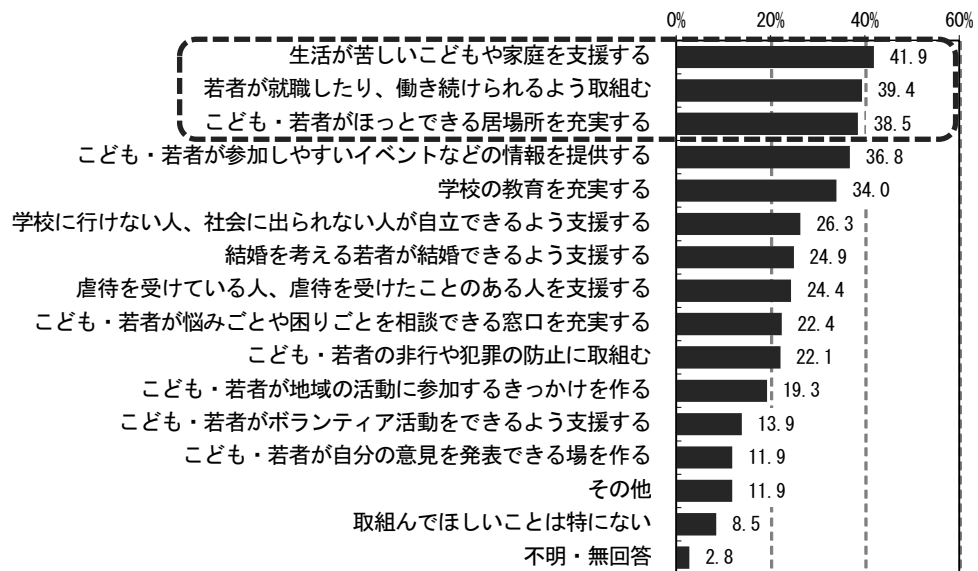
#### ②悩みや困っていること

「将来のこと」が35.1%で最も多く、「お金のこと」が34.3%と「特にない」が29.7%が続いています。



### ③子ども・若者への支援について町に取り組んでほしいこと

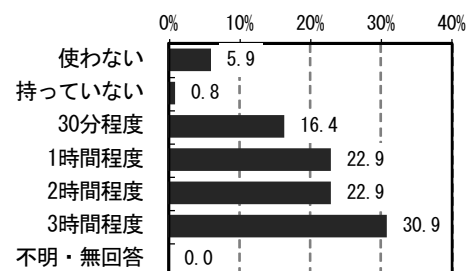
「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が41.9%で最も多く、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が39.4%、「子ども・若者がほっとできる居場所を充実する」が38.5%と続いています。



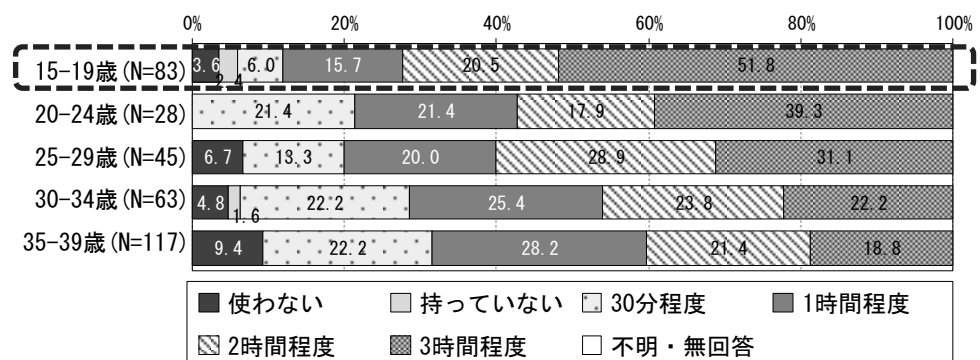
n=353 ※複数回答

### ④平日の夕方に携帯電話・スマートフォンを使う頻度

「3時間程度」が30.9%で最も多く、「1時間程度」と、「2時間程度」は、共に22.9%となっています。年齢別に見ると、年齢が若いほど3時間程度と回答する割合が高くなっています。



n=353

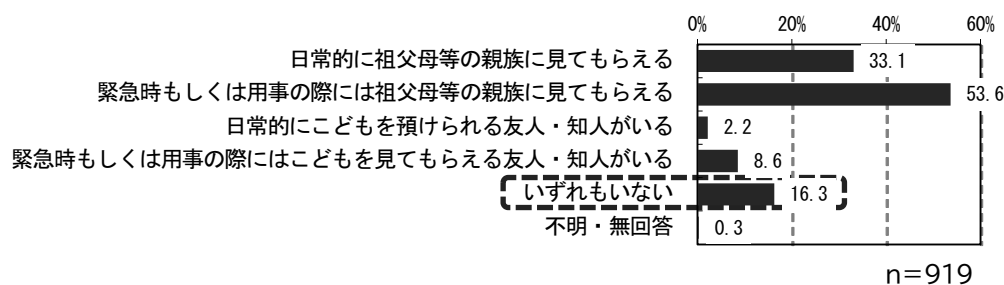


## (イ)こども子育て支援ニーズ調査

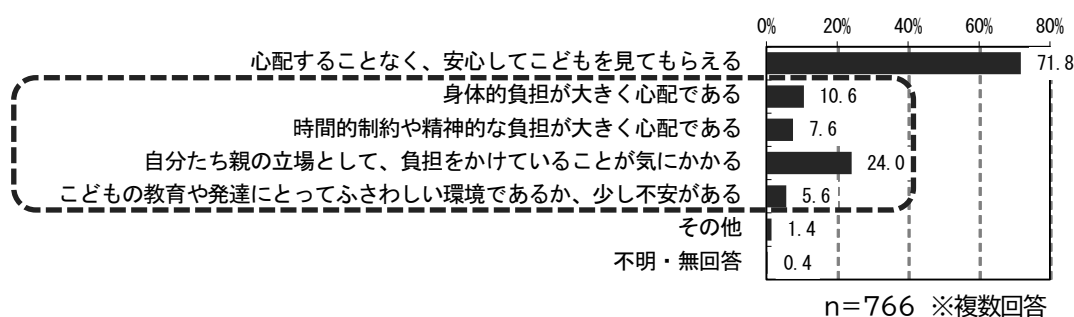
### ①こどもを見てもらえる親族・知人の有無、こどもを見てもらっている状況

「こどもを見てもらえる人の有無」では、16.3%が「いずれもない」と回答しています。「見てもらっている状況」でも47.8%が不安を持っています。

【こどもを見てもらえる親族・知人の有無】

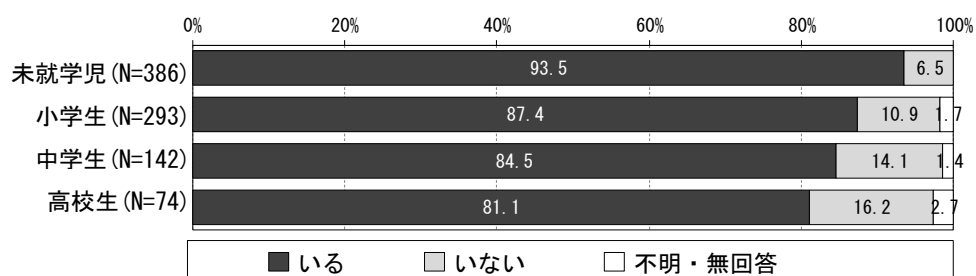
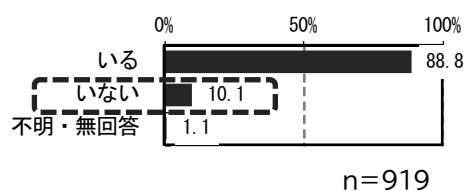


【こどもを見てもらっている状況】



### ②相談者の有無

「気軽に相談できる人の有無」では 10.1%がいないと回答しています。こどもが大きくなると共に相談できる人がいない人が増加しています。

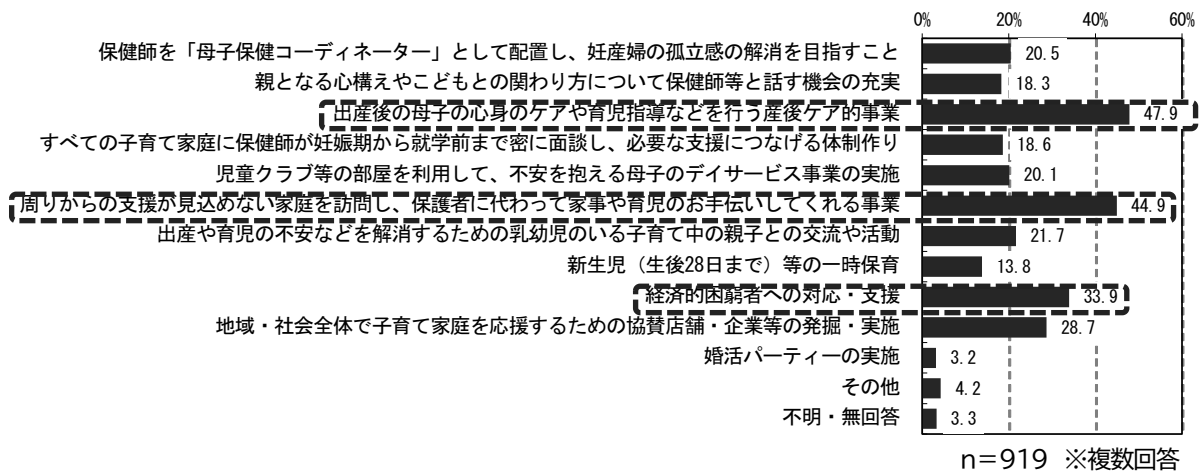


### ③結婚、出産、産後時に大切だと思うこと

結婚、出産、産後時に大切なことでは、

- ・出産後の母子の心身のケアや育児指導等を行う産後ケア的事業:47.9%
- ・周りからの支援が見込めない家庭を訪問し、保護者に代わって家事や育児をお手伝いしてくれる事業(産前・産後のファミリーサポート事業等):44.9%
- ・経済的困窮者への対応・支援:33.9%

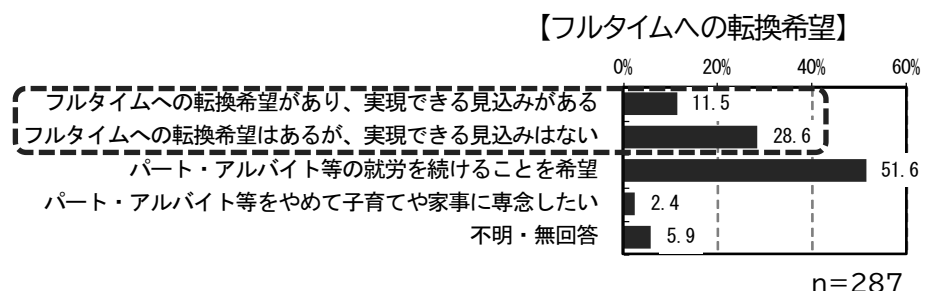
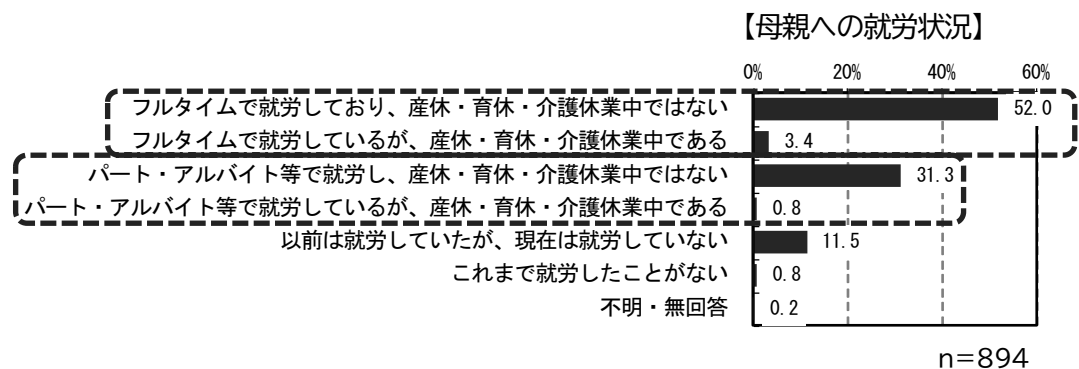
となっています。



### ④母親の就労状況、フルタイムへの転換希望

母親の就労状況は、「フルタイム」が55.4%、「パート・アルバイト」が32.1%、「未就労」が12.3%となっています。

また、「母親のフルタイムへの転換希望」は、40.1%となっています。



## ⑤父親の育児休業取得状況、育休を取得しなかった理由

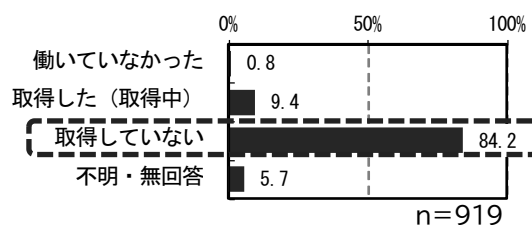
働いている「父親の育児休業未取得状況」は 84.2%となっています。

育休を取得しなかった理由は、

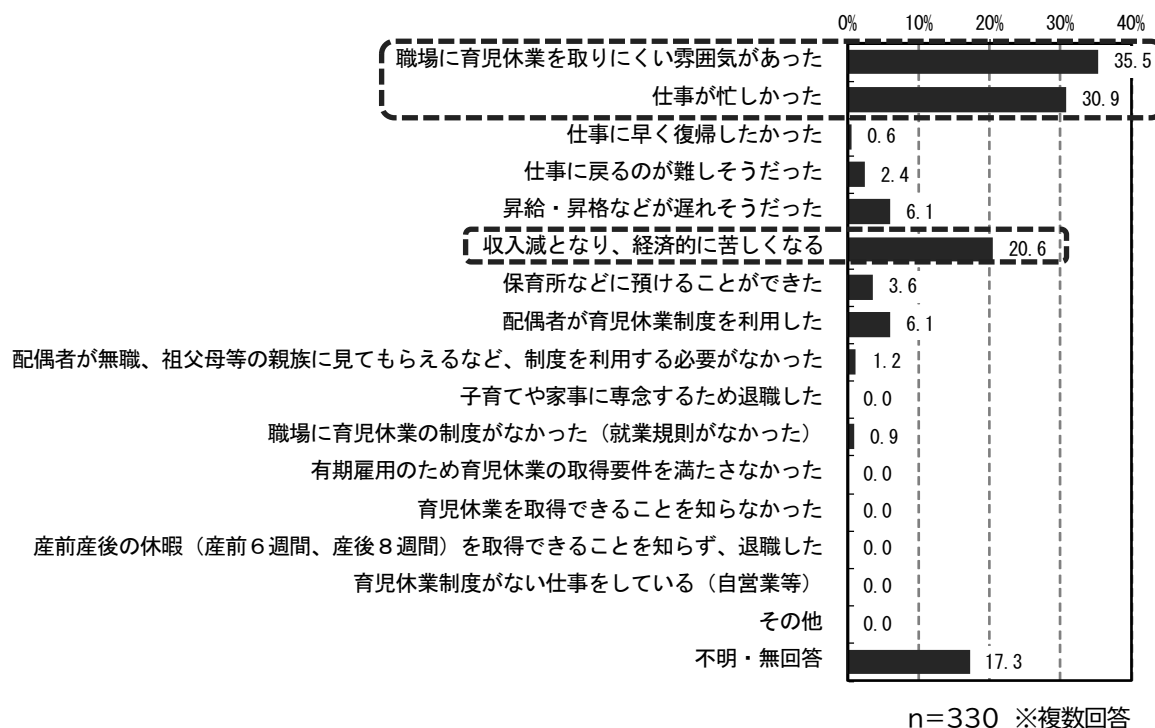
- ・職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった:35.5%
- ・仕事が忙しかった:30.9%
- ・収入減となり、経済的に苦しくなる:20.6%

となっています。

【父親の育児休業取得状況】



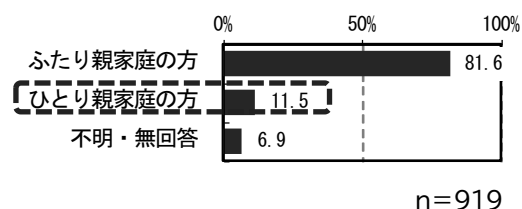
【育休を取得しなかった理由】



## ⑥家庭状況

「ふたり親家庭の方」が 81.6%、「ひとり親家庭の方」が 11.5%となっています。

可処分所得<sup>1</sup>の平均は、ふたり親家庭が 471 万円、ひとり親家庭は 237 万円となっています。



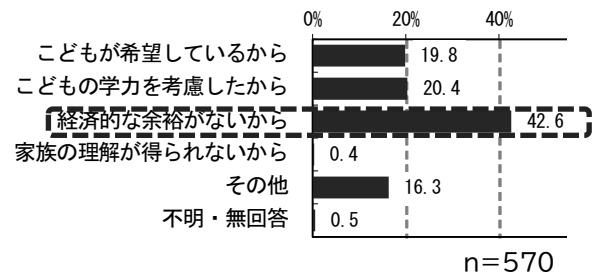
<sup>1</sup> 所得から税金や社会保険料等の支払いが義務付けられているお金を差し引いた残りの所得です。

## ⑦理想と現実的な教育段階に違いがある理由

理想と現実的な教育段階の違いがある理由は、

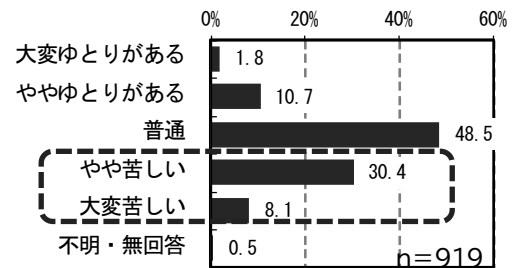
- ・経済的な余裕がないから:42.6%
- ・こどもの学力を考慮したから:20.4%
- ・こどもが希望しているから:19.8%

と続いています。



## ⑧暮らしの状況

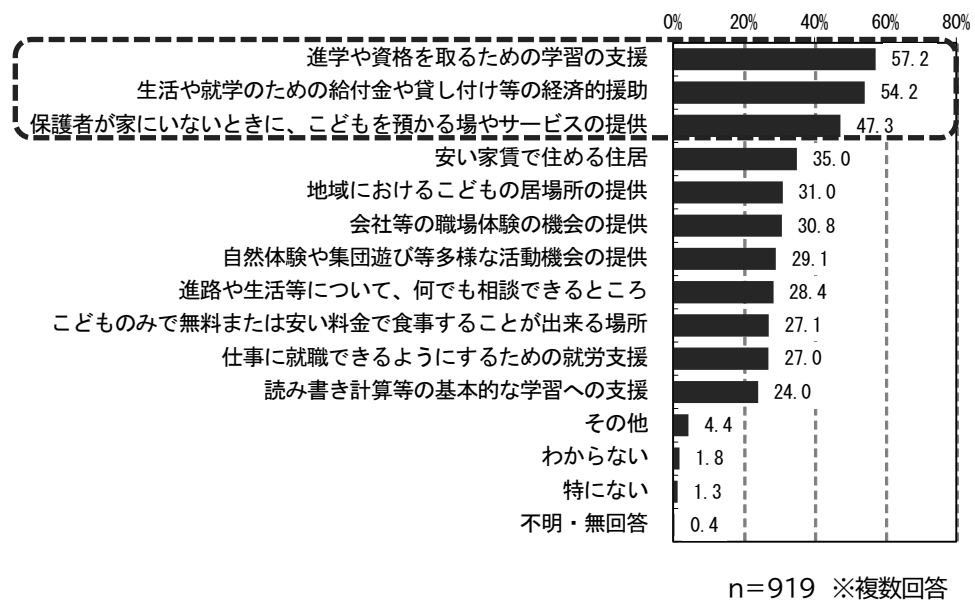
暮らしの状況では、「苦しい」が38.5%、「やや苦しい」が30.4%、「大変苦しい」が8.1%となっています。



## ⑨こどもにとって現在または将来必要だと思う支援

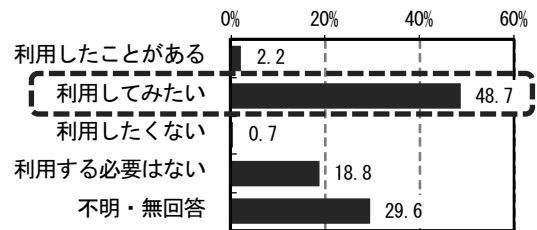
こどもにとって必要だと思う支援は、

- ・進学や資格を取るための学習の支援:57.2%
- ・生活や就学のための給付金や貸し付け等の経済的援助:54.2%
- ・保護者が家にいないときに、こどもを預かる場やサービスの提供:47.3%

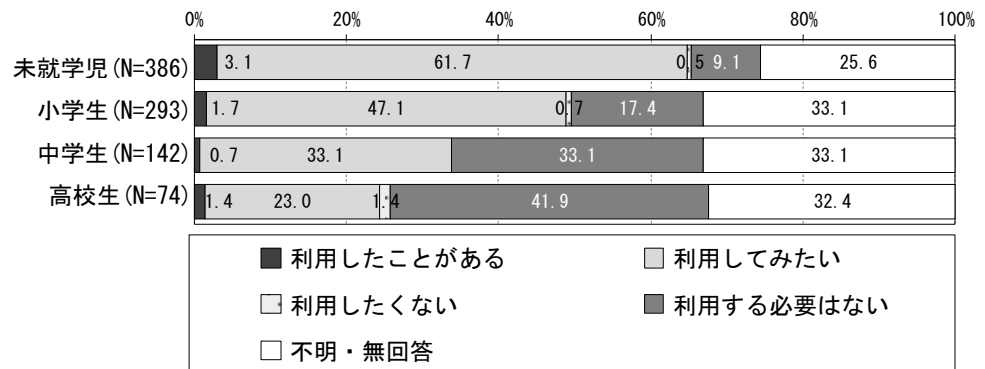


## ⑩居場所づくりの利用状況

「利用してみたい」が48.7%で最も多く、  
「利用する必要はない」が18.8%と  
「利用したことがある」が2.2%と続いています。

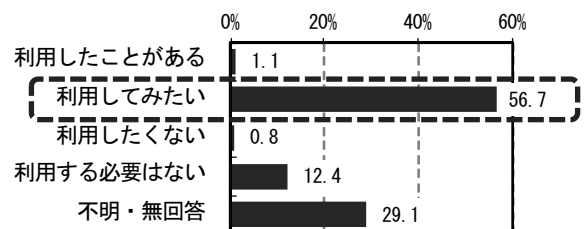


n=919

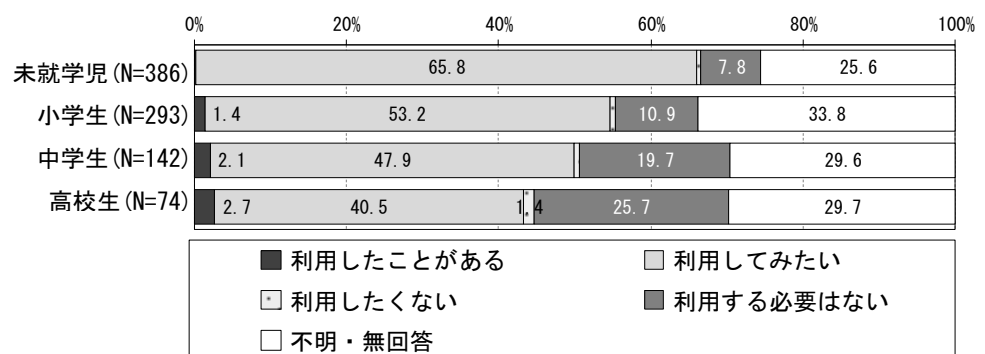


## ⑪学習支援の利用状況

「利用してみたい」が56.7%で最も多く、  
「利用する必要はない」12.4%と  
「利用したことがある」1.1%が続いています。



n=919



## 4. こどもからの意見聴取

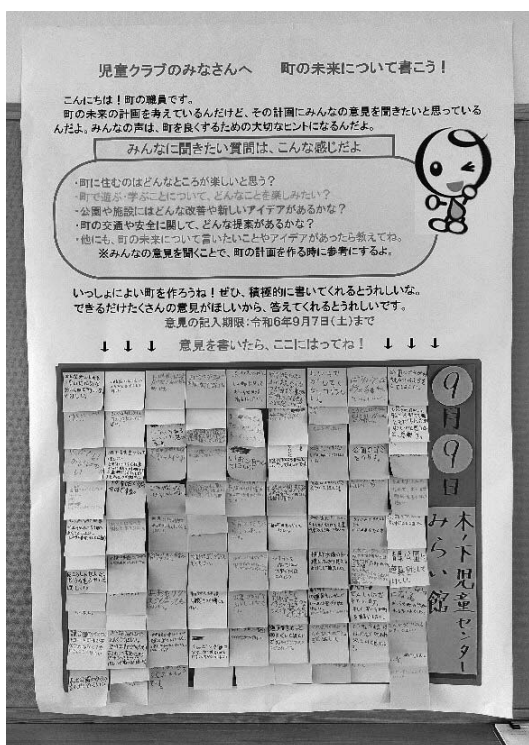
令和6年8月28日から9月7日まで、5小学校区にある全ての放課後児童クラブ(木ノ下児童センターみらい館、木内々児童センターひまわり館、太陽児童クラブ、甲洋なかよしクラブ、あゆみ児童クラブ)を利用する児童に対して、当町の未来についての意見をいただきました。

質問内容は、下記の5項目です。

- ・町に住むのはどんなところが楽しいと思う？
- ・町で遊ぶ・学ぶことについて、どんなことを楽しみたい？
- ・公園や施設にはどんな改善や新しいアイデアがあるかな？
- ・町の交通や安全に関して、どんな提案があるかな？
- ・他にも、町の未来について言いたいことやアイデアがあったら教えてね！

### 放課後児童クラブこどもの意見（抜粋）

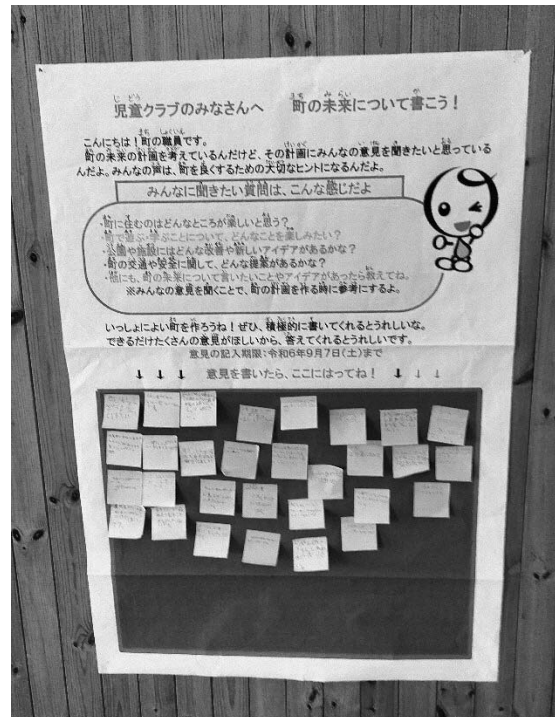
#### (1)木ノ下児童センターみらい館



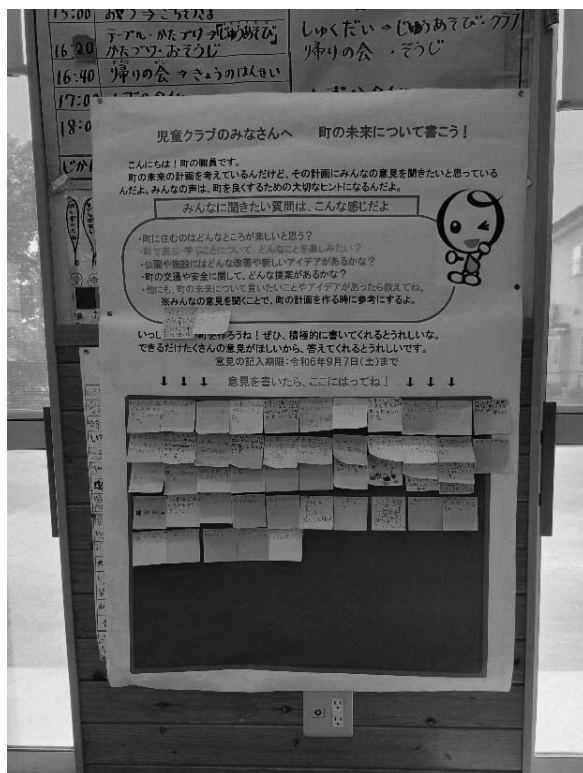
- ・いじめやけんかがないおいらせ町がいい。
- ・青葉公園の遊具を増やしてほしい。
- ・大人とこどもが楽しく遊べるところを増やしてほしい。
- ・車にひかれそうで怖いから、町全体の道路にガードレールをつけてほしい。
- ・気比神社の歩道を広くし、ガードレールもつけてほしい。歩くとき車にひかれそうで怖い。
- ・誘拐されそうで怖いから、道路を明るくしてほしい。
- ・歩道の幅を広くし、歩行者専用道路を作してほしい。
- ・冬、木ノ下小学校の周りの道路が雪だらけでどこが歩道かわかりません。たくさん雪かきをしてください。
- ・公園にゴミが落ちていたら拾う工夫をしてほしい。
- ・ショッピングモールを増やしてほしい。
- ・保育士になれる学校を作って欲しい。

## (2)木内々児童センターひまわり館

- ・下田公園をアスレチックにしてほしい。
- ・八戸のトランポリンみたいな施設がほしい。
- ・農村公園に遊具を増やしてほしい。
- ・公園や公共施設には、ゴミを捨てないようにしてほしい。
- ・町民プールにウォータースライダーがほしい。
- ・流れるプールを町民プールに付けてほしい。
- ・バスケットボールを安くできる割引券がほしい。
- ・ひまわり館が狭いので広くしてほしい。
- ・児童養護施設を作してほしい。
- ・自分のところが幸せになりたい。
- ・こども食堂を作してほしい。
- ・イオンモールにシャトレーズが欲しい。
- ・もっとショッピングモールを増やしてほしい。
- ・ラウンドワンのような施設が欲しいです。
- ・デイズニーみたいな施設が欲しいです。



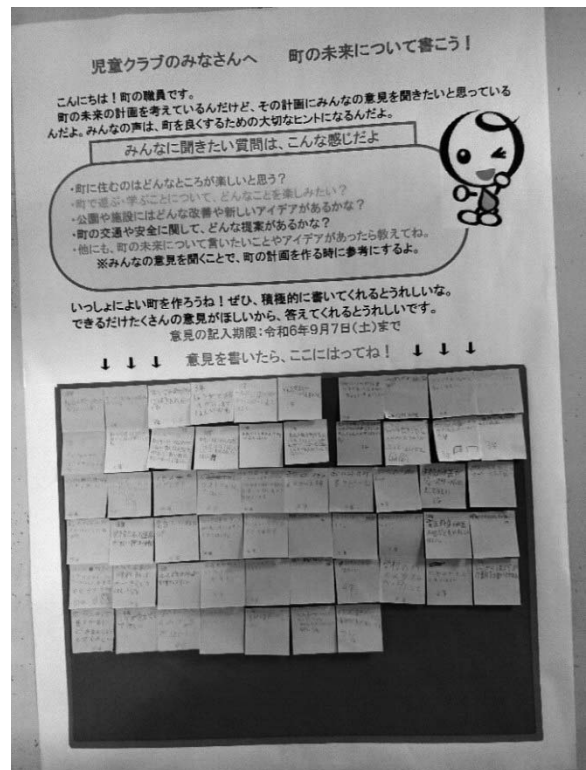
## (3)太陽児童クラブ



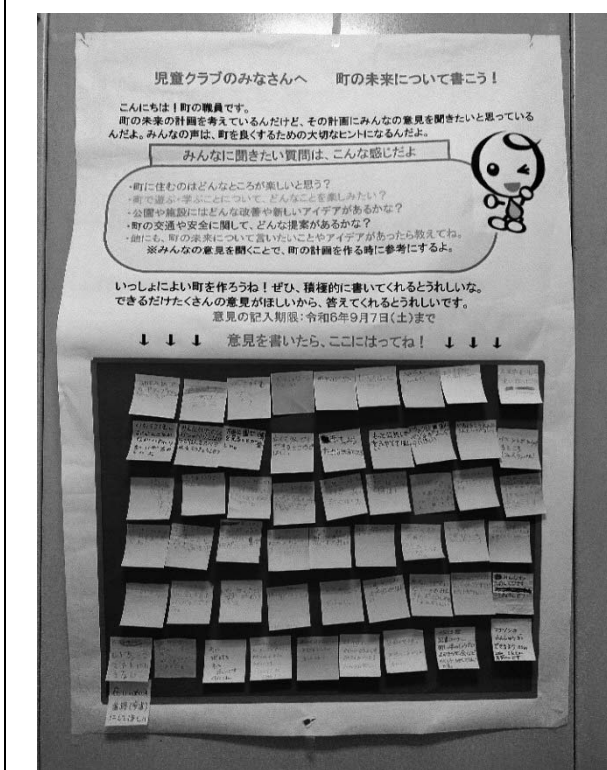
- ・阿光坊公園に電灯がほしい。
- ・もっと公園がほしいです。
- ・もとむらふれあい公園にアスレチックがほしい。
- ・もとむらふれあい公園にジャングルジムがほしい。
- ・もとむらふれあい公園に滑り台がほしい。
- ・もとむらふれあい公園にトイレがほしい。
- ・もとむらふれあい公園にバスケットボールがほしい。
- ・もとむらふれあい公園に遊具がほしいです。ブランコや鉄棒がほしい。
- ・下田小学校をもっと広くしてほしい。
- ・太陽館に遊具がほしい。
- ・バスケットボールのゴールがほしい。
- ・歩道橋を新しくしてほしい。歩道橋の手前の道を広くしてほしい。歩道を作してほしい。
- ・イオン下田に動物ふれあいコーナーが欲しい。
- ・お店屋さんにおしゃれな服があつてうれしい。
- ・イオンにいっぱいゲームセンターがあつて楽しい。

## (4) 甲洋なかよしクラブ

- ・いじめをなくしてほしい。
- ・給食が豪華になるといい。
- ・イベントが増えてほしい。
- ・修学旅行の日数を増やしてほしい。
- ・甲洋小学校にもっと遊具がほしい。
- ・一川目公園に滑り台やアスレチック、ブランコがもっと増えてほしい。
- ・二川目の遊具をもっと増やしたい。
- ・みなくる館の図書館をもっと大きくしてほしい。
- ・おいらせ川がきれいになってほしい。
- ・おいらせ町にお花畑やイチヨウの木と桜の木をたくさん増やしたい。
- ・おいらせ町のために募金をしたい。
- ・みんなが健康で争いや津波が来ないで安全な笑顔であふれる町になってほしい。
- ・ボランティアを気軽にできるようにしてほしい。



## (5) あゆみ児童クラブ



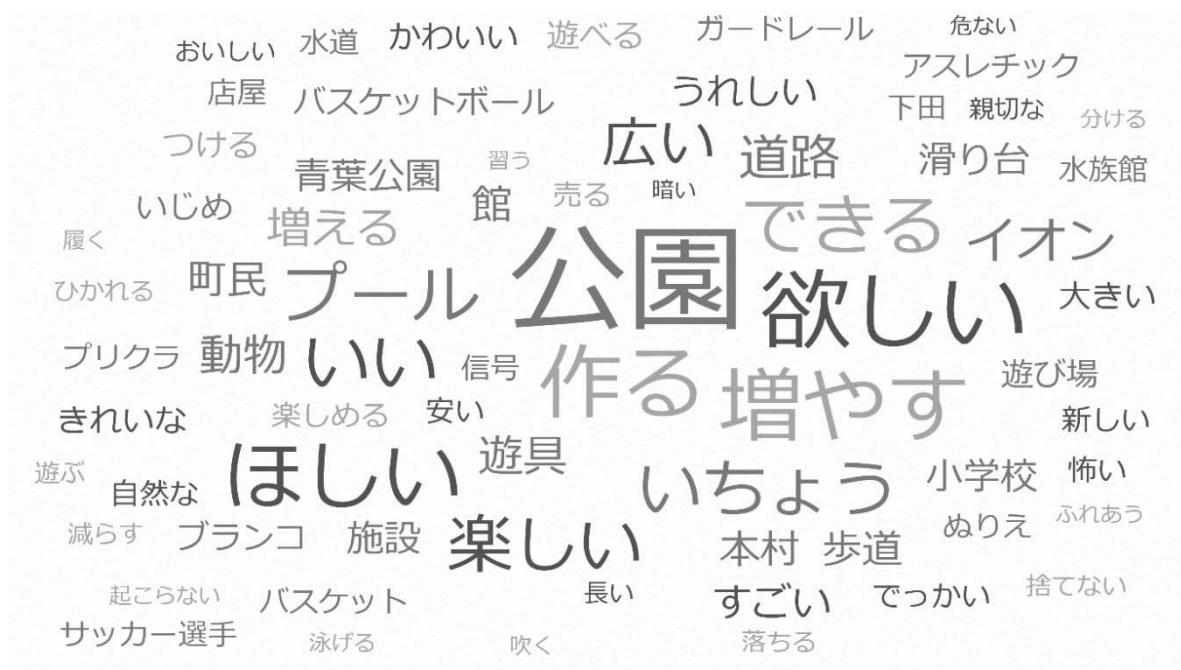
- ・学校にプールとブランコ、滑り台がほしい。
- ・いちよう公園にベンチ、うんてい、砂場、走れるグラウンド、たくさんの遊具がほしい。
- ・赤ちゃん、こども、おとな地域の皆さんが楽しめる公園がほしい。
- ・大型プールがいちよう公園近くにほしい。
- ・もっと公共施設を増やしてほしい。
- ・こどもが遊べる広い場所がほしいです。
- ・おいらせプールは、赤ちゃんに優しい温度にしてほしい。
- ・おいらせプールに長い滑り台がほしい。
- ・みなくる館の図書コーナーに新しい本の紹介と、読み聞かせ会等イベントを増やしてほしい。
- ・絵の学校が欲しい。
- ・町の中にかわいい洋服が売ってるお店が欲しい。
- ・赤ちゃんや子どもが遊べる遊び場があるとうれしいです。(室内、外、どちらも)

## (6)主なこどもの意見

|             |                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 公園・遊び場      | 多くの意見が公園や広場の設備等について、滑り台やブランコ等の遊具の設置や改修を求めています。     |
| 公共施設・公共サービス | 図書館やプール等の公共施設の増設や改善を希望する声が多いです。                    |
| 交通と安全性      | 道路の拡張や整備、歩道橋の改善等の交通インフラの安全向上を求める意見も多いです。           |
| 商業施設の増加     | コンビニやショッピングモール、専門店等を望む声が多く、買い物の利便性を高めたいとする意見が多いです。 |
| 自然環境        | 自然や公園の緑化、ゴミの清掃等、地域の美化や環境保護への関心も強いです。               |
| 教育と学校環境     | 学校の施設や習い事ができる場所の設置も要望として挙げられています。                  |

## 【こどもの意見のテキストマイニング※】

※定型化されていない文章の集合であるテキストデータから、有益な情報を抽出する分析法。



## 5. こども・若者を取り巻く課題

---

当町においては、アンケート調査結果や統計結果及び各事業の実績を踏まえて、以下に示すような課題が顕在化しています。

### (1) ライフステージに応じた相談支援

乳幼児期から、学童期、思春期、青年期まで、心身ともに健康に生活することが重要です。

こども子育て支援ニーズ調査では、気軽に相談できる人の有無は10.1%が「いない」と回答しており、こども・若者生活実態調査では、「居場所がない」と感じている人が5.4%と一定数いることや、悩みや困っていることでは「将来のこと」が35.1%、「お金のこと」が34.3%を占めています。乳幼児の発育から不登校、仕事、各ライフステージの悩みに対して、切れ目なく、相談しやすい体制を構築することが重要です。

当町においては、令和5年度に子ども家庭総合支援拠点開設に伴い、虐待をはじめとするこども家庭相談が強化されました。令和7年4月のこども家庭センター開設に向けて、さらなる相談体制強化と地域資源の開発が課題となっています。

また、国においては、こども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」と定義して、支援の対象を明確化し、国と自治体が支援を行うことが定められました。ヤングケアラーの定義にある「過度に」とは、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強)を、自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかる状態です。支援の対象年齢は、おおむね30歳未満(状況により40歳未満の者も含む)とされ、進学や就職の選択等、自立に向けた重要な移行期を含む若者を切れ目なく支援することが規定されています。



## (2)経済的支援

こども子育て支援ニーズ調査では、「ひとり親家庭」が11.5%となっており、可処分所得の平均は、「ふたり親家庭」の471万円に対して237万円と約半分となっているほか、暮らしの状況について「苦しい」が38.5%となっています。こどもの理想の教育段階と現実的な教育段階に違いがある理由としては、「経済的な余裕がないから」が42.6%で最も多く、こどもにとって必要だと思う支援では、「生活や就学のための給付金や貸し付け等の経済的援助」が54.2%となっています。また、こども・若者生活実態調査では、こども・若者への支援について、当町に取り組んで欲しいことは、「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」が41.9%で最も多くなっており、経済的支援のさらなる充実が望まれています。

## (3)産前・産後ケア等の充実

こども子育て支援ニーズ調査では、結婚、出産、産後時に大切だと思うことは、「出産後の母子の心身のケアや育児指導等を行う産後ケア的事業」が47.9%、「周りからの支援が見込めない家庭を訪問し、保護者に代わって家事や育児をお手伝いしてくれる事業(産前・産後のファミリーサポート事業)」が44.9%となっており、産前・産後の女性やその家庭に寄り添ったサポートが求められています。

## (4)女性の就業希望に伴うこどもの預け先の確保

こども子育て支援ニーズ調査では、「パートやアルバイトからフルタイムへの転換希望」が40.1%（「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがある」が11.5%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が28.6%）となっています。また、現在は就労をしていない母親で、今後の就労を希望する人も一定数いることから、就業時のこどもの預け先や、病児保育の充実が求められています。さらに、親が就労しているかいないかに関わらず、私用や通院等での預かりの利用を望む声もあります。

## (5)働きやすい職場環境づくり

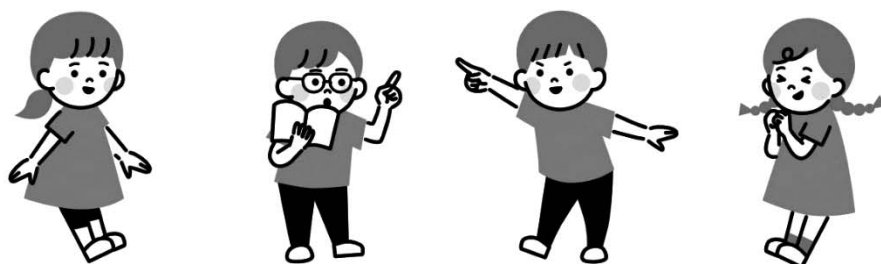
こども子育て支援ニーズ調査では、「働いている父親の育児休業未取得状況」は84.2%となっており、未取得理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が35.5%、「仕事が忙しかった」が30.9%となっています。また、こども・若者生活実態調査ではこども・若者への支援について当町に取り組んで欲しいことは、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が39.4%となっていることから、働く全ての人が職場から理解され、ワーク・ライフ・バランスが実践できる職場づくりが必要です。

## (6)こどもの居場所の充実

こども子育てニーズ調査では、こどもの「居場所づくりの利用」が48.7%、「学習支援の利用」が56.7%が利用してみたいと回答しています。こども・若者生活実態調査では、平日の夕方に携帯電話・スマートフォンを使う頻度は15～19歳の51.8%で3時間程度となっています。不登校の児童生徒も増加していることから、こどもが多様な人と交流したり、様々な体験や学習支援等が受けられる居場所の充実が望まれています。

## (7)若者が集える場

こども・若者生活実態調査では、町に取り組んでほしいこども・若者支援で「こども・若者がほっとできる居場所を充実する」が38.5%となっています。若者が職場と家庭以外で、リラックスしながら悩み等を共有し、ゆるくつながれるサードプレイス(第三の居場所)が求められています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

当町では、地域全体で子どもや若者を支え、健やかな成長と自己実現が可能となる「こどもまんなか社会」を目指しています。こどもたちは、未来における社会の原動力であり、その幸福と健全な成長を確保することは、地域全体の使命です。令和5年に施行された「こども基本法」に基づき、多様化する子育てニーズに応じた支援を提供するとともに、若い世代が人生の様々なライフイベントを乗り越え、幸福生活を送ることができる社会の実現を目指します。

本計画では、こどもや若者が健やかに成長し、将来に向かって自立できる環境を提供するという意味を込めて、次のとおり定めます。

#### 【基本理念】

すべてのこども・若者が笑顔で

未来を切り拓くことができるまち おいらせ町

### 2. 基本方針及び施策体系

| 町総合計画                       |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 子どものびのび 大人いきいき ともにつくる おいらせ町 |                       |
| 基本方針1                       | 町民と議会・行政がともに考え、行動するまち |
| 基本方針2                       | みんなが互いに助け合うまち         |
| 基本方針3                       | 豊かな心と伝統・文化が薫るまち       |
| 基本方針4                       | 快適で安心して暮らすことができるまち    |
| 基本方針5                       | 魅力ある産業を創出するまち         |
| 基本方針6                       | 自然環境と都市機能が調和するまち      |
| 基本方針7                       | 健全な行財政運営による持続可能なまち    |



| 基本理念                                    |
|-----------------------------------------|
| すべてのこども・若者が笑顔で<br>未来を切り拓くことができるまち おいらせ町 |



| 基本方針                                                                                                                                                                                                                        | 基本施策                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <b>①安心してこどもを産み育てられる環境の整備</b><br><br>妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、乳幼児期の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるため、乳幼児健診等を推進します。                                                                                         | 1. 安心してこどもを産み育てられる支援の充実<br><br>2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない一体的な支援 |
| <b>②創造力を発揮し、未来を切り拓くこども・若者の育成</b><br><br>こどもの夢の実現に向けて、学が楽しさと喜びを実感し、個を活かし、生きる力を育む学校教育と学びの場を提供し、個々の興味や才能を伸ばす環境づくりを推進します。文化、芸術、スポーツ等の分野で多様な体験を通じて、こどもたちは自己表現を深め、新しい視点を持ちながら社会に貢献できる環境を整備します。                                    | 3. こども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備                                  |
| <b>③地域全体でこども・若者を支える共生の環境づくり</b><br><br>地域社会が一体となって、こども・若者が安心して成長できる環境を整え、多様な人々との関わりを通じて、互いに尊重し合い、助け合う心を育てます。地域の大人たちが様々な形で支援することで、こどもたちは社会の一員としての責任感を身に付け、また、地域資源やコミュニティの力を活かして、子育て家庭を支える活動を広げ、世代を超えた交流を通じて、持続可能な共生社会を目指します。 | 4. こども・若者への支援の推進                                           |
| <b>④困難を抱えるこども・若者とその家族へのきめ細かなサポート</b><br><br>社会的な支援が必要な方を支えるため、保育士、教員、医療関係者等の専門職及び地域のボランティアの人材育成に力を入れ、質の高い支援を提供できるよう研修及びネットワークづくりを推進します。また、行政と関係機関が連携し、相談支援や児童虐待の予防活動の強化を図り、早期支援が行き届く体制を整えます。                                | 5. 社会的な支援が必要なこども・若者への取り組みの推進                               |





| 取 組                             | 施策の目標                                                                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)気軽に相談できる場の提供                 | 地域の支援機関と連携し、子育て家庭が必要な情報及び相談支援を気軽に受けられる環境が整い、保護者が安心して子育てできる。                                     |
| (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策           | 妊娠期から育児期までの一貫した支援により、母子の心身の健康が守られ、経済的・精神的に安心して子育てできる。                                           |
| (2)学童期・思春期に向けた保健対策の充実           | こどもが健康的な生活習慣と正しい知識を身に付け、心身ともに健やかに成長し、自他を大切にできる。                                                 |
| (3)小児医療の推進                      | 充実した小児医療体制と情報提供環境のもと、子育て家庭が安心して医療を受けられ、こどもたちが健やかに成長できる。                                         |
| (1)こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備    | 充実した教育環境のもと、こどもが多様な経験を通じて生きる力を育み、安心して学び成長できる。また、情報モラル教育及び適切な啓発活動を通じて、こどもが有害環境から守られ、安全で健全に成長できる。 |
| (2)学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上      | 学校・家庭・地域が連携・協働し、こども・若者たちが地域とのつながりの中で多様な経験を通じて健全に成長し、誰もが安心して学び続けられる。                             |
| (3)こども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごせる環境整備 | 安全な環境と多様な支援が整備され、こども・若者と子育て家庭が安心して生活できる。                                                        |
| (4)安全・安心まちづくりの推進                | 地域と関係機関が連携し、犯罪や事故から住民を守る取り組みを充実し、こども・若者が安全・安心に暮らせる。                                             |
| (1)こども・若者が、働くことや家庭を持つための取組      | こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、若者や子育て世帯が仕事と生活を調和させながら個性や能力を発揮し、自立した生活を送れる。                        |
| (2)地域における人材育成                   | 地域人材が積極的に活躍し、こどもたちが地域社会の温かな見守りの中で健全に育成されるとともに、保護者が安心して子育てできる環境が地域全体で整えられている。                    |
| (3)こども・若者の意見表明の機会の確保            | こども・若者の意見を聞き政策に反映し、支援を地域社会全体で推進する。                                                              |
| (1)児童虐待防止対策の充実                  | 児童虐待の発生が予防され、早期発見と迅速な対応が確立された環境の中で、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる。                                       |
| (2)ひとり親家庭の自立支援の推進               | ひとり親家庭が必要な支援を受けながら経済的・生活的に安定し、自立して安心して子育てできる。                                                   |
| (3)障がい児や医療的ケア児とその家族に寄り添った支援の充実  | 障がい児や医療的ケア児が必要な支援を受けながら成長し、家族も安心して生活できる環境が整い、誰もが自分らしく暮らすことができる。                                 |

## 第4章 基本施策と取組

### 1. 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

#### (1) 気軽に相談できる場の提供

##### 【施策の目標】

地域の支援機関と連携し、子育て家庭が必要な情報及び相談支援を気軽に受けられる環境が整い、保護者が安心して子育てできる。

子育て家庭を支援するための各種サービスを効果的・効率的に提供し、保護者が安心して子育てできるよう、地域の多様な支援機関と連携し、気軽に相談できる窓口の充実及び情報提供の強化に取り組めます。また、子育て家庭や子育てに関わる人の悩みや不安に対応するため、こども家庭センターや地域子育て支援センターで育児や生活に関する相談に応じます。

| 取 組           | 取組内容                                                                                             | 担当課    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども家庭センターの開設  | ・妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援に結び付け、安心できる環境を整備します。                                                      | 子育て支援課 |
| 子育てガイドブックの作成  | ・ガイドブックを作成し、子育て支援制度に関する周知の徹底・強化を図ります。                                                            |        |
| こども家庭相談       | ・家庭におけるこどもの健全育成を図る育児相談や指導を実施します。                                                                 |        |
| 地域子育て支援センター事業 | ・中学校区ごとに、子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援を実施(保育施設等に委託)します。                                               |        |
| 地域子育て相談機関     | ・地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる「地域子育て相談機関(地域子育て支援センター3ヶ所内)」を設置し、全ての妊産婦及びこどもとその家庭を対象として実施します。 |        |

##### 【他機関の事業】

| 事業名                 | 事業内容                                        | 他機関     |
|---------------------|---------------------------------------------|---------|
| 子育て応援パスポート事業        | ・店舗の協力を得て、子育て世帯に対する割引の優待制度を実施します。           | 青森県     |
| 児童相談所による<br>こども家庭支援 | ・こどもの様々な問題について、本人、家族、学校等関係機関からの相談に応じ、援助します。 | 八戸児童相談所 |

## 2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない一体的な支援

### (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

#### 【施策の目標】

妊娠期から育児期までの一貫した支援により、母子の心身の健康が守られ、経済的・精神的に安心して子育てできる。

妊娠期から育児期まで継続した母子の心身の健康支援のため、妊産婦への健康診査、産後ケア、乳幼児健康診査、新生児の家庭訪問や相談窓口での育児・栄養相談等を行います。特に、産後の母親の孤立予防と育児不安の軽減、支援が必要なこどもの早期発見・対応に取り組み、かけがえない子育て期の母子の健やかな生活を支援します。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安定した生活を支援するため、妊産婦や乳幼児の健康診査、医療費の助成等、妊娠・出産からこどもの成長に至るまで幅広い支援をします。

#### 【健診・検診】

| 取 組        | 取組内容                                                                      | 担当課    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 妊婦委託健康診査   | ・妊婦を対象とした医療機関における妊婦健康診査に対する受診券を配布(14 回分+諸検査分)します。                         | 子育て支援課 |
| パパママ歯周病検診  | ・妊婦とその夫(パートナー)を対象とした、むし歯や歯周疾患検診に対する無料受診券を配布します。出産後の親子での歯に対する健康意識の啓発を図ります。 |        |
| 産婦委託健康診査   | ・産婦を対象とした医療機関における産婦健康診査に対する無料受診券を配布(2 回分)します。                             |        |
| 乳児一般委託健康診査 | ・乳児を対象とした医療機関における乳児健康診査に対する無料受診券を配布(2 回分)します。                             |        |
| 新生児聴覚検査    | ・新生児を対象とした医療機関における聴覚検査に対する無料受診券を配布(結果により2回まで)します。                         |        |
| 股関節脱臼検診    | ・乳児を対象とした医療機関における股関節脱臼検診に対する無料受診券を配布(1回)します。                              |        |
| 3～4か月児健診   | ・3～4か月児とその保護者を対象に、小児科医や保健師による異常の早期発見、保護者の育児不安の解消、保護者の養育に関する問題の早期発見につなげます。 |        |

| 取 組                            | 取組内容                                                                                                                 | 担当課    |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1歳6か月児健康診査                     | ・1歳6か月児とその保護者を対象に、小児科・歯科診察による異常の早期発見と発達発育状況の確認により、正しい生活習慣の確立を目指し、母子保健法に基づき実施します。                                     | 子育て支援課 |
| 3歳児健康診査                        | ・3歳6か月児とその保護者を対象に、小児科、耳鼻科、歯科診察による異常の早期発見と発達発育状況の確認により、正しい生活習慣の確立を目指し、母子保健法に基づき実施します。                                 |        |
| 1歳6か月児・3歳児健診事後<br>精神発達精密健康診査事業 | ・1歳6か月児健診、3歳児健診において精神発達に関する精密健康診査が必要と認められた幼児とその保護者を対象に、心身の健全な発育に障がいをもたらすおそれのある疾病、異常を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。 |        |
| 5歳児健康診査の検討                     | ・心身の異常(精神発達の状況や言語発達の遅れ等)の早期発見、育児上問題となる事項と結果に応じた事後相談等、母子保健法に基づき、5歳児健診の実施を目指します。                                       |        |

#### 【相談支援等】

| 取 組                  | 取組内容                                                                       | 担当課    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 母子健康手帳の交付と<br>妊婦保健指導 | ・妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する母子健康手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦保健指導を行います。               | 子育て支援課 |
| 妊婦訪問                 | ・全ての妊婦を対象に訪問し、妊婦が安心して出産・育児に臨むための支援を行います。                                   |        |
| ハロー！ベビールーム           | ・妊婦とその家族を対象に助産師等が訪問することにより妊娠・出産・育児についての相談に応じ、安心して出産に向かえるよう支援します。           |        |
| ハイリスク妊産婦<br>アクセス支援事業 | ・周産期母子医療センターへの通院の際の交通費及び宿泊費の一部助成を行います。                                     |        |
| 出生届時面談               | ・出産直後の母子の様子を早期に把握する機会(14日以内)と、家族の喜びを共有しながら、その後の母子保健サービスが切れ目なく受けられるよう実施します。 |        |

| 取 組                                         | 取組内容                                                                                                                           | 担当課    |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 乳児・産婦訪問指導<br>(こんにちは赤ちゃん事業:<br>生後4か月までの全戸訪問) | ・乳児のいる全家庭を生後4か月までに訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児やその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育相談に応じ、助言や、その他の援助を行います。                               | 子育て支援課 |
| 妊婦のための支援給付事業                                | ・「妊婦の認定後に5万円」、その後「出生届出のこどもの数×5万円」を支給します。妊娠期からの切れ目ない支援を行い、「妊婦等包括相談支援事業」(伴走型相談支援)を効果的に組み合わせて行い、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう努めます。 |        |
| 産後ケア事業                                      | ・産後すぐの育児に対し、不安や困難、疲労が強い産婦等に対し助産師が宿泊や通所、訪問等の支援を行います。                                                                            |        |
| ひよこママサロン                                    | ・保護者の孤立を防ぎ、育児不安や悩みを相談し、支援を受ける場として実施します。また、保健師等が保護者の育児状況に応じた相談対応を行います。                                                          |        |
| 子育て世帯訪問支援事業                                 | ・家事・育児をすることが困難で、ほかに支援者がいない家庭にヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児等を援助します。                                                                       |        |
| 乳児のための離乳食指導                                 | ・離乳食のすすめ方の理解を図ります。                                                                                                             |        |
| 乳幼児栄養相談、栄養指導                                | ・乳幼児の栄養相談の機会を設けます。<br>・1歳6か月児健診、3歳児健診等において、肥満ややせなどについて、栄養指導を行います。                                                              |        |
| 食育の啓発事業                                     | ・食生活改善推進委員会による地産地消を通じた食育や料理教室開催等による食育活動を行います。<br>・保育施設等の栄養関連職種と連携し、食育の普及啓発に努めます。                                               |        |
| 乳幼児相談                                       | ・乳幼児とその保護者を対象に保健師がこどもの発育・発達や子育て等の相談対応を行います。                                                                                    |        |
| すくすくにじいろ相談                                  | ・1歳6か月児健診と3歳児健診の事後に幼児とその保護者を対象に、こどもの発達及び情緒面、社会性、発育発達に不安を抱える保護者に対し、育児不安の解消や、就学を見据えた支援等の相談対応を行います。                               |        |
| 養育支援訪問                                      | ・養育支援が必要な家庭に対して、保健師等の専門職が指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭が抱える養育上の問題解決や軽減を図ります。                                                             |        |
| 幼児フッ素塗布事業                                   | ・歯科医療機関へ委託し、1歳6か月児健診、3歳児健診でフッ素塗布を希望する幼児や2歳6か月児に対し、虫歯予防を目的に無料塗布券を交付します。                                                         |        |

### 【予防接種】

| 取 組           | 取組内容                                                  | 担当課    |
|---------------|-------------------------------------------------------|--------|
| こどもの予防接種      | ・こどもに対し、予防接種法に基づく予防接種を実施します。                          | 子育て支援課 |
| 任意インフルエンザ予防接種 | ・インフルエンザ予防接種費について、生後6か月から18歳（高校卒業相当）までのこどもと妊産婦に助成します。 |        |

### 【デジタル化】

| 取 組                 | 取組内容                                                                                                                                                                                | 担当課    |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 母子保健情報の<br>デジタル化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口における手続きや各教室の申込み等における電子化を充実させます。</li> <li>・母子健康カルテの電子化を検討します。</li> <li>・電子母子健康手帳、子育て支援アプリの導入を目指し、健診及び予防接種等記録の共有化と子育て情報の発信を図ります。</li> </ul> | 子育て支援課 |

## (2)学童期・思春期に向けた保健対策の充実

### 【施策の目標】

こども・若者が健康的な生活習慣と正しい知識を身に付け、心身ともに健やかに成長し、自他を大切にできる。

こどもから大人への過渡期である思春期における性及び不健康なやせなどは、次世代のこどもの心身の健康に関する重要な課題です。こどもが健康的な生活習慣を身に付け、健やかに成長できるよう、小・中学生を対象に、歯科保健対策や給食を通した食育・栄養指導を行います。また、性及び喫煙、飲酒、薬物等に関する正しい知識を普及し、健康リスクを未然に防ぎ、こども自身や他者に対する心と身体への慈しみを育みます。

| 取 組                | 取組内容                                                                                                                                 | 担当課 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 歯科保健対策             | ・小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を行います。                                                                                                      | 学務課 |
| 健康教育(保健)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体との連携による指導を充実させます。</li> <li>・各学校を通じて、性及び飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及啓発のための学習を充実します。</li> </ul> |     |
| 健やかな身体の育成、<br>食育教育 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食を通して、栄養の知識や食の大切さを指導します。</li> <li>・地産地消を推進しながら食育を実施します。</li> </ul>                          |     |

### (3)小児医療の推進

#### 【施策の目標】

充実した小児医療体制と情報提供環境のもと、子育て家庭が安心して医療を受けられ、こどもたちが健やかに成長できる。

小児医療体制は、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤として重要です。そのため、県や各医師会との連携を強化し、救急医療体制及び小児科医師の連携強化を図り、小児医療の推進に取り組みます。

| 取 組        | 取組内容                                                                                           | 担当課    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども医療費助成事業 | ・18歳(高校卒業相当)までのこどもに係る医療費を全額助成(保険外診療除く)することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援を充実させます。 | 子育て支援課 |
| 小児科医師の連携強化 | ・小児医療に関する関係機関との連携強化を図り、小児科医師の定着に努めます。                                                          | おいらせ病院 |
| 小児医療情報提供   | ・小児医療に関する情報提供体制の充実を目的とした、チラシやホームページを作成します。                                                     |        |



### 3. こども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備

#### (1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

##### 【施策の目標】

充実した教育環境のもと、こども・若者が多様な経験を通じて生きる力を育み、安心して学び成長できる。また、情報モラル教育及び適切な啓発活動を通じて、こども・若者が有害環境から守られ、安全で健全に成長できる。

こども・若者が多様な経験と学びを通じて、生きる力の育成に向けた環境の整備として、教育相談体制の充実やスクールカウンセラーの配置によるいじめ・不登校への心理面での支援や個別指導に取り組みます。また、外国語指導助手(ALT)による学習の質向上を図るとともに、職場体験等を通じて社会経験やキャリア選択につなげます。さらに、給食費無償化及び奨学金貸与等により、経済的負担の軽減支援を行います。

インターネットの普及等により、様々な情報を得やすくなった一方で、性暴力等に関する有害情報からこどもを守るため、情報モラル教育を学校や家庭で進めることが重要です。インターネットを介した犯罪や被害、依存を防止するため、保護者やこども・若者に対し、適切なインターネット利用について啓発を進めます。

| 取 組             | 取組内容                                                                                                                 | 担当課 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 給食の無償化          | ・小・中学生の給食を無償で提供します。                                                                                                  | 学務課 |
| 奨学資金貸付事業        | ・優れた資質を持ちながら、経済的な理由により就学が困難な方に奨学金を貸与します。                                                                             |     |
| 教育相談支援員の充実      | ・教育相談支援員を配置し、生徒の悩み、保護者及び教職員が抱える子育てや教育の問題について相談を受け、解決のための支援を行います。不登校児童・生徒に教育を受ける機会と場を設け、学校復帰に向けた適応指導を行います。            |     |
| 教育相談事業の充実       | ・学務課指導室に2名の教育相談員を配置し、不登校やいじめ、進路等の問題を抱えている児童生徒や保護者の相談に当たり、その解決の手助けを行います。また、各中学校に1名ずつ配置している教育相談支援員と連携し情報交換を行い支援につなげます。 |     |
| 外国語指導助手(ALT)の活用 | ・小・中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣します。                                                                                           |     |

| 取 組                 | 取組内容                                                                                                   | 担当課                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| インターネットの<br>適正利用の啓発 | ・インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止、被害防止のための啓発活動、スマートフォン依存による親子のコミュニケーション不足や危険性を啓発し、予防に努めます。 | 学務課、<br>社会教育・<br>体育課<br>各小・中学校 |
| 中学生職場体験活動           | ・中学校期における様々な職場での体験活動の推進と職業や仕事に対して、意識の啓発を行います。                                                          |                                |
| 健全育成に関する啓発          | ・青少年の健全育成に関する啓発紙の配布、講演会等を実施します。                                                                        | 社会教育・<br>体育課                   |
| 学校生活の充実             | ・基礎・基本の確実な定着のための授業改善や生活指導、教育相談を行います。                                                                   | 各小・中学校                         |
| スクールカウンセラー          | ・各小・中学校へ配置・派遣し、いじめ、不登校、暴力行為等の問題に対し、心理面からの支援を行います。                                                      |                                |

#### 【他機関の事業】

| 事業名                    | 事業内容                                                                 | 他機関     |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------|
| 生活困窮世帯児童等<br>学習支援事業    | ・小学校4年生～中学生を対象に、月2～3回程度、公民館で教員OBや大学生による学習支援を無料で行います。                 | 青森県     |
| 高等学校卒業程度認定試験<br>合格支援事業 | ・高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やそのこどもが、認定試験に合格するための対策講座を受講した場合に、受講費用の一部を助成します。 | 三戸福祉事務所 |



## (2)学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

### 【施策の目標】

学校・家庭・地域が連携・協働し、こども・若者が地域とのつながりの中で多様な経験を通じて健全に成長し、誰もが安心して学び続けられる。

こども・若者が地域社会とのつながりを深めながら学びの場を広げ、様々な経験を通じて健全に成長できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働することが重要です。保育所や幼稚園等から小学校へ、小学校から中学校へのスムーズな移行、PTAや子ども会等の地域活動への支援、家庭の教育力向上のための親子を対象にした講座、放課後等の時間を利用したこどもと若者を含む地域住民の交流等に取り組みます。また、就学援助費の支給により、就学困難なこどもの学びを確保します。

また、「こども食堂」や「フードパントリー」を行い、保護者への経済負担や労働力の軽減を図り、地域全体で子育て支援の環境づくりに努めます。さらに、地域での「こども食堂」の実施に対する周知や計画的に運営できるよう支援を行い、食事提供や遊びを通じた「こども・若者の居場所」の確保に努めます。

| 取 組                         | 取組内容                                                            | 担当課            |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------|
| 就学援助制度                      | ・経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒・保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費等の一部を援助します。         | 学務課            |
| 幼保・小・中連携の推進                 | ・こどもたちの進学に伴う環境変化への対応を図るため、幼保・小・中連携を推進します。                       | 学務課、<br>子育て支援課 |
| 自然体験・協働講座                   | ・家庭教育学級や子ども会事業、学びカレッジ事業(専門講座・こども講座)の要望を踏まえ事業を実施します。             | 社会教育・<br>体育課   |
| 各小・中学校 PTA<br>(町連合 PTA)への支援 | ・小・中学校PTA活動への補助や行事に対し、協力します。                                    |                |
| 読み聞かせ                       | ・図書館とボランティア団体との連携、小学校・認定こども園・子育てサークルでのボランティアグループによる読み聞かせを開催します。 |                |
| 親子を対象とする講座                  | ・家庭教育学級、学びカレッジ子ども講座、親子追跡ハイキング等を開催します。                           |                |

| 取 組                    | 取組内容                                                                                                                              | 担当課                         |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 青少年育成町民大会の開催           | ・青少年の育成活動を進めるため、家庭、学校、地域社会及び関係団体がそれぞれの活動を通し、町民総参加による青少年の健全育成及び非行防止対策を図り、こども・若者の健全育成を推進します。                                        | 社会教育<br>・体育課                |
| 子ども会等地域活動の<br>機会提供     | ・地域や関係機関の協力による子ども会育成組織相互の緊密な連携のもとに、子ども会の自主的な活動を育成し、こどもたちの連帯感向上を図り、こども・若者に対し、地域活動を促進します。                                           |                             |
| 地域学校協働活動の推進            | ・地域住民の参加を得て、町内全域を対象に学習や体験の多様な活動を実施します。<br>・学校に対する多様な協力活動(ボランティア)の推進と、学校支援活動、学校授業の総合学習において、地域人材・企業・団体の参画の調整等を実施することで教員の負担軽減を図ります。  |                             |
| 放課後子ども教室推進事業           | ・地域住民や企業・団体の協力を得て、学校では学習・体験できない多様な活動を行うことにより、郷土愛の醸成や自主性・社会性等を養い、地域を担う人材を育成します。                                                    | 社会教育・<br>体育課、<br>子育て支援課     |
| こども食堂、<br>フードパントリー支援事業 | ・「こども食堂」とは、地域の人々が主体的に運営し、こどもが安心して利用できる無料または低額の食堂です。食事の提供や食品を提供するだけでなく、こどもの自己肯定感を育む居場所の提供も行っています。事業実施するにあたっての課題解決や相談・調整等の支援を実施します。 | 子育て支援課                      |
| 社会を明るくする運動             | ・犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支えるため、正面から向き合い、向かう更生の道に寄り添い、その熱意と思ひやりによって人を立ち直りに導き、地域での街頭広報活動のボランティア活動を行います。                                   | 介護福祉課<br>(保護司会、<br>更生保護女性会) |
| こどもたちを対象にした<br>農業・漁業体験 | ・漁業に対する理解を深めてもらうため、サケの稚魚放流事業を実施します。<br>・農業に対する理解を深めてもらうため、学校等で行われる農業体験を支援します。                                                     | 商工観光課、<br>農林水産課             |

### (3)こども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごせる環境整備

#### 【施策の目標】

安全な環境と多様な支援が整備され、こども・若者と子育て家庭が安心して生活できる。

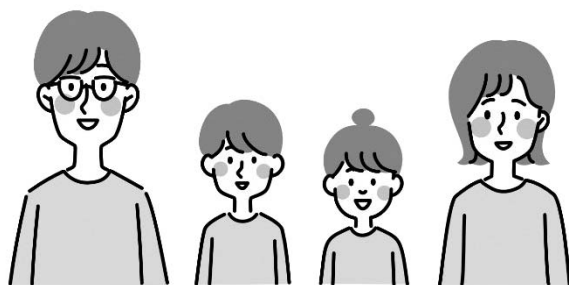
こども・若者と子育て世帯が利用しやすい公園の整備を進め、安全な通学路や交通安全施設の整備・点検を行います。また、低家賃アパートの紹介や生活資金貸付、既存制度等の対象にはならない場合で緊急性を要する際の現物支給、衣服バンク等の生活支援を実施するとともに、経済的な負担軽減のため、児童手当の支給や保育料無償化を推進します。これにより、こども・若者と子育て家庭が安心して日々の生活を送れる環境づくりを推進します。

| 取 組                | 取組内容                                                                                                                                                                  | 担当課    |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童手当の支給            | ・高校卒業相当までのこどもを養育する方へ手当を支給します。                                                                                                                                         | 子育て支援課 |
| こども医療費助成事業<br>【再掲】 | ・こども・若者が治療を受けやすい環境作りのため、高校卒業相当までの医療費を助成し、子育て世帯の負担を減らします。                                                                                                              |        |
| 保育料軽減事業            | ・年齢に関わらず第3子以降の保育料を無償化(県事業対象者の自己負担分も含め町が負担)、令和元年10月1日からの3歳児以上の保育料無償化、0～2歳児は町が独自軽減を継続します。<br>・副食費は、第3子以降を町が負担します。                                                       |        |
| 放課後児童クラブ事業         | ・5小学校区の全てに放課後児童クラブを無料で実施し、保護者が日中家庭にいない1年生から6年生までのこどもを対象に、遊びや地域活動を主とする健全育成活動を提供します。                                                                                    |        |
| 教育・保育施設の整備事業       | ・児童福祉施設等において、すべてのこどもに対して、環境及び年齢や発達の状況に応じた保育を行うため、こどもを安心して育てることができるよう施設整備にかかる経費の一部を支援します。                                                                              |        |
| ヤングケアラーへの対応        | ・顕在化しにくいヤングケアラーの現状把握は、各学校や関係機関と連携・協力して行います。また、広報紙やポスターの掲示により、周知に努めていきます。<br>・ヤングケアラーを把握した際は、関係機関と協議のうえ、必要に応じて生活環境の改善や医療等を受けることの援助、社会生活等を営むために必要な知識技能の習得等、支援へつなげていきます。 |        |

| 取 組                    | 取組内容                                                                                   | 担当課    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 公園等の整備                 | ・こども・若者やその保護者等が、安全に安心して利用できる公園のインクルーシブ <sup>1</sup> 遊具やトイレ等の設備を適切に使用できるよう更新・維持管理を行います。 | 地域整備課  |
| 庁舎等の整備                 | ・新庁舎では、ユニバーサルデザイン <sup>2</sup> により、あらゆる人の利用に配慮した、庁舎を整備します。                             | 総務課    |
| 病院の整備                  | ・新病院では、障がい者等の区別なく、あらゆる人の利用に配慮した、施設整備を検討します。                                            | おいらせ病院 |
| 低家賃アパート・空き家<br>紹介事業の検討 | ・支援を必要とする家庭に対し、案内等の支援策を検討します。                                                          | 介護福祉課  |

#### 【他機関の事業】

| 事業名           | 事業内容                                                     | 他機関     |
|---------------|----------------------------------------------------------|---------|
| 衣服バンクの情報集約・提供 | ・保育施設等で行われているバザーの洋服交換会等の情報集約や提供を検討します。                   | 認定こども園  |
| 生活福祉資金        | ・低所得者、障がい者や高齢者世帯を対象として、世帯の経済的自立促進のため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。 | 社会福祉協議会 |
| たすけあい資金       | ・低所得世帯等に対して、生活のつなぎ資金として、少額貸付を行います。                       |         |



<sup>1</sup> 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人を平等に受け入れ、参加させ、尊重する。

<sup>2</sup> 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、全ての人が利用しやすいようにデザインされた考え方。

## (4)安全・安心まちづくりの推進

### 【施策の目標】

地域と関係機関が連携し、犯罪や事故から住民を守る取り組みを充実し、こども・若者が安全・安心に暮らせる。

こどもが犯罪や事故の被害に遭わないまちづくりを推進するため、地域と関係機関が協力し、犯罪防止のための街頭キャンペーンや防犯情報の提供、パトロール活動を実施します。

また、こどもを交通事故から守るための交通安全教室や街頭啓発活動、登下校時の安全対策への補助を行います。さらに、青少年の健全育成のため、長期休業中に商業施設での防犯指導や、通学路にある横断旗の点検や設置、地域の水路やため池等危険箇所の注意喚起看板の点検及び設置を通じ、地域全体でこどもたちが安心に暮らせる取り組みを推進します。

| 取 組                  | 取組内容                                                                                | 担当課            |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 安全教育の推進              | ・災害等において、自らと周囲の方の安全確保に対する知識を学び、自助・共助の意識を高めるため、防災講座や防災訓練を実施します。                      | まちづくり<br>防災課   |
|                      | ・認定こども園等や小・中学校で、こどもたちが自分自身の身を守る意識を高められるよう、教職員又は警察等の指導による交通安全教室を実施します。               | 子育て支援課<br>、学務課 |
| こども・若者を守る<br>取り組みの推進 | ・虐待防止において、県や警察、関係行政機関、地域の民間団体との協力・連携を深め、適切な対応に努めます。                                 | 子育て支援課         |
|                      | ・認定こども園等において、カメラや警報ブザー、送迎バスの安全対策等の充実により、こどもの安全確保を図ります。                              |                |
|                      | ・放課後児童クラブでは、異学年同士による遊びや避難訓練等の体験活動、また、集団生活を通じた学びを促進します。                              |                |
|                      | ・こども食堂の活動の輪を広げるための支援や各団体の連携により、こども・若者等が利用しやすい場の提供や事業実施へのサポートの充実、地域の居場所づくりの活動を支援します。 |                |

| 取 組                             | 取組内容                                                                                                                        | 担当課                                      |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <p>こども・若者を守る</p> <p>取り組みの推進</p> | ・犯罪被害の情報を迅速に伝達するとともに、ほつとスルメールへの登録拡大及び活用を行います。                                                                               | <p>まちづくり<br/>防災課</p>                     |
|                                 | ・地域と関係機関が連携した防犯パトロール活動を実施します。                                                                                               |                                          |
|                                 | ・こどもを交通事故の被害から守るための情報提供、地域や関係機関が連携した街頭キャンペーンを実施します。                                                                         |                                          |
|                                 | ・通学路・交差点改良整備、道路照明灯・防護柵・道路反射鏡・回転灯・ガードレール・注意喚起看板・信号機の補修及び設置要望を行います。                                                           | <p>学務課、<br/>地域整備課、<br/>まちづくり<br/>防災課</p> |
|                                 | ・こども・若者が安全・安心に過ごすことができる環境づくりのため、青少年健全育成町民会議(町民会議・生徒指導連絡協議会)の連携による商業施設での防犯指導、横断旗の点検・補充、巡回活動を実施し、必要に応じて関係機関への働きかけを行う活動を推進します。 | <p>社会教育<br/>・体育課</p>                     |



## 4. こども・若者への支援の推進

### (1) こども・若者が、働くことや家庭を持つための取組

#### 【施策の目標】

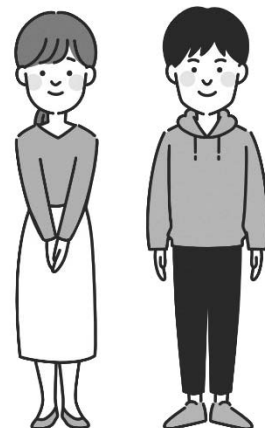
こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、若者や子育て世帯が仕事と生活を調和させながら個性や能力を発揮し、自立した生活を送れる。

こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持つとともに、希望に応じた将来を選択することができるよう支援します。若者が、社会の中で個性や能力を発揮しながら自立して生活できるよう、労働問題や職業に関する相談を行い、広報紙を通じて周知を図ります。また、関係機関と連携した求人情報の提供や仕事と子育てを両立させるための制度、法律の情報を周知します。さらに、育児等で仕事を中断した人を対象に再就職に必要なスキルを学ぶセミナーの開催支援や求職者支援制度を通じて雇用保険の対象外の人にも職業訓練機会を提供します。

| 取 組                                   | 取組内容                                                                            | 担当課           |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 労働相談・職業相談の<br>開催協力                    | ・労働問題や職業相談の開催協力と広報紙等による周知を行います。                                                 | 商工観光課         |
| ハローワークとの連携                            | ・ハローワークの求人情報を提供します。                                                             |               |
| 仕事と子育ての両立のための<br>広報・啓発・情報提供           | ・男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を行います。                                             |               |
| 家庭内での男女共同参画の<br>推進                    | ・男性の家事、子育て、介護等への参画を推進し、男性の育児休暇制度等の活用促進や男性の育児相談等を周知します。また、地域の活動における男女共同参画を推進します。 | 政策推進課         |
| 結婚新生活支援事業補助金                          | ・少子化対策推進を目的として、新婚世帯の住宅取得、住宅賃貸借費用や引越し費用等の一部を補助します。                               |               |
| あおりマッチングシステム<br>「AI(あい)であう」の<br>周知・活用 | ・県では結婚を希望する男女の出会いを支援するため、AI(人工知能)を活用し、オンライン上で男女のマッチングを行います。                     | 政策推進課、<br>青森県 |

【他機関の事業】

| 事業名                | 事業内容                                                                                                  | 他機関    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| あおり結婚応援<br>パスポート事業 | ・過去3年以内に結婚(事実婚やパートナーシップ宣誓を含む)した方もしくは今後3年以内に結婚予定の方にパスポートを発行し、お店(制度協賛店)に提示すると、各協賛店から特典やサービスを受けることができます。 | 青森県    |
| 求職者支援制度            | ・雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度につなげます。                                          | ハローワーク |



## (2)地域における人材育成

### 【施策の目標】

地域人材が積極的に活躍し、こどもたちが地域社会の温かな見守りの中で健全に育成されるとともに、保護者が安心して子育てできる環境が地域全体で整えられている。

こども・若者が地域住民と交流し、見守られながら育つことにより、地域社会の一員として健全な育成が図られることから、保育所や幼稚園での子育て支援のみならず、地域の子育て支援を充実させることが重要です。そのため、保育や育児経験のある高齢者等の地域人材の活用と養成を推進します。

| 取 組                                | 取組内容                                                                                                                                                                           | 担当課    |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども食堂、フードパントリー<br>サポート支援事業<br>【再掲】 | ・安全で安心な運営をするため、ボランティアスタッフのこどもへの接し方や約束等の共通認識を持つためのルール(行動規範)の大切さを学び、こどもも大人にとっても安全で安心な環境づくりや、実践活動の報告等の研修会・講習会に対し、各団体に積極的に周知していきます。また、日々の活動に対しての困りごとなどは、個別相談等により適切に対応し、継続支援につなげます。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター<br>提供会員養成助成金事業     | ・おいらせ町を含む八戸圏域中枢連携都市事業で、身近な地域で子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、こどもの預かりやこどもの送迎等子育ての助け合いを行う仕組みで、子育てしたい方に対し、町では研修等を受講する際のテキスト代を助成します。                                                      |        |

### (3)こども・若者の意見表明の機会の確保

#### 【施策の目標】

こども・若者の意見を聞き政策に反映し、支援を地域社会全体で推進する。

こども政策を推進するにあたり、何よりも大切なのはこども・若者の意見です。その意見から、こども・若者にとって最も良いことは何かを考え、こどもに関する取り組み・政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国や県と連携し、支援を地域社会全体で推進します。

| 取 組                         | 取組内容                                                                               | 担当課    |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども・若者の意見聴取と<br>政策への反映      | ・児童館や公共施設等の日常的にこども・若者が訪れる場所において、気軽に無理なく意見しやすい環境を作り、意見を取り入れて政策へ反映し、支援を地域社会全体で推進します。 | 子育て支援課 |
| 町長とフレッシュトーク<br>(町長と高校生の懇談会) | ・県立百石高等学校普通科1年生と町長がまちづくりについて語る懇談会を開催し、こどもの意見を取り入れて、施策へとつなげます。                      | 総務課    |



## 5. 社会的な支援が必要な子ども・若者への取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 【施策の目標】

児童虐待の発生が予防され、早期発見と迅速な対応が確立された環境の中で、すべての子どもが安心して健やかに成長できる。

こどもの権利擁護のため、児童虐待の発生予防、早期発見・対応に取り組めます。子ども家庭総合支援拠点を通じ、関係機関と連携して要保護児童等の家庭支援を行うほか、要保護児童対策地域協議会を設置・運営し、関係機関が相互に連携して支援に取り組めます。

#### 【児童虐待の予防と支援】

| 取 組                          | 取組内容                                                                                          | 担当課    |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 親子関係形成支援事業<br>(ペアレント・トレーニング) | ・こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を持つ支援が必要な保護者を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復を図ります。また、専門職が連携し、継続的なアプローチに努めます。 | 子育て支援課 |
| 子育て世帯訪問支援事業<br>【再掲】          | ・家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・子育ての支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを防ぎます。  |        |
| 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ)       | ・疾病・疲労・身体上・精神上・環境上の理由により、こどもの養育が困難となった場合に児童養護施設において、こどもの養育を行います。(原則7日以内、18歳未満の子どもが対象)         |        |
| ひよこママサロン<br>【再掲】             | ・保護者の孤立を防ぎ、育児不安や悩みを相談し、支援を受ける場として実施します。また、保健師が保護者の育児状況に応じた相談対応を行います。                          |        |
| 児童虐待防止<br>キャンペーン事業           | ・11月のオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間に合わせ、広報紙を通じて啓発活動を行います。                                             |        |

### 【虐待の早期発見と支援】

| 取 組                  | 取組内容                                                                                         | 担当課    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 要保護児童対策地域協議会<br>運営事業 | ・保健・医療・教育・保育園・児童クラブ・警察等、地域の関係機関の連携強化により、役割分担、情報交換共有、実態把握に努め、児童虐待の早期発見・早期解決を図るとともに、再発防止に努めます。 | 子育て支援課 |
| こども家庭センターの設置         | ・専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化するとともに、一人ひとりに応じたサポートプランを作成し、きめ細やかな支援を行います。                           |        |
| 養育支援訪問事業<br>【再掲】     | ・養育支援が必要な家庭に対して、保健師等の専門職が指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭が抱える養育上の問題解決や軽減を図ります。                           |        |

### 【DV被害防止と被害者支援】

| 取 組      | 取組内容                                                                                                            | 担当課    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| DV防止対策事業 | ・DV防止のため、こどもの頃からの教育や啓発活動を充実しつつ、社会教育事業を通して暴力の防止に向けた学習やイベント、広報紙を通じて啓発活動を実施します。また、DV被害者に対し寄り添いながら、心のケアと今後の対策を講じます。 | 子育て支援課 |

### 【子育て相談支援体制の強化】

| 取 組                  | 取組内容                                                                           | 担当課    |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども家庭センターの設置<br>【再掲】 | ・こども家庭センターを中心として、母子保健機能と児童福祉機能の専門性を活かし、子育て家庭の問題に関する相談や児童虐待、DV対応等、一体的な支援を実施します。 | 子育て支援課 |

### 【人権教育・啓発の推進】

| 取 組        | 取組内容                                   | 担当課 |
|------------|----------------------------------------|-----|
| 人権擁護委員活動事業 | ・小・中学校での人権教育学習やイベントにおける人権尊重意識の啓発を図ります。 | 町民課 |

## (2)ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【施策の目標】

ひとり親家庭が必要な支援を受けながら経済的・生活的に安定し、自立して安心して子育てできる。

ひとり親家庭の子育てや家計を支援するため、児童扶養手当や医療費の支給により、経済的負担の軽減を図るとともに、生活支援のための家庭支援員の派遣を行います。また、自立に向けた就労の相談や助言指導、各種資金の貸付を行い、関係機関と連携しながら、個々の家庭の状況やニーズに応じて必要な福祉サービスにつながるよう環境整備に取り組みます。

| 取 組                | 取組内容                                                                                                                         | 担当課    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童扶養手当の支給          | ・「児童扶養手当法」に基づく母子家庭や父子家庭等への手当を、18歳の年度末まで支給します。(こどもに中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)                                                    | 子育て支援課 |
| 児童手当の支給<br>【再掲】    | ・高校卒業相当までのこどもを養育する方へ手当を支給します。                                                                                                |        |
| ひとり親家庭への<br>医療費の助成 | ・母子・父子家庭の保護者とこどもを対象に医療費を支給します。親の場合は、1医療機関毎に月千円の自己負担はありますが、ひとり親家庭等のこどもや親に係る通院、入院医療費を支給し、経済的負担を軽減することで、こどもや親の健康の保持と福祉の増進を図ります。 |        |
| 通勤定期乗車券の特別割引       | ・児童扶養手当受給者の世帯について、JR・青い森鉄道の通勤定期乗車券が3割引きになる資格証明書・購入証明書を発行します。                                                                 |        |

### 【他機関の事業】

| 事業名           | 事業内容                                                                               | 他機関     |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 母子父子寡婦福祉資金の貸与 | ・母子・父子等のひとり親家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、そのこどもの福祉を増進するため「母子父子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金を貸し付けします。 | 三戸福祉事務所 |

| 事業名                            | 事業内容                                                                                                                               | 他機関            |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ひとり親家庭<br>住宅支援資金貸付事業           | ・自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、入居する住宅を貸し付けします。「母子・父子自立支援プログラム策定事業」で、自立支援計画を策定された方が貸付の対象(貸付金は条件を満たすと償還免除。)となります。                        | 三戸福祉事務所        |
| 高等学校卒業程度認定試験<br>合格支援事業<br>【再掲】 | ・より良い条件での就職・転職ができるように、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やそのこどもが高等学校卒業程度認定試験に合格するため、民間事業者が実施する対策講座を受講した場合に、受講費用の一部を助成します。                         |                |
| 母子家庭等<br>自立支援給付費補助事業           | ・就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得のための養成訓練や講座受講に必要な経費の一部を助成する自立支援教育訓練給付費補助事業や養成機関で就業する期間、生活の負担軽減を図るため、毎月補助金を交付する高等職業訓練促進給付費補助事業を行います。 |                |
| 生活保護制度                         | ・何らかの原因で日々の暮らしに困っている方に対して、国の責任において、生活するために必要な当面の生活を保障し、その人が自分で生活できるように手助けをします。                                                     |                |
| 母子・父子自立支援員                     | ・ひとり親家庭や寡婦家庭に対し、経済上・就労・養育費の問題、こどもの養育及び教育に関する問題、住まいに関する問題、その他生活上のあらゆる相談に応じ、その自立に必要な情報提供や助言指導の支援を行います。                               |                |
| 青森県生活困窮者<br>自立相談支援事業           | ・生活困窮に至った方に対し、その方に合ったプランを専門の相談員と一緒に考え、生活・就労・家族関係の生活全体に対して継続的な支援体制を整備し、自立の促進を図ります。                                                  | 三戸地域<br>自立相談窓口 |
| 生活福祉資金の貸与                      | ・失業者に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)や、生活費等を貸し付け、自立生活を促進します。                                                                       | 青森県<br>社会福祉協議会 |
| ひとり親家庭高等職業訓練<br>促進資金貸付事業       | ・高等職業訓練促進給付費を活用して、養成機関に在学し就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けします。                                                         |                |

| 事業名                          | 事業内容                                                                                                                        | 他機関                        |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ひとり親家庭等<br>日常生活支援事業          | ・母子・父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るために、保護者が傷病や出張等で一時的にこどもの養育が困難になった際、家庭生活支援員を派遣し、無料で必要な家事や保育等の家事支援を行います。                                  | 青森県母子寡婦<br>福祉連合会           |
| ひとり親家庭等就業相談                  | ・ひとり親家庭等を対象とし、家庭状況や職業適性に関する相談に応じ、必要なアドバイスをします。                                                                              |                            |
| ひとり親家庭等<br>就業支援講習会           | ・パソコン講習のほか、介護職員初任者研修講習会、調理師試験準備講習会、調剤薬局事務講習会を開催し、資格取得を支援します。                                                                |                            |
| おいらせ町<br>母子たすけあい資金の貸与        | ・母子家庭の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的として、貸し付けします。                                                                         | 母子寡婦福祉会                    |
| ひとり親家庭等<br>就業・自立支援センター事業     | ・ひとり親家庭等を対象とし、相談(一般、法律、就業、心)、就業支援講習会(パソコン・調剤薬局事務・調理師試験準備・介護職員初任者研修)、就業情報提供等、自立のための就業支援を実施します。相談や受講料は無料ですが、受講の教材費は一部負担となります。 | ひとり親家庭等<br>就業・自立支援<br>センター |
| あおもり子育て応援<br>パスポート事業<br>【再掲】 | ・18歳未満の子どもまたは妊娠中の方がいる家庭にパスポートを発行し、店(協賛店舗)に提示すると、各店が提供する独自のサービスを受けることができます。                                                  | 青森県<br>子ども家庭<br>支援センター     |
| 結婚の応援                        | ・結婚を希望する男女の出会いを支援するため、マッチングシステムの運用やイベント情報の提供を行います。                                                                          | あおもり出会い<br>サポートセンタ<br>ー    |



### (3)障がい児や医療的ケア児とその家族に寄り添った支援の充実

#### 【施策の目標】

障がい児や医療的ケア児が必要な支援を受けながら成長し、家族も安心して生活できる環境が整い、誰もが自分らしく暮らすことができる。

未就学障がい児の発達支援や就学児の放課後デイサービスによる生活訓練を行い、日常生活を支援します。また、診断により早期発見・早期療育を行い、特別支援学級での支援や特別支援教育支援員による学校生活サポートを提供します。

医療的ケア児やその家族に対する支援は、日常生活や社会生活を地域社会全体で支え、また医療的ケア児が医療的ケア児でないこどもと共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切な教育に係る支援が行われ、個々の医療的ケア児の年齢や必要とする医療的ケアの種類、生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働に関する業務を行う関係機関と民間団体相互の緊密な連携のもとに、切れ目なく行い、医療的ケア児やその家族に対する支援に係る施策を講じ、その保護者の意思を最大限に尊重して行います。

さらに、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当、医療費助成の経済的支援や短期入所を通じて家族の介護負担を軽減し、障がい児や医療的ケア児とその家庭に寄り添った支援に努めます。

| 取 組                     | 取組内容                                                           | 担当課   |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------|-------|
| 特別児童扶養手当の支給             | ・精神または身体に中程度以上の障がいがあるこども（20歳未満）を養育する方へ手当を支給します。                | 介護福祉課 |
| 障害児福祉手当の支給              | ・精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅のこども（20歳未満）へ手当を支給します。 |       |
| 重度心身障がい者医療費助成           | ・重度心身障がい者（児）を対象とした医療費の一部助成します。                                 |       |
| 補装具の交付及び<br>日常生活用具の給付   | ・身体障害者手帳所持者や難病患者への補装具の交付や日常生活用具を給付します。                         |       |
| 移動支援                    | ・屋外での移動が困難な障がい者（児）を対象とした外出支援サービスを実施します。                        |       |
| 小児慢性特定疾病<br>児童日常生活用具の給付 | ・小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付を行います。                                   |       |
| 居宅介護                    | ・ホームヘルパーによる障がい者（児）への居宅における生活全般にわたる援助を行います。                     |       |
| 短期入所                    | ・介護者の疾病等の理由により、家庭において介護できない場合、障がい者（児）を施設に短期間入所させて、介護を行います。     |       |

| 取 組                        | 取組内容                                                                                     | 担当課                                                     |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 児童発達支援                     | ・未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。                                | 介護福祉課                                                   |
| 放課後等デイサービス                 | ・就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を行います。                                         |                                                         |
| 医療的ケア児等<br>支援体制整備の検討       | ・医療的ケア児等支援体制整備のため、町内の障がいサービス事業者や介護事業者と新規サービスの検討を進め、支援体制の確保に努めます。                         |                                                         |
| 医療的ケア児等への相談体制              | ・医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児等に関する生活全般の相談と支援を行い、医療的ケア児とその家族を支援します。                            |                                                         |
| 障がい児保育給付事業                 | ・障がい児を受け入れている認定こども園等に対し、専属の保育士を配置し対応する場合、こども1人月額7万円を支給します。                               | 子育て支援課                                                  |
| 医療的ケア児等に対する<br>個別避難計画の作成   | ・医療的ケア児等の名簿や個別避難計画の作成を行い、災害時に医療機器等の電源確保や避難行動がスムーズに行われるよう努めます。                            | 介護福祉課、<br>子育て支援課、<br>まちづくり<br>防災課                       |
| 支援を必要とする障がい児等<br>とその家族への支援 | ・障がい等により支援を必要とする人とその家族に対し、生活における課題解決にむけた支援を、医療、保健、福祉、教育、就労の関係機関と連携し行います。                 | おいらせ病院、<br>子育て支援課、<br>健康保険課、<br>介護福祉課、<br>学務課、<br>商工観光課 |
| 特別支援教育就学奨励費<br>支給事業        | ・小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための必要な経費を援助します。                  | 学務課                                                     |
| 特別支援教育の充実                  | ・就学前児童及び就学児童生徒に対する教育支援委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級での受入れ、特別支援教育支援員配置による学校生活をサポートします。 |                                                         |
| 特別支援教育支援員の<br>配置事業         | ・小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。                                  |                                                         |

## 第5章 教育・保育・子育て支援事業の確保方策

### 1. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策

#### (1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とする全ての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、国で取り組みを進めています。体系は次の表のとおりとなっています。

| 市町村主体 |                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 子どものための<br>教育・保育給付                                                                                         | 子育てのための施設等利用給付                                                                                                                                                                                                                             | 地域子ども・子育て支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 現物給付  | <b>【施設型給付費】</b><br>・認定こども園<br>・幼稚園<br>・保育所<br><b>【地域型保育給付費】</b><br>・小規模保育<br>・家庭的保育<br>・居宅訪問型保育<br>・事業所内保育 | <b>【施設等利用費】</b><br>・施設型給付を受けない幼稚園<br>・特別支援学校<br>・預かり保育事業<br>・認可外保育施設等<br><div>             ・認可外保育施設<br/>             ・一時預かり事業<br/>             ・病児保育事業<br/>             ・子育て援助活動支援事業<br/>             (ファミリー・サポート・センター事業)           </div> | ①利用者支援事業<br>②地域子育て支援拠点事業<br>③一時預かり事業<br>④延長保育事業<br>⑤病後児保育事業<br>⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>⑦乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度)<br>⑧子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業)<br>⑨放課後児童健全育成事業<br>⑩妊婦健康診査<br>⑪産後ケア事業<br>⑫乳児家庭全戸訪問事業<br>⑬養育支援訪問事業<br>⑭子育て世帯訪問支援事業<br>⑮親子関係形成支援事業<br>⑯子育て短期支援事業<br>(ショートステイ事業)<br>⑰妊婦等包括相談支援事業<br>⑱児童育成支援拠点事業<br>⑲子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業<br>⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| 現金給付  | <b>【児童手当】</b><br>0～3歳未満 月額 15,000 円(第3子以降 30,000 円)<br>3歳～高校卒業相当まで 月額 10,000 円(第3子以降 30,000 円)             |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## (2)教育・保育事業の「量の見込み」と確保方策

### ①保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の基準に基づき、保育の必要性を確認した上で認定する仕組みです。

#### ◆認定区分と提供施設

| 認定区分 | 年齢   | 保育の必要性 |        | 利用可能施設 |     |        |       |
|------|------|--------|--------|--------|-----|--------|-------|
|      |      |        |        | 幼稚園    | 保育園 | 認定こども園 | 地域型保育 |
| 1号   | 3歳以上 | 無      |        | ●      |     | ●      |       |
| 2号   |      | 有      | 教育ニーズ有 | ●      |     | ●      |       |
|      |      |        | 教育ニーズ無 |        | ●   | ●      |       |
| 3号   | 3歳未満 | 有      |        |        | ●   | ●      | ●     |

※就学前児童は、年齢及び保育の要否により、次のとおり3つに区分されます。

- ① 1号認定:「満3歳以上で保育を必要としないこども」
- ② 2号認定:「保育を必要とする満3歳以上のこども」
- ③ 3号認定:「保育を必要とする満3歳未満のこども」

### ②施設型給付・地域型保育給付・子育てのための施設等利用給付

「施設型給付」は、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付、「地域型保育給付」は、市町村が認可する小規模保育への給付です。

「子育てのための施設等利用給付」は、保護者が認可外保育施設等(一時預かりや病児保育事業やファミリー・サポート・センターを含む)や預かり保育事業を利用し支払った利用料について、無償化給付請求を行うことで、給付上限額までの範囲で給付費を支給するものです。

| 【施設型給付】 |                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定こども園  | 幼稚園・保育園(所)等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの(就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)です。 |
| 幼稚園     | 幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第22条)です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。                                                         |
| 保育所     | 保育園(所)は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設(児童福祉法第39条)です。                                                                                           |

| 【地域型保育給付】         |                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小規模保育事業           | 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で、きめ細やかな保育を行う事業です。                                                                           |
| 家庭的保育事業           | 家庭的な雰囲気のもと、主に満3歳児未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者がその居宅等の場所で保育を行う事業です。                                                          |
| 居宅訪問型<br>保育事業     | 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。                                                                 |
| 事業所内保育事業          | 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業です。                                                       |
| 【子育てのための施設等利用給付】  |                                                                                                                               |
| 施設型給付を<br>受けない幼稚園 | 子ども・子育て支援法に移行していない私立幼稚園(私学助成幼稚園)です。                                                                                           |
| 特別支援学校            | 子ども・子育て支援法に移行していない特別支援学校幼稚部(当町には該当無し)です。                                                                                      |
| 預かり保育事業           | 4月1日時点で3歳から5歳までのこどもであり、町から保育の必要性が認定を受けた場合は、利用料の無償化の対象となります。また、満3歳未満のこどもについては、住民税非課税世帯でかつ町から保育の必要性が認定を受けた場合のみ、利用料の無償化の対象となります。 |
| 認可外保育施設等          |                                                                                                                               |

### (3)教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

当町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況及び施設整備状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、子ども・子育て支援法に基づく提供区域は1区域として設定しました。

放課後児童クラブについては、各小学校区を区域として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、次の事項が判断材料となりました。

- ① 当町のこども人口の0～5歳は増加傾向にないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって新たに教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ② 町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自動車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業においても、地域のこども人口の増減等各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④ 近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に町外の保育施設を利用していること。

## 町内保育所等一覧



| No. | 施設区分        | 施設名       | 所在地               | 電話番号         |
|-----|-------------|-----------|-------------------|--------------|
| 1   | 幼保連携型認定こども園 | 三田保育園 ★   | 三本木 74 番地 28      | 0178-56-2008 |
| 2   | 幼保連携型認定こども園 | 二川目保育園    | 二川目三丁目 53 番地 2    | 0178-53-2041 |
| 3   | 幼保連携型認定こども園 | 一川目保育園    | 一川目二丁目 65 番地 278  | 0178-52-3864 |
| 4   | 幼保連携型認定こども園 | あゆみ保育園 ★  | 後田 23 番地 3        | 0178-52-2206 |
| 5   | 幼保連携型認定こども園 | 深沢保育園     | 深沢二丁目 11 番地 5     | 0178-52-3756 |
| 6   | 幼保連携型認定こども園 | 川口保育園     | 新田 57 番地          | 0178-52-4133 |
| 7   | 幼保連携型認定こども園 | おおぞら保育園   | 菜飯 53 番地 1        | 0178-56-4015 |
| 8   | 幼保連携型認定こども園 | 錦ヶ丘保育園    | 瓢 165 番地 32       | 0178-56-4051 |
| 9   | 幼保連携型認定こども園 | 菜の花こども園 ★ | 緑ヶ丘二丁目 50 番地 1161 | 0176-53-8670 |
| 10  | 幼保連携型認定こども園 | 下田こども園    | 立蛇 78 番地 5        | 0178-56-2254 |
| 11  | 幼保連携型認定こども園 | 本村こども園    | 中谷地 13 番地         | 0178-56-2532 |
| 12  | 幼保連携型認定こども園 | もりのか保育園   | 鶉久保山 117 番地 875   | 0176-51-1147 |
| 13  | 幼保連携型認定こども園 | 百石幼稚園     | 沼端 14 番地 75       | 0178-52-5225 |
| 14  | 学校法人 下田学園   | しもだ幼稚園    | 青葉五丁目 50 番地 841   | 0176-51-1850 |

★は、地域子育て支援センターを設置している施設です。

#### (4)教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

##### ①こども人口の推計

当町のこども人口の推計は、0～5歳では、令和7年度(1,294人)から計画最終年である令和11年度(1,249人)では45人減少する見込みです。6～11歳では、同期間で1,400人から1,388人と12人減少する見込みとなっています。

| 年齢  | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 191   | 189   | 187   | 186   | 184   |
| 1歳  | 199   | 199   | 197   | 195   | 194   |
| 2歳  | 207   | 210   | 210   | 208   | 206   |
| 3歳  | 238   | 215   | 217   | 217   | 215   |
| 4歳  | 220   | 243   | 219   | 222   | 222   |
| 5歳  | 239   | 226   | 249   | 224   | 228   |
| 小計  | 1,294 | 1,282 | 1,279 | 1,252 | 1,249 |
| 6歳  | 234   | 238   | 225   | 248   | 223   |
| 7歳  | 209   | 236   | 240   | 227   | 250   |
| 8歳  | 269   | 207   | 234   | 238   | 225   |
| 9歳  | 241   | 270   | 208   | 235   | 239   |
| 10歳 | 227   | 245   | 275   | 212   | 239   |
| 11歳 | 220   | 227   | 245   | 275   | 212   |
| 小計  | 1,400 | 1,423 | 1,427 | 1,435 | 1,388 |
| 合計  | 2,694 | 2,705 | 2,706 | 2,687 | 2,637 |

資料:住民基本台帳(各年3月31日 外国人を含む)

##### ②家庭類型(現状・潜在)別こども数の推計

家庭類型(現状・潜在)別こども数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望の意向を反映させた潜在割合を算出しました。(次の表のとおり)

現状と比べ、パートタイムからフルタイムへの潜在割合が高く、就業機会に対する要望が高いことが分かります。

| 家庭<br>類型 | 説 明                                  | 現在  | 潜 在    |     |        |
|----------|--------------------------------------|-----|--------|-----|--------|
|          |                                      | 実数  | 割合     | 実数  | 割合     |
| タイプA     | ひとり親                                 | 21  | 6.4%   | 21  | 6.4%   |
| タイプB     | フル×フル                                | 174 | 52.7%  | 193 | 58.5%  |
| タイプC     | フル×パート(月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)    | 96  | 29.1%  | 85  | 25.8%  |
| タイプC'    | フル×パート(下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)        | 25  | 7.6%   | 25  | 7.6%   |
| タイプD     | 専業主婦(夫)                              | 13  | 3.9%   | 6   | 1.8%   |
| タイプE     | パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部) | 0   | 0.0%   | 0   | 0.0%   |
| タイプE'    | パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)  | 0   | 0.0%   | 0   | 0.0%   |
| タイプF     | 無業×無業                                | 1   | 0.3%   | 0   | 0.0%   |
| 全 体      |                                      | 330 | 100.0% | 330 | 100.0% |

※フル:フルタイム、パート:パートタイムの略

### ③ 見込みと確保方策

#### ア)教育・保育事業

##### 教育保育施設・地域型保育事業

就学前のこどもの教育・保育の量の見込みは、毎年実施している保育施設等の利用希望調査結果数に人口推計を乗じ、町外保育施設の利用希望者数を除いています。

教育・保育の確保方策中、特定教育・保育施設利用者数も、保育施設等の利用希望調査結果に基づき算出しています。但し、確認を受けない幼稚園は、3歳から5歳児の利用定員数としています。

なお、国の「量の見込みの算出等の考え方」により計算したところ、推計値と実数との乖離が生じたことから、今回は使用しないことといたしました。

(単位:人)

| 教育・保育の量の見込み及び確保方策    |                       | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   |
|----------------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就学前のこどもの教育・保育の量の見込み  |                       | 1,058 | 1,037 | 1,036 | 1,030 | 1,024 |
| 教育・保育等の確保方策          |                       | 1,162 | 1,162 | 1,162 | 1,162 | 1,162 |
|                      | 特定教育・保育施設             | 1,103 | 1,103 | 1,103 | 1,103 | 1,103 |
|                      | 確認を受けない幼稚園            | 59    | 59    | 59    | 59    | 59    |
| 1号認定(教育:3～5歳児)       |                       |       |       |       |       |       |
|                      | 量の見込み                 | 184   | 178   | 179   | 178   | 177   |
|                      | 確保数                   | 196   | 196   | 196   | 196   | 196   |
|                      | 特定教育・保育施設             | 137   | 137   | 137   | 137   | 137   |
|                      | 確認を受けない幼稚園            | 59    | 59    | 59    | 59    | 59    |
| 需給見込み(「確保数」―「量の見込み」) |                       | 12    | 18    | 17    | 18    | 19    |
| 2号認定(保育:3～5歳児)       |                       |       |       |       |       |       |
|                      | 量の見込み                 | 464   | 449   | 450   | 447   | 444   |
|                      | 確保数                   | 524   | 524   | 524   | 524   | 524   |
|                      | 特定教育・保育施設             | 524   | 524   | 524   | 524   | 524   |
|                      | 需給見込み(「確保方策」―「量の見込み」) | 60    | 75    | 74    | 77    | 80    |
| 3号認定(保育:0歳児)         |                       |       |       |       |       |       |
|                      | 量の見込み                 | 113   | 115   | 114   | 114   | 113   |
|                      | 確保数                   | 116   | 116   | 116   | 116   | 116   |
|                      | 特定教育・保育施設             | 116   | 116   | 116   | 116   | 116   |
|                      | 需給見込み(「確保方策」―「量の見込み」) | 3     | 1     | 2     | 2     | 3     |
| 3号認定(保育:1歳児)         |                       |       |       |       |       |       |
|                      | 量の見込み                 | 142   | 141   | 140   | 139   | 139   |
|                      | 確保数                   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   |
|                      | 特定教育・保育施設             | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   |
|                      | 需給見込み(「確保方策」―「量の見込み」) | 14    | 15    | 16    | 17    | 17    |
| 3号認定(保育:2歳児)         |                       |       |       |       |       |       |
|                      | 量の見込み                 | 155   | 154   | 153   | 152   | 151   |
|                      | 確保数                   | 170   | 170   | 170   | 170   | 170   |
|                      | 特定教育・保育施設             | 170   | 170   | 170   | 170   | 170   |
|                      | 需給見込み(「確保方策」―「量の見込み」) | 15    | 16    | 17    | 18    | 19    |

※就学前児童は、年齢及び保育の要否により次のとおり3つに区分されます。

- ・1号認定:満3歳以上で保育を必要としないこども
- ・2号認定:保育を必要とする満3歳以上のこども
- ・3号認定:保育を必要とする満3歳未満のこども

|      |                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 確保方策 | <p>当町には幼保連携型認定こども園が13か所、幼稚園1か所、認可外保育所が1か所あります。地域型保育事業は未実施です。</p> <p>1号認定から3号認定の全てにおいて、保育ニーズ見込みに対しての利用定員は確保されています。今後も、当町や周辺地域住民による町内保育施設等の利用希望に基づき、保護者が必要な支援を受けられるよう、計画期間における各年度の必要量に応じて、他自治体と連携体制の確保に配慮しつつ、提供体制の整備に努めます。</p> |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

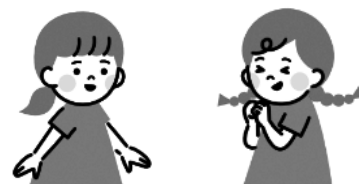
以上を総括すると、次のとおりになります。

### 《町内の就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み》

(単位:人)

| 必要利用者数 | 町内の就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み |              |            |            |            |
|--------|--------------------------|--------------|------------|------------|------------|
|        | 教育                       | 保育           |            |            |            |
|        | 1号<br>(3～5歳)             | 2号<br>(3～5歳) | 3号<br>(0歳) | 3号<br>(1歳) | 3号<br>(2歳) |
| 令和7年度  | 184                      | 464          | 113        | 142        | 155        |
| 令和8年度  | 178                      | 449          | 115        | 141        | 154        |
| 令和9年度  | 179                      | 450          | 114        | 140        | 153        |
| 令和10年度 | 178                      | 447          | 114        | 139        | 152        |
| 令和11年度 | 177                      | 444          | 113        | 139        | 151        |

※町外保育施設等の利用希望者を除いた数。



## イ)地域子ども・子育て支援事業

令和6年度子ども・子育て支援法改正により、「地域子ども・子育て支援事業」として、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」、「産後ケア事業」の新規三事業が新たに創設され、令和7年4月から施行されます。本計画において、これらを含めた「量の見込み」と対応する提供体制の「確保方策」やその実施時期を定め、町が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

### ①利用者支援事業

個別ニーズを把握し、相談・情報収集・提供の利用支援を行い、こどもやその保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業について、関係機関と連絡調整を実施する事業です。

(単位:箇所)

|        | 実施時期                                                                                                                                                                                                                           |       |       |        |        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
|        | 令和7年度                                                                                                                                                                                                                          | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 1                                                                                                                                                                                                                              | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保数   | 1                                                                                                                                                                                                                              | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②-①    | 0                                                                                                                                                                                                                              | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方策   | <p>令和7年4月のこども家庭センター設置に伴い、母子保健と児童福祉が更に連携・協力して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭を対象として、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援を、専門職による保健師等で相談支援を行い、子育て世代が安心して過ごせるよう本事業を実施します。</p> <p>また、利用者からの様々な相談に対応できるよう職員の資質向上のための研修会や、必要に応じて関係機関や関係部署の助言指導、または情報提供を行います。</p> |       |       |        |        |

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育て相談や情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                                                |       |       |        |        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
|        | 令和7年度                                                                                               | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 254                                                                                                 | 251   | 249   | 248    | 246    |
| ②確保数   | 254                                                                                                 | 251   | 249   | 248    | 246    |
| ②-①    | 0                                                                                                   | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方策   | <p>地域子育て支援センターとして、町内3か所の認定こども園に委託して実施しています。毎月広報紙に掲載し、周知することで利用希望者を増やすとともに、ニーズに対応できる体制を維持していきます。</p> |       |       |        |        |

### ③一時預かり

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となったこどもを保育所等で必要な保育を行う事業です。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                             |         |         |          |          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                          | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 247                                                                              | 247     | 247     | 247      | 247      |
| ②確保数   | 247                                                                              | 247     | 247     | 247      | 247      |
| ②－①    | 0                                                                                | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 一時預かり事業は、現在2か所の認定こども園に委託して実施しています。現在、第2子や第3子等の出産等により利用されており、ニーズに対して必要な量の確保を行います。 |         |         |          |          |

### ④延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を行う事業です。

(単位:利用数)

|        | 実施時期                                                                                          |         |         |          |          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                       | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 186                                                                                           | 186     | 186     | 186      | 186      |
| ②確保数   | 186                                                                                           | 186     | 186     | 186      | 186      |
| ②－①    | 0                                                                                             | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 延長保育は町内13か所の認定こども園に委託して実施しています。共働きの家庭が増え、保護者の帰宅時間が遅くなる場合が主な利用となっています。今後も、ニーズに対して必要な量の確保に努めます。 |         |         |          |          |

### ⑤病児・病後児童保育事業

こどもが病気または病気の回復期にあり、専用スペースにおいて集団保育が困難な時期に看護師等が一時的にそのこどもの保育を行う事業です。

(単位:利用延人数)

|        | 実施時期                                                                                             |         |         |          |          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                          | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 60                                                                                               | 60      | 60      | 60       | 60       |
| ②確保数   | 60                                                                                               | 60      | 60      | 60       | 60       |
| ②－①    | 0                                                                                                | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 病後児保育は、現在1か所の認定こども園に委託して実施しています。ニーズ調査では利用意向が見られるものの、実際の利用に至っていない状況も見受けられるため、利用しやすい環境整備を確保していきます。 |         |         |          |          |

#### ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園を利用しているこどもに対し、通園送迎費・食材料費・行事費等を施設が実費徴収しているものは負担して頂きますが、食材料費のうち副食費(おかず・おやつ等に係る費用)は、以下に該当する場合に限り免除します。①年収360万円未満相当の世帯のこども②小学校3年生までのこどもから数えて第3子以降のこども③市町村民税が課税されない者④18歳以下のこどもから数えて第3子以降のこどもの副食費(町独自施策:上限4,800円)を助成する事業です。

(単位:延人数)

|        | 実施時期                                                                           |       |       |        |        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
|        | 令和7年度                                                                          | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 204                                                                            | 204   | 204   | 204    | 204    |
| ②確保数   | 204                                                                            | 204   | 204   | 204    | 204    |
| ②-①    | 0                                                                              | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方針   | 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い制度改正されたことを受け、当町では、副食費の助成事業を実施し、引き続き子育て支援の充実に努めていきます。 |       |       |        |        |

※確保方針、見込数:17人×12月

#### ⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていないこどもを対象に、適切な遊びと生活の場を与えると共に、こどもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育て情報の提供や助言、その他の援助を行う事業です。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できます。

(単位:利用延日数)

|      |                                                                        | 実施時期  |       |       |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|      |                                                                        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0歳児  | ①量の見込み                                                                 | —     | 2     | 2     | 2      | 2      |
|      | ②確保数                                                                   | —     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 1歳児  | ①量の見込み                                                                 | —     | 4     | 4     | 4      | 4      |
|      | ②確保数                                                                   | —     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| 2歳児  | ①量の見込み                                                                 | —     | 5     | 5     | 5      | 5      |
|      | ②確保数                                                                   | —     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| 合 計  |                                                                        | —     | 11    | 11    | 11     | 11     |
| ②-①  |                                                                        | —     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方針 | 事業の本格実施にあたり、提供体制の確保に取り組みます。また、本格実施後は、利用者のニーズと利用実績を踏まえて、実施施設の見直し等を行います。 |       |       |       |        |        |

### ⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児から小学生のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                                                                                        |         |         |          |          |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                                                                     | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 12                                                                                                                                          | 12      | 12      | 14       | 14       |
| ②確保数   | 12                                                                                                                                          | 12      | 12      | 14       | 14       |
| ②－①    | 0                                                                                                                                           | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 「八戸市ファミリーサポートセンター」の利用が可能なことから、今後も体制の維持に努めます。また、令和6年度から地域の子育て支援者となる八戸市ファミリーサポートセンターの提供会員を養成するため「提供会員養成講習会」のテキスト代を補助し、持続的な子育て支援のサービス体制を確保します。 |         |         |          |          |

### ⑨放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

両親が共働き等のため、保護者が昼間家庭にいないこどもに対して、学校の余裕教室や児童館で、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して健全育成を図る事業です。

(単位:利用数)

|            |    | 実施時期                                                                                                                           |         |         |        |        |
|------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|--------|--------|
|            |    | 令和 7 年度                                                                                                                        | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の<br>見込み | 1年 | 164                                                                                                                            | 130     | 146     | 145    | 132    |
|            | 2年 | 136                                                                                                                            | 85      | 130     | 146    | 145    |
|            | 3年 | 186                                                                                                                            | 136     | 85      | 130    | 146    |
|            | 4年 | 139                                                                                                                            | 186     | 136     | 85     | 130    |
|            | 5年 | 67                                                                                                                             | 87      | 116     | 85     | 85     |
|            | 6年 | 62                                                                                                                             | 67      | 83      | 116    | 85     |
|            | 合計 | 754                                                                                                                            | 691     | 696     | 707    | 723    |
| ②確保数       |    | 754                                                                                                                            | 754     | 754     | 754    | 754    |
| ②－①        |    | 0                                                                                                                              | 63      | 58      | 47     | 31     |
| 確保方策       |    | 当町では全5小学校区において、放課後児童クラブを実施し、こどもの放課後の居場所を確保しています。利用者の要望により、朝と夕方に各 30 分間を有料での延長利用を可能としました。今後必要に応じて利用保護者や関係者と協議し、適切な学童保育の充実に努めます。 |         |         |        |        |

# ⑩妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握や保健指導を実施すると共に、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳を交付する時に妊婦健康診査受診票を交付します。

(単位:利用数)

|        | 実施時期                                                                                                                                                                                                                                                            |         |         |          |          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                                                                                                                                                                                         | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 270                                                                                                                                                                                                                                                             | 265     | 260     | 255      | 250      |
| ②確保数   | 270                                                                                                                                                                                                                                                             | 265     | 260     | 255      | 250      |
| ②－①    | 0                                                                                                                                                                                                                                                               | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | <p>全ての妊婦が、安全で安心な出産を迎えることができるように妊婦の基本健康診査費用を助成します。また、安全・安心な出産と育児のための生活指導や子育て情報の提供を行います。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産科医療機関と連携し、保健師等の訪問指導に努めます。里帰り出産等を含め、全ての妊婦が医療機関で受診できる体制を提供します。</p> <p>これまで国の基準に基づき、14回分の受診券を交付し健診費用の助成を行っています。引き続き、現状の体制を維持するとともに、見直しを図りながら改善に努めていきます。</p> |         |         |          |          |



### ⑪産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。1歳までの乳児とその母親で、利用を希望する方を対象に、医療機関や助産所等で、産後の心身の健康管理と生活に関する相談、乳房ケア、乳児の発育・発達に関する相談等を実施します。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                                                                                                                                                                                                          |         |         |          |          |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 60                                                                                                                                                                                                                                                            | 65      | 70      | 75       | 80       |
| ②確保数   | 60                                                                                                                                                                                                                                                            | 65      | 70      | 75       | 80       |
| ②－①    | 0                                                                                                                                                                                                                                                             | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | <p>現在、契約している実施か所は、八戸市内の4か所です。</p> <p>今後、事故防止に向けた安全対策(乳幼児突然死症候群予防、こどもを預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、重大事案発生時の対応等)のマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認できるよう検討し整備します。</p> <p>また、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児等の支援体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加や包摂を推進するなど、幅広い利用者のニーズに合わせた支援体制が整備できるよう検討します。</p> |         |         |          |          |

### ⑫乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、子育てに関する不安や悩み等の養育環境を把握する事業です。

(単位:利用数)

|        | 実施時期                                                                 |         |         |          |          |
|--------|----------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                              | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 178                                                                  | 176     | 174     | 172      | 170      |
| ②確保数   | 178                                                                  | 176     | 174     | 172      | 170      |
| ②－①    | 0                                                                    | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | <p>子育ての孤立を防ぐとともに、地域におけるこどもの健やかな育ちを支えるため、保健師等による乳児家庭全戸訪問事業を実施します。</p> |         |         |          |          |

### ⑬養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位:利用数)

|        | 実施時期                                                                                                                                 |         |         |          |          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                                                              | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 50                                                                                                                                   | 50      | 50      | 50       | 50       |
| ②確保数   | 50                                                                                                                                   | 50      | 50      | 50       | 50       |
| ②－①    | 0                                                                                                                                    | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、構成員の専門強化と関係機関の連携強化を図りつつ、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施します。なお、養育支援訪問事業の実績は、増加傾向にあるため引き続き訪問対象の家庭全てを訪問できる体制の維持に努めます。 |         |         |          |          |

・利用実績に則して見込数を算出

### ⑭子育て世帯訪問支援事業

近隣に支援者のいない世帯や、若年世帯、養育能力不足の世帯等、子育てに不安や悩みを抱える世帯が多く、さらには当町の虐待相談対応件数が増加し、子育て世帯を取り巻く環境や課題が深刻化・複雑化しています。家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊娠婦、ヤングケアラーがいる家庭を支援員が訪問し、家庭が抱える悩みの傾聴や家事支援等必要な支援を行い、養育環境を整えるとともに、家庭の見守りと虐待リスクの予防につなげます。その際、関係機関と連携・協力し、適切な支援に努めます。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                              |         |         |          |          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                           | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 20                                                                                | 25      | 30      | 35       | 40       |
| ②確保数   | 20                                                                                | 25      | 30      | 35       | 40       |
| ②－①    | 0                                                                                 | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 令和7年度から子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する支援が必要だと判断した家庭に対して、費用の全部又は一部を負担し実施します。 |         |         |          |          |

・1人につき利用が必要と思われる日数の平均

**⑮親子関係形成支援事業**

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、親子の関係や発達に応じたこどもとの関わり方の知識や方法を身に付けるため、講義やグループワーク等のペアレント・トレーニングを実施すると共に、同じ不安や悩みを抱える保護者同士での相談や情報交換の場を設けることで、親子間の適切な関係性の構築を支援する事業です。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                  |         |         |          |          |
|--------|-------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                               | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 6                                                     | 6       | 12      | 12       | 12       |
| ②確保数   | 6                                                     | 6       | 12      | 12       | 12       |
| ②－①    | 0                                                     | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 令和7年度から事業を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うため、町が保護者の参加費用を負担します。 |         |         |          |          |

**⑯子育て短期支援事業(ショートステイ事業)**

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもに対し、児童養護施設等において必要な養育保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                                                                                                                         |         |         |          |          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                                                                                                      | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 5                                                                                                                                                                            | 5       | 10      | 10       | 10       |
| ②確保数   | 5                                                                                                                                                                            | 5       | 10      | 10       | 10       |
| ②－①    | 0                                                                                                                                                                            | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 令和6年度から児童養護施設等との委託契約により、町が保護者の費用(全部又は一部)を負担し、ショートステイ事業を実施しています。今後は、受け入れ可能な施設を増やせるよう関係機関と情報共有し、整備体制の確保に努めます。トワイライト事業は、現在実施していませんが、夜間時間帯のニーズについて、今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行っていきます。 |         |         |          |          |

### ⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等と面談をすることにより、心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供や相談等の必要な支援につなげる伴走型相談支援事業です。

(単位:利用延日数)

|        | 実施時期                                                                                     |         |         |          |          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                  | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 561                                                                                      | 558     | 552     | 552      | 546      |
| ②確保数   | 561                                                                                      | 558     | 552     | 552      | 546      |
| ②－①    | 0                                                                                        | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 妊婦・その配偶者等に対し、面談・訪問等を実施し、子育てに関する情報提供や対象者の相談に応じるとともに、ニーズに合わせて必要な支援につなげ、適切に対応できるよう事業を推進します。 |         |         |          |          |

・妊娠届出数から対象者数を算定したうえで、1組(妊婦やその配偶者等)当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込みました。面談回数については、現行の少なくとも3回もしくは、乳児家庭全戸訪問事業と合わせ、その量を見込んでおります。

### ⑱児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うと共に、こどもや家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行い、個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図っていく事業です。

(単位:利用数)

|        | 実施時期                                                                                                |         |         |          |          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                                                             | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 10                                                                                                  | 10      | 10      | 10       | 10       |
| ②確保数   | 10                                                                                                  | 10      | 10      | 10       | 10       |
| ②－①    | 0                                                                                                   | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 現時点では、本事業の実施はありませんが、個々に応じて子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業等の地域子ども・子育て支援事業により支援します。今後の事業実施については、必要に応じて検討を進めます。 |         |         |          |          |

・相談支援員等が相談を含め対応しているこどもの中で、本事業の利用が望ましい世帯の総計

### ⑱子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)職員の専門性強化及び構成員の連携強化や訪問事業の連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とするための事業です。

(単位:件数)

|        | 実施時期                                                        |         |         |          |          |
|--------|-------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|        | 令和 7 年度                                                     | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ①量の見込み | 80                                                          | 80      | 80      | 80       | 80       |
| ②確保数   | 80                                                          | 80      | 80      | 80       | 80       |
| ②－①    | 0                                                           | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保方策   | 要保護児童等の適切な保護又は支援を図り、必要な情報交換を行うとともに支援に関する協議を行い、個々に応じた支援をします。 |         |         |          |          |

### ⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設等への参入促進の調査研究事業や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

|      |                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 確保方策 | 町民ニーズに沿った多様なサービスの提供及び教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると考えます。今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行います。 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|



以上を総括すると次のとおりとなります。

《当町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み》

(年度)

|                                     | 単位 | 実績  | 見込  | 推 計 |     |     |     |     |
|-------------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                                     |    | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| ①利用者支援事業                            | か所 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| ②地域子育て支援拠点事業                        | 延数 | 254 | 254 | 254 | 251 | 249 | 248 | 246 |
| ③一時預かり事業                            | 延数 | 247 | 247 | 247 | 247 | 247 | 247 | 247 |
| ④延長保育事業                             | 人  | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 |
| ⑤病後児保育事業                            | 延数 | 60  | 60  | 60  | 60  | 60  | 60  | 60  |
| ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業                   | 延数 | 204 | 204 | 204 | 204 | 204 | 204 | 204 |
| ⑦乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度)          | 人  | —   | —   | —   | 11  | 11  | 11  | 11  |
| ⑧子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 延数 | 10  | 10  | 12  | 12  | 12  | 14  | 14  |
| ⑨放課後児童健全育成事業                        | 人  | 719 | 712 | 754 | 754 | 754 | 754 | 754 |
| ⑩妊婦健康診査                             | 人  | 281 | 275 | 270 | 265 | 260 | 255 | 250 |
| ⑪産後ケア事業                             | 延数 | 58  | 55  | 60  | 65  | 70  | 75  | 80  |
| ⑫乳児家庭全戸訪問事業                         | 人  | 174 | 180 | 178 | 176 | 174 | 172 | 170 |
| ⑬養育支援訪問事業                           | 人  | 49  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  |
| ⑭子育て世帯訪問支援事業                        | 延数 | —   | —   | 20  | 25  | 30  | 35  | 40  |
| ⑮親子関係形成支援事業                         | 人  | —   | —   | 6   | 6   | 12  | 12  | 12  |
| ⑯子育て短期支援事業<br>(ショートステイ事業)           | 延数 | —   | 5   | 5   | 5   | 10  | 10  | 10  |
| ⑰妊婦等包括相談支援事業                        | 延数 | —   | —   | 561 | 558 | 552 | 552 | 546 |
| ⑱児童育成支援拠点事業                         | 人  | —   | —   | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |
| ⑲子どもを守るための<br>地域ネットワーク機能強化事業        | 件  | 78  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  |
| ⑳多様な主体が本制度に参入すること<br>を促進するための事業     | 件  | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   |

## (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、同年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。無償化に伴い、実施される子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減について、関係機関と連携し、公正・適正・円滑な実施の確保を図ります。

| 取 組                        | 取組内容                                                                                    | 担当課    |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 認可外保育施設<br>保育料助成事業<br>【再掲】 | 現に扶養するこどもが3人以上で、かつ3人目以降のこどもが認可外保育施設を利用する場合、保育料の全部または一部に相当する助成金を、1人月額3万円を上限として支給します。     | 子育て支援課 |
| 第3子副食費給付事業<br>【再掲】         | 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化に伴い、18歳以下のこどもから数えて第3子以降のこどもの保育施設等の副食費4,800円(令和7年度改定予定額)を上限に免除します。 |        |

### 【参考:保育事業】

| 施設名     | 延長保育(2・3号対象) |        | 休日保育 | 一時預かり<br>(保育施設<br>未利用が対象) | 病後児保育 |
|---------|--------------|--------|------|---------------------------|-------|
|         | 実施           | 延長時間   |      |                           |       |
| 三田保育園   | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| 二川目保育園  | ●            | ～19:00 | ●    |                           |       |
| 一川目保育園  | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| あゆみ保育園  | ●            | ～19:00 | ●    | ●                         |       |
| 深沢保育園   | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| 川口保育園   | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| おおぞら保育園 | ●            | ～18:30 | ●    |                           | ●     |
| 錦ヶ丘保育園  | ●            | ～19:00 | ●    |                           |       |
| 菜の花こども園 | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| 下田こども園  | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| 本村こども園  | ●            | ～19:00 |      | ●                         |       |
| もりのか保育園 | ●            | ～19:00 |      |                           |       |
| 百石幼稚園   | ●            | ～18:30 |      |                           |       |

## 2. 幼児教育・保育の一体的支援の推進

---

### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持っている施設です。こどもの年齢が3歳から5歳までの1号認定は、保護者の就労及び妊娠・出産等の状況によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、当町は、幼稚園や保育園(所)からの移行を促してきました。

今後も、既存の幼稚園からの移行について、施設設置者の意向を踏まえ、また、利用者のニーズ状況を考慮しながら促進します。

### (2) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児期は、こどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、合同研修や特に配慮を要するこどもに関わる職員への研修等、教育・保育及び子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

### (3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の推進

0歳から満3歳未満までの保育所等に通っていないこどもを対象に、適切な遊びや生活習慣を身に付けるとともに、こどもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握し、また、子育ての情報提供を行い、満3歳以降も認定こども園等で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう推進します。

### (4) 認定こども園等と小学校との連携

「小1の壁」を乗り越え、幼児期から学童期のこどもの発達と学びの連続性を確保するためには、幼児期の教育を担う認定こども園等と小学校が、こどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について情報共有し、理解を深め合うことが大変重要となります。

認定こども園等と小学校の連絡会及び合同研修を実施する等、就学前施設と小学校の円滑な連携を図り、また、配慮が必要なこどもに関する情報交換は、継続的・一体的に支援できるよう取り組みます。

### 3. 放課後児童クラブの充実に向けた取組

---

#### (1)放課後児童クラブの充実

町内の5小学校区にある放課後児童クラブは、放課後にこどもたちが安全で安心して過ごせる「居場所」の一つを無料で提供しています。こどもたちには、身近な地域資源を活用し、体験型の活動や遊びの場を通じて学ぶことにより、自ら進んで通い続ける環境を整備していきます。運動を通じて、こどもたちの体力・運動能力の向上や、社会で必要なルールと協調性を身に付け、様々な社会で活躍していけるよう、こどもの健全な育成を図ることを目的として運営します。

指定管理者制度を実施している「木ノ下児童センターみらい館」と「木内々児童センターひまわり館」の2つの児童クラブで次の取り組みを行います。

##### ①登降所管理アプリの導入・運用

##### ②長期休業中のお弁当対応の検討

##### ③利用者等の要望の把握

- ・こどもへの対応として、困りごとBOXを設置し、こどもたちの意見を聞き、児童クラブ運営に活かします。
- ・低学年も回答しやすいように学年別のアンケートを実施し、こどもたちの意見や要望を把握し、児童クラブ運営に活かします。
- ・保護者が意見しやすいよう意見箱を設置し、コミュニケーションを図っていきます。また、苦情が寄せられた場合は、スタッフ会議で改善策や今後の対応について、すみやかに協議・対応します。

##### ④特別な支援・配慮が必要なこどもへの対応

専門的知識のある支援員を派遣し、具体的な支援方法を検討することで一人ひとりに寄り添った育成支援を行います。

##### ⑤学校、地域住民、保護者との連携方法

学校との良好な関係を築くために、教育方針や校内ルール等の情報共有を適切に行います。保護者と地域住民との連携は、おたよりを通じて行事やイベントの告知、活動内容等を掲示し、情報提供を図ります。

##### ⑥こどもの事故防止と安全対策

こどもたちは、遊びの中で様々なことに挑戦し冒険すると同時に、そこには危険性も潜在します。人命の保護を第一優先とし、マニュアルを整備・更新し、研修により事故を未然に防ぐよう取り組みます。

## 第6章 推進体制等

### 1. 計画の数値目標

| 基本方針                                      | 基本施策                        | 取 組                             | 数値目標                                                 |
|-------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------|
| 基本方針1<br><br>安心してこどもを産み育てられる環境の整備         | 1.安心してこどもを産み育てられる支援の充実      | (1)気軽に相談できる場の提供                 | 気軽に相談できる人の有無の割合                                      |
|                                           | 2.妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない一体的な支援  | (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策           | 産後ケア事業利用者数<br>ファミリー・サポート事業利用者数<br>認定こども園等副食費免除事業利用者数 |
|                                           |                             | (2)学童期・思春期に向けた保健対策の充実           | 学校検診事業                                               |
|                                           |                             | (3)小児医療の推進                      | 乳幼児・こども医療費助成事業対象者                                    |
| 基本方針2<br><br>創造力を発揮し、未来を切り拓くこども・若者の育成     | 3. こども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備   | (1)こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備    | 授業が分かる児童の割合<br>授業が分かる生徒の割合<br>町子育て支援施策満足度            |
|                                           |                             | (2)学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上      | 放課後児童クラブの待機児童数                                       |
|                                           |                             | (3)こども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごせる環境整備 | 認定こども園等の待機児童数                                        |
|                                           |                             | (4)安全・安心なまちづくりの推進               | 災害時の避難路・避難場所の把握者の割合                                  |
|                                           |                             |                                 |                                                      |
| 基本方針3<br><br>地域全体でこども・若者を支える共生の環境づくり      | 4. こども・若者への支援の推進            | (1)こども・若者が、働くことや家庭を持つための取り組み    | 男女の地位が平等になっていると思う割合                                  |
|                                           |                             | (2)地域における人材育成                   | 青少年の体験活動参加者数                                         |
|                                           |                             | (3)こども・若者の意見表明の機会の確保            | 意見箱等の設置か所数                                           |
| 基本方針4<br><br>困難を抱えるこども・若者とその家族へのきめ細かなサポート | 5.社会的な支援が必要なこども・若者への取り組みの推進 | (1)児童虐待防止対策の充実                  | 要保護児童対策地域協議会開催数<br>親子関係形成支援利用者数                      |
|                                           |                             | (2)ひとり親家庭の自立支援の推進               | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業等の周知回数                           |
|                                           |                             | (3)障がい児や若者とその家族に寄り添った支援の充実      | 相談支援利用者数                                             |



| 現状値(R5 年度)       | 目標値(R11 年度) | 担当課            | 備 考                                                             |
|------------------|-------------|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 88.8%            | 90.0%       | 子育て支援課         | こども計画アンケート調査結果                                                  |
| 58 人             | 80 人        | 子育て支援課         | こども計画アンケート調査結果:結婚、出産、産後時に大切だと思う順:産後ケア事業、ファミリー・サポート事業、経済的困窮者への支援 |
| 10 人             | 14 人        |                |                                                                 |
| 対象者全員<br>(958 人) | 対象者全員       |                |                                                                 |
| 十分達成できた          | 現状維持        | 学務課            | R6 町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書                                      |
| 0 歳～中学校卒業        | 0 歳～高校卒業相当  | 子育て支援課         | こども医療費対象者                                                       |
| 小学生 88.1%        | 小学生 増加      | 学務課            | R6 町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書                                      |
| 中学生 92.3%        | 中学生 増加      |                |                                                                 |
| 80.4%            | 増加          | 子育て支援課         | こども計画アンケート調査結果:こどもに必要と思う支援の順:学習支援、生活や就学の経済的支                    |
| 待機児童数0人          | 待機児童数0人     | 子育て支援課         |                                                                 |
| 待機児童数0人          | 待機児童数0人     | 子育て支援課         |                                                                 |
| R4 66.9%         | R9 70.0%    | まちづくり防災課       | 第2次町総合計画後期基本計画                                                  |
| R4 13.7%         | R9 30.0%    | 政策推進課          | //                                                              |
| R4 310 人         | R9 1,000 人  | 社会教育・体育課       | //                                                              |
| 2か所              | 6か所         | 総務課、<br>子育て支援課 | 役場(本庁舎、分庁舎)、<br>5放課後児童クラブ                                       |
| 年1回              | 年1回         | 子育て支援課         |                                                                 |
| —                | 延 12 日      | 子育て支援課         |                                                                 |
| 対象者8年1回          | 対象者8年1回     | 子育て支援課         | ひとり親家庭等に関する広報紙等の<br>情報提供                                        |
| R4 215 人         | R9 250 人    | 介護福祉課          | 第2次町総合計画後期基本計画                                                  |

## 2. 推進体制

---

### (1)町子ども・子育て会議の実施

毎年、町子ども・子育て会議において、計画に基づく取組の実施状況等を審議し、計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況等を公表します。

なお、支援事業計画の見直しは、必要に応じて見直します。

### (2)庁内における推進体制(町子ども・子育て幹事会等)

子ども・子育て支援に関わる事業は、関係課において、こどもの健全育成及び子育て支援対策を推進するという意識を持ちながら取り組んで行けるよう、町子ども・子育て会議や医療的ケア児庁内連絡会議と連携し、随時、事業内容の精査や進捗状況の確認を行い、事業を推進します。

### (3)地域との連携による推進体制

各種事業を推進するためには、民間事業所、各種団体、地域ボランティアの協力が不可欠です。行政と地域の関係者・関係団体が連携し、運用できる体制づくりを行い、事業を推進します。

## 3. 家庭・地域・事業所等の役割

---

### (1)家庭

家庭は、こども・若者にとって最も大切な場所であり、愛情をもってその成長を支えるとともに、保護者自身も成長することが必要です。また、こども・若者を尊重し守りながら、基本的な生活習慣や社会的規範を身に付ける手助けをすることが求められます。

### (2)地域

地域の大人が近所のこどもにあいさつを交わしたり、登下校や遊び場で見守ることは、こどもの健全な成長につながります。また、地域全体で若者の挑戦や成長を支え、安心して暮らしやすい環境を整えることも重要です。こども・若者、子育て家庭を温かく見守り、助け合える地域づくりを進めます。

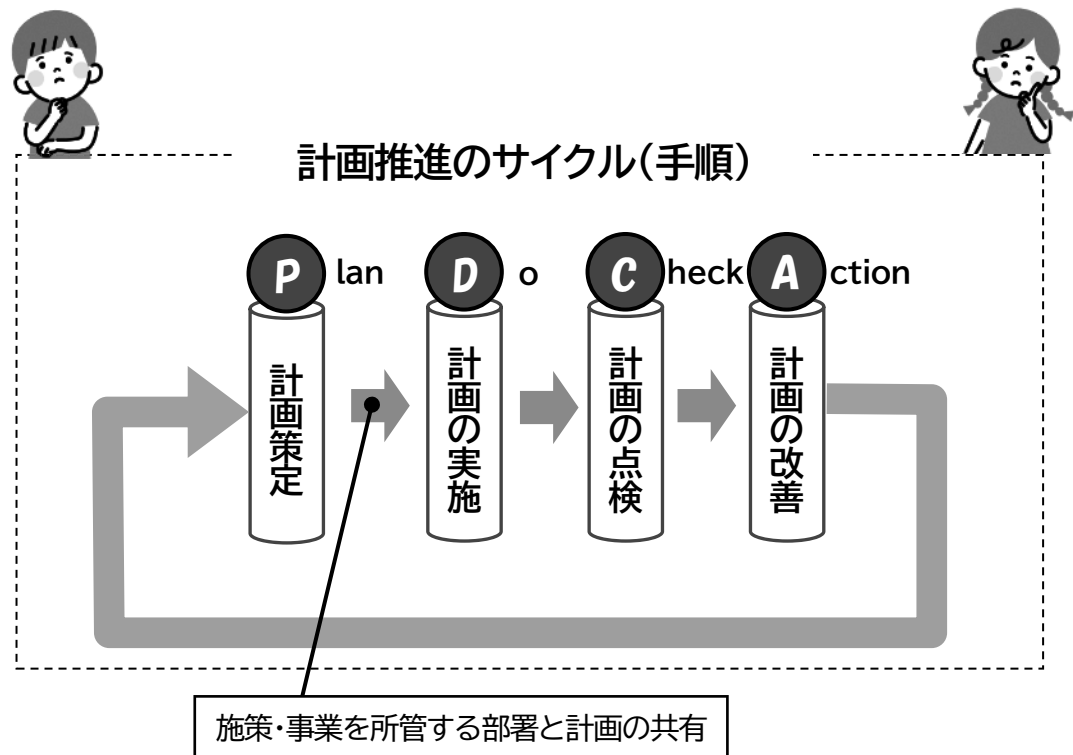
### (3)事業所・企業

地域社会の一員として、積極的な子育て支援と家庭に配慮した制度の充実を図り、子育てをしながら安心して働ける職場づくりを進めることが求められています。また、若者も含めた多様な世代が安心して地域で生活し、働ける環境づくりが重要です。

## 4. 計画の進行管理

本計画期間内においては、法律、大綱及び社会情勢により、必要に応じて見直すこととします。

計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、点検、見直し、改善を図り、施策全体の改善や向上へとつなげます。





印刷なし（色紙）



## 資料編

### 資料1. おいらせ町こども計画策定の経緯

| 年 月              |       | 事 項                                                                                                                       |
|------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年<br>(2024 年) | 2月    | ▶令和5年度第1回おいらせ町子ども・子育て会議<br>・「(仮称)おいらせ町こども計画」策定あたり、①子ども・子育て支援事業計画<br>②こども貧困対策計画③こども・若者計画の3計画を一体的に策定する。                     |
|                  |       | ▶現状分析<br>▶こども・若者生活実態調査項目の検討<br>▶子ども子育て支援ニーズ調査項目の検討                                                                        |
|                  |       | ▶子ども・若者生活実態調査の実施<br>▶子ども子育て支援ニーズ調査の実施                                                                                     |
|                  | 3～4月  | ▶子ども・若者生活実態調査の実施<br>▶子ども子育て支援ニーズ調査の実施                                                                                     |
|                  | 5～7月  | ▶こども・若者生活実態調査の集計、ニーズ量の推計<br>▶子ども子育て支援ニーズ調査の集計、ニーズ量の推計                                                                     |
|                  | 8月    | ▶町内5小学校区にある児童クラブのこどもたちへ「町の未来への希望等」について意見募集実施<br>▶令和6年度第1回おいらせ町子ども・子育て会議幹事会<br>・計画の概要、アンケート調査の概要、計画策定スケジュール、各課への計画内容の検討等依頼 |
|                  | 8～11月 | ▶保育サービス量の設定、他計画との整合性の確保<br>▶基本理念の設定、重要課題の検討、施策・事業の検討                                                                      |
| 令和7年<br>(2025 年) | 12月   | ▶「おいらせ町こども計画」第1次素案について庁内意見照会                                                                                              |
|                  | 1月    | ▶令和6年度第2回おいらせ町子ども・子育て会議幹事会<br>・第1次素案について協議・検討                                                                             |
|                  |       | ▶「おいらせ町こども計画」第2次素案について庁内意見照会                                                                                              |
|                  |       | ▶令和6年度第1回おいらせ町子ども・子育て会議(町こども計画素案の諮問)                                                                                      |
|                  | 2月    | ▶令和6年度第3回おいらせ町子ども・子育て会議幹事会<br>・第2次素案について決定                                                                                |
|                  |       | ▶パブリック・コメントの実施                                                                                                            |
|                  |       | ▶令和6年度第2回おいらせ町子ども・子育て会議(町こども計画素案の答申)                                                                                      |
|                  |       | ▶政策会議                                                                                                                     |
|                  |       | ▶議員全員協議会                                                                                                                  |
|                  | 3月    | ▶庁議計画書付議により最終決定<br>▶計画の公表                                                                                                 |

## 資料2. おいらせ町子ども・子育て会議の概要

### ○おいらせ町子ども・子育て会議規則

平成 25 年9月 20 日

規則第 26 号

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第31号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、おいらせ町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、子ども・子育て支援に関する事務等について、次の職務を行う。

- (1) 条例別表第1に掲げる子育て会議の所掌事項に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく、市町村行動計画の評価等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(幹事会)

第3条 子育て会議に、所掌事項(条例別表第1に掲げる子育て会議の所掌事項をいう。)の細部について検討し、支援事業計画の素案を作成するため、別表に掲げる、町職員で組織する幹事会を設置する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には副町長を、副幹事長には保健こども課長をそれぞれ充てる。

3 幹事長は、会務を総括するとともに、幹事会を招集し、その議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前第1項の規定にかかわらず、幹事長は、必要があると認めるときは、幹事委員以外の者を臨時幹事会委員として幹事会の会議に出席させることができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

別表(第3条関係)

| 区 分                     | 構 成 員             |
|-------------------------|-------------------|
| 幹事長                     | 副町長               |
| 副幹事長(子ども・子育て支援部門)       | 保健こども課長           |
| コミュニティ、交通安全、防犯、防災及び総務部門 | 総務課長<br>まちづくり防災課長 |
| 財務、総合計画部門               | 政策推進課長<br>財政管財課長  |
| 保健福祉部門                  | 介護福祉課長            |
| 地域整備部門                  | 地域整備課長            |
| 経済産業部門                  | 農林水産課長<br>商工観光課長  |
| 教育部門                    | 学務課長<br>社会教育・体育課長 |
| 地域医療部門                  | おいらせ病院事務長         |

#### ▶設置根拠・経緯

おいらせ町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条(審議会その他の合議制の機関の設置努力義務)の規定に基づき、平成25年9月に町子ども・子育て会議条例の制定により、同年11月から設置しました。

平成27年12月には、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定に伴い、本会議を含む個別会議の設置根拠が一括整理され、今日に至ります。

本会議では、これまで、町子ども子育て支援事業計画の策定及び特定教育・保育施設の利用定員の設定等、当町の子ども・子育て支援施策に関して審議いただいています。

### ○おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例(抄)

#### (附属機関の設置)

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長や教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員の委嘱等)

第4条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるもののうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

#### (会長等)

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

#### (臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。

#### (会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下単に「委員」という。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

#### (部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

#### (報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

2 第7条第5項の規定により附属機関の会議に出席した委員以外の者に対し、別に定めるところにより謝礼金を支払う。

#### (守秘義務)

第10条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

別表第1(第3条関係) 町長の附属機関(抄:子ども・子育て会議)

| 所掌事項                     | 委員の定数                | 委員の構成                                                                                  | 委員の任期 | 会長等の選任方法                            | 庶務担当課  |
|--------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------|--------|
| 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項 | 15人以内<br>(公募による者を含む) | (1)子どもの保護者<br>(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者<br>(3)教育関係者<br>(4)学識経験を有する者<br>(5)その他町長が必要と認める者 | 2年    | (1) 会長<br>委員の互選<br>(2) 副会長<br>委員の互選 | 保健こども課 |

○おいらせ町子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和6年2月29日～令和8年2月28日

| 区 分                   | 所 属・職 名                           | 氏 名      |
|-----------------------|-----------------------------------|----------|
| 子どもの保護者               | 町児童館運営協議会<br>(木内々児童センターひまわりクラブ会長) | 高 湊 華奈子※ |
|                       | 町連合PTA(木ノ下小学校PTA代表)               | 西 館 清 誉  |
| 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | 町保育会(二川目保育園園長)                    | 倉 館 広 美  |
|                       | 町保育会(もりのか保育園園長)                   | 吉 村 啓 介  |
|                       | 木内々児童センターひまわり館館長                  | 多 胡 文 子  |
|                       | 木ノ下児童センターみらい館館長                   | 小笠原 孝 子  |
| 教育関係者                 | 町私立幼稚園連合会                         | 吉 田 恵 美  |
|                       | 町小・中学校校長会(木ノ下中学校校長)               | 田 畑 信※   |
|                       | 町地域学校協働本部                         | 浜 田 祐 子  |
| 学識経験を有する者             | 青森県教育委員会スクールカウンセラー                | 荒 谷 明 久  |
|                       |                                   | 竹 内 久美子  |
| その他町長が必要と認める者         | 町民生委員・児童委員協議会委員                   | 池 崎 美 幸  |
|                       | おいらせ町社会福祉協議会事務局長                  | 下 田 和 樹※ |

※令和7年1月27日～委員委嘱

○子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項

- ①特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ②特定地域型保育事業の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し意見を述べること。
- ④市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

※1 特定教育・保育施設

教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)のうち、施設型給付費の支給対象となる施設

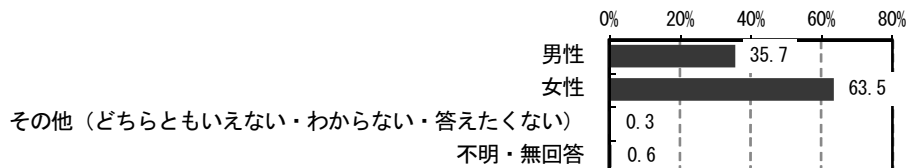
※2 特定地域型保育事業

地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の各事業)のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業

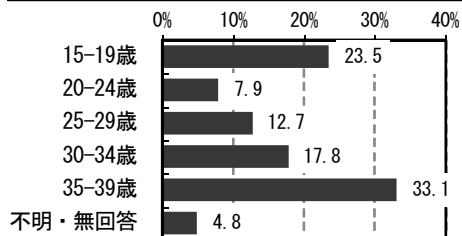
### 資料3. おいらせ町子ども計画アンケート調査結果(抜粋)

#### ・ 子ども・若者生活実態調査

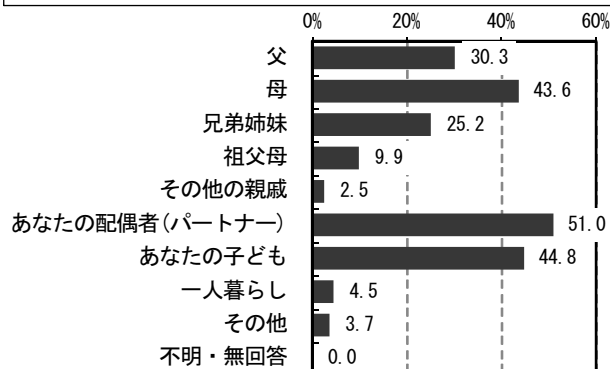
問1 あなたの性別を教えてください。(1つ)



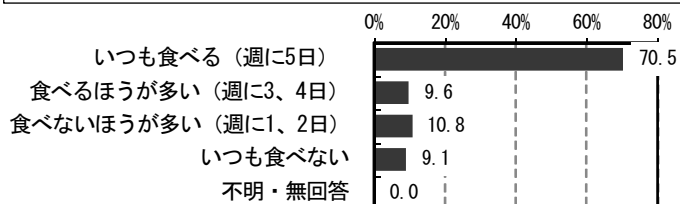
問2 あなたの年齢を教えてください。(令和6年4月1日時点)



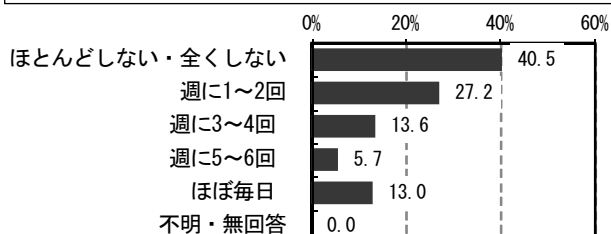
問3 現在、あなたが同居している方を全て選んで下さい。(あてはまる番号全てに○)



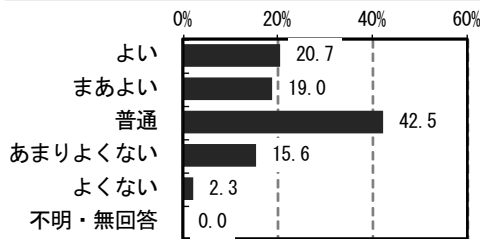
問4 あなたは、平日に毎日、朝食を食べますか。(1つ)



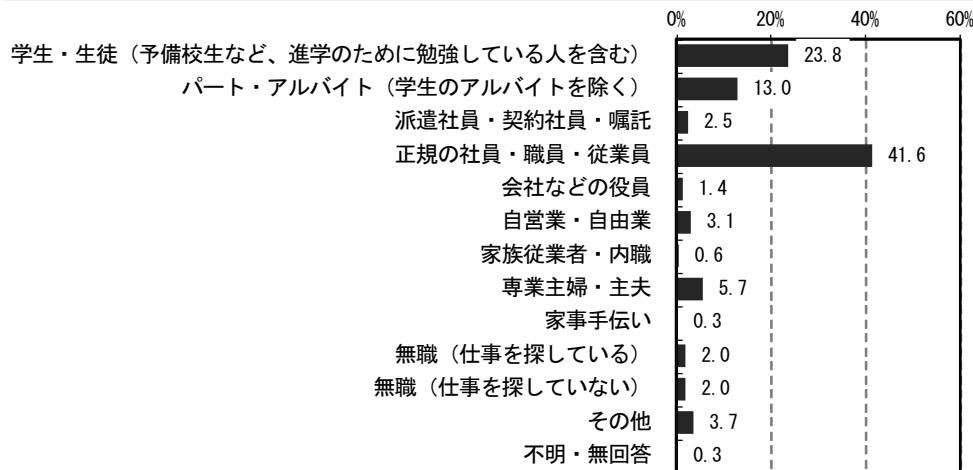
問5 あなたは、30分以上体を動かす運動や遊びを、1週間でどれくらいしますか。(1つ)



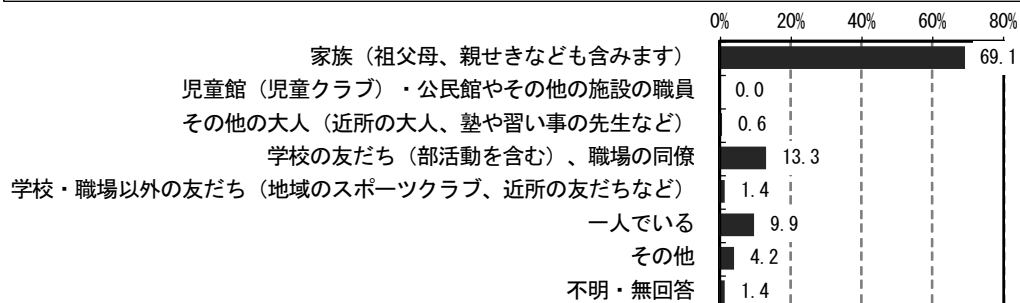
問 6 あなたは、自分の健康状態についてどう感じますか。(1つ)



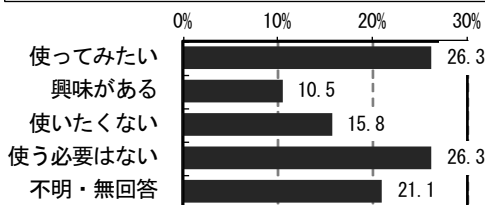
問 7 あなた現在の仕事を教えてください。(1つ)



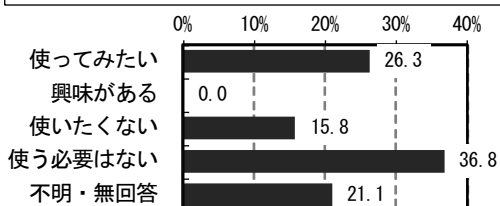
問 8 あなたは、平日の夕方は、だれと一緒に過ごすことが一番多いですか。(1つ)



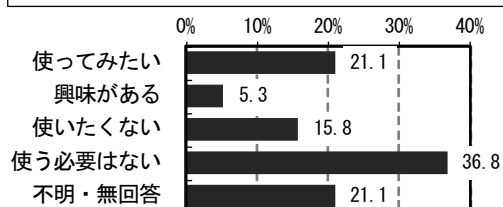
問 12-1 家の人がいない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所があれば使ってみたいと思いますか。(1つ)



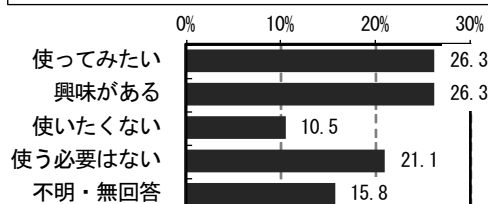
問 12-2 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所があれば使ってみたいと思いますか。(1つ)



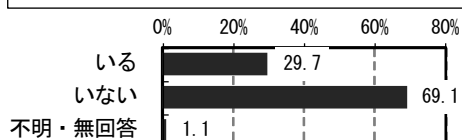
問 12-3 勉強を無料で見てくれる場所があれば使ってみたいと思いますか。(1つ)



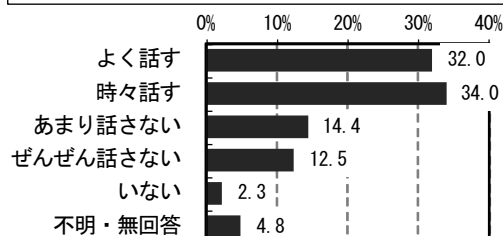
問 12-4 学校以外で勉強、進学、家族のことなど、なんでも相談できる場所があれば使ってみたいと思いますか。(1つ)



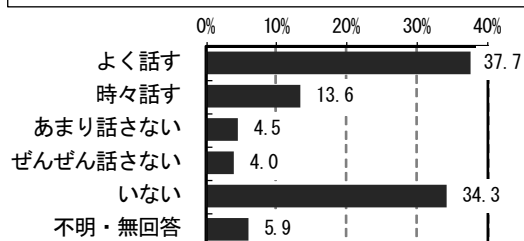
問 13 あなたは、1日に2時間以上自分が世話や介護をしなければいけない家族がいますか。(1つ)



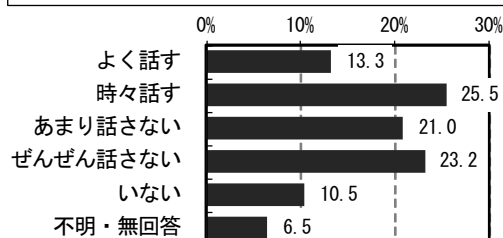
問 14-1 あなたはふだん、困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、家族（父・母）にどれくらい話しますか。電話、メール、LINE も含む。(1つ)



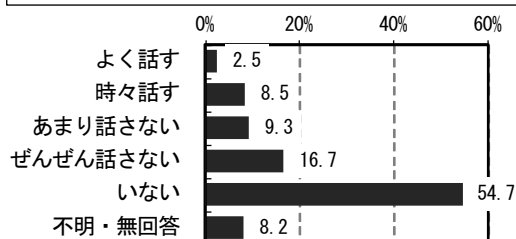
問 14-2 あなたはふだん、困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、家族（配偶者・パートナー）にどれくらい話しますか。電話、メール、LINE も含む。(1つ)



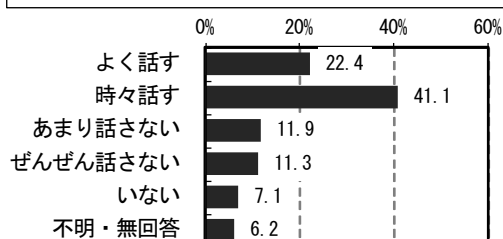
問 14-3 あなたはふだん、困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、家族（兄・弟・姉・妹・祖父・祖母）等にどれくらい話しますか。電話、メール、LINE も含む。(1つ)



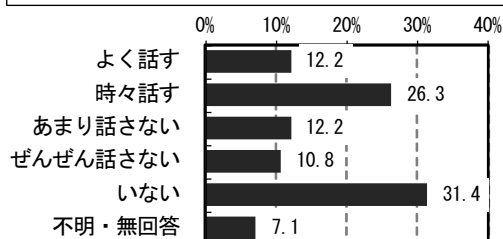
問 14-4 あなたはふだん、困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、学校や塾の先生、サークル活動の指導者等にどれくらい話しますか。電話、メール、LINE も含む。(1つ)



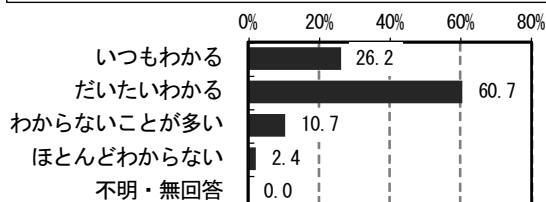
問 14-5 あなたはふだん、困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、友達にどれくらい話しますか。電話、メール、LINE も含む。(1つ)



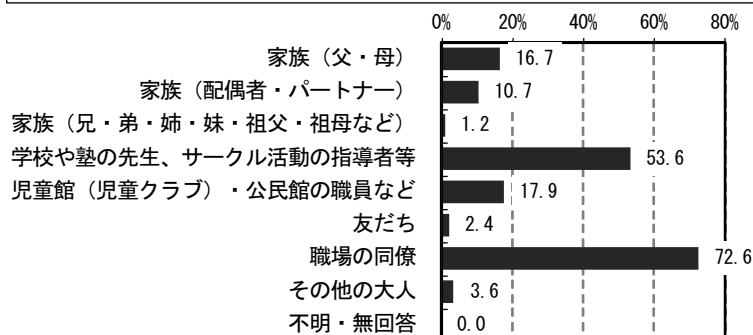
問 14-6 あなたはふだん、困っていることや悩みごと、楽しいことや悲しいことを、職場の同僚にどれくらい話しますか。電話、メール、LINE も含む。(1つ)



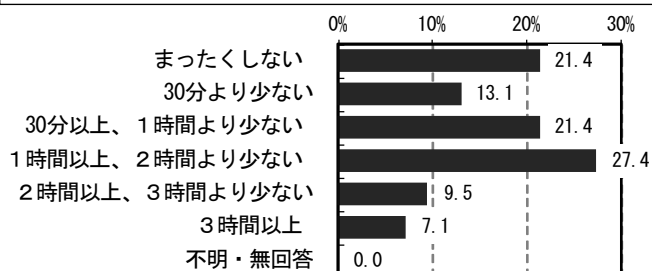
問 15 あなたは、学校の授業がわかりますか。(1つ)



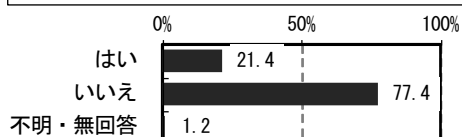
問 16 勉強がわからないときは、だれに教えてもらいますか。(あてはまる番号全てに○)



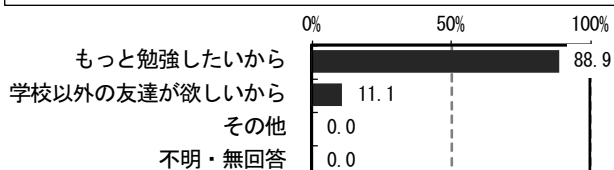
問 17 あなたは、学校の授業以外に、1日にどれくらいの時間、勉強をしますか。(1つ)



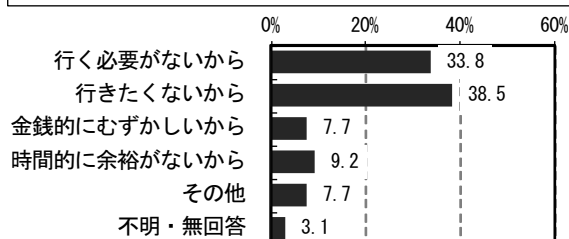
問 18-1 あなたは、学習塾等に通いたいですか。(1つ)



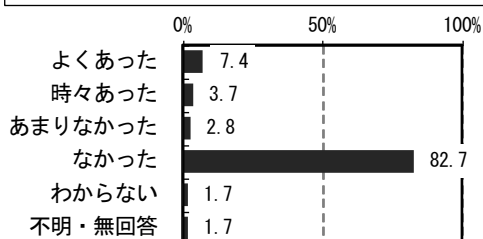
問 18-2 学習塾に通いたい理由について、お伺いします。(1つ)



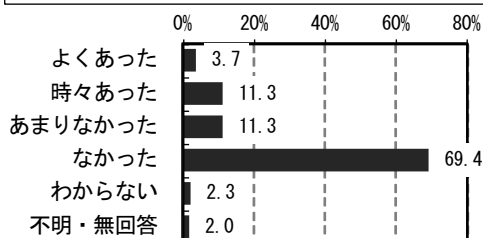
問 18-3 学習塾に通いたくない理由について、お伺いします。(1つ)



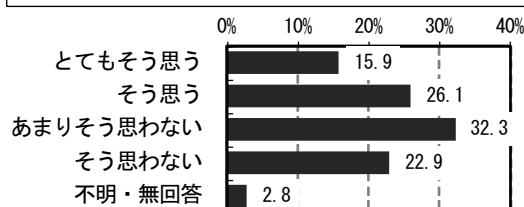
問 19-1 あなたは、これまで(学生時代を含む)に1か月以上学校を休んだ(病気期間を除く)ことがありますか。(1つ)



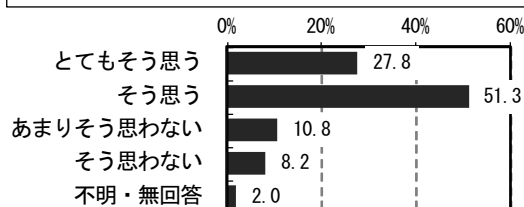
問 19-2 あなたは、これまで(学生時代を含む)に夜遅くまでこどもだけで過ごしたことがありますか。(1つ)



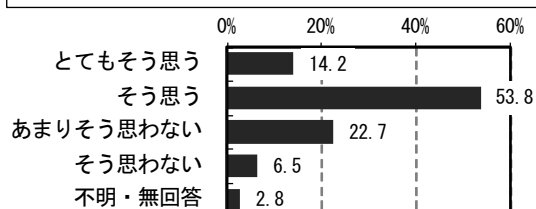
問 20-1 あなたは、友だちと一緒にたくさん遊んでいると思いますか。(1つ)



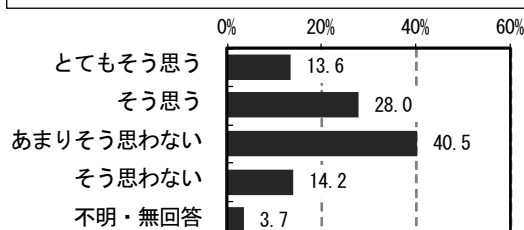
問 20-2 あなたは、友だちと仲良くしていると思いますか。(1つ)



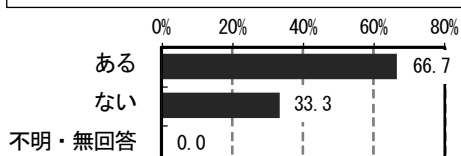
問 20-3 あなたは、友だちに好かれていていると思いますか。(1つ)



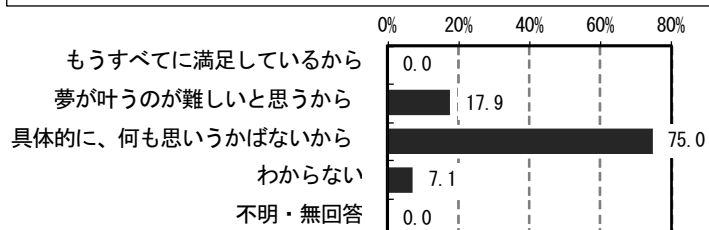
問 20-4 あなたは、自分は友だちとくらべて違うと思いますか。(1つ)



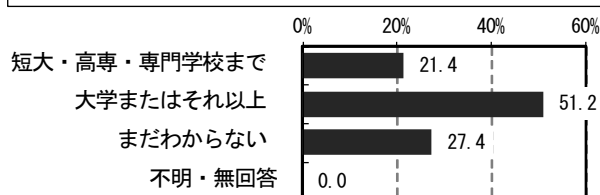
問 21 学生の方にお聞きします。あなたは、将来の夢やつきたい職業がありますか。(1つ)



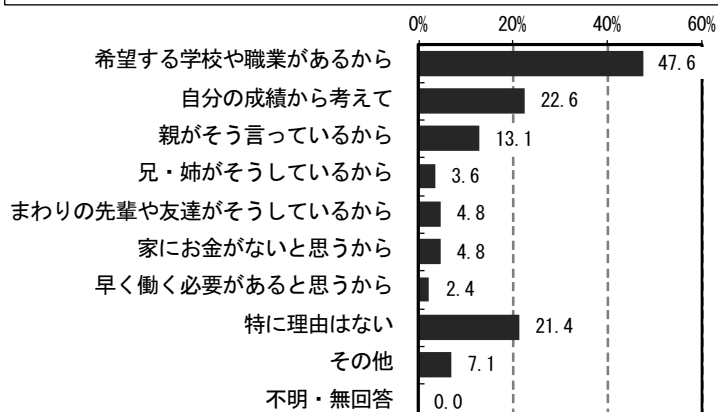
問 22 学生の方にお聞きします。あなたの夢がない理由は何ですか。(1つ)



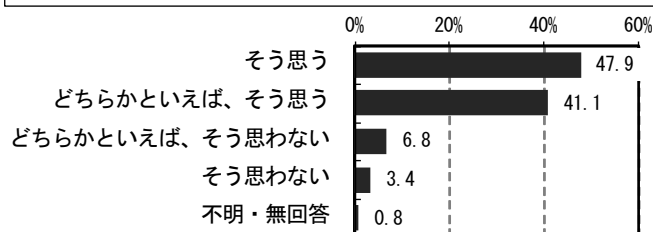
問 23 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。(1つ)



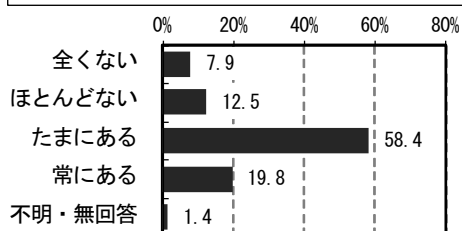
問 24 進学希望の理由は何ですか。(あてはまる番号全てに○)



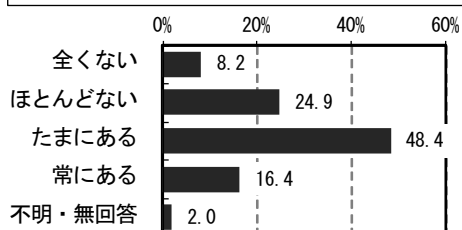
問 25 あなたは今、自分が幸せだと思いますか。(1つ)



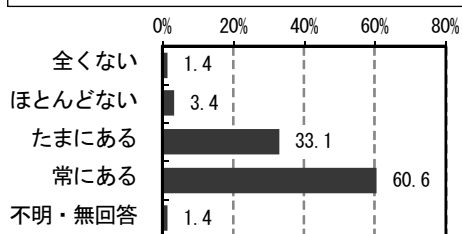
問 26-1 がんばれば、むくわれると思いますか。(1つ)



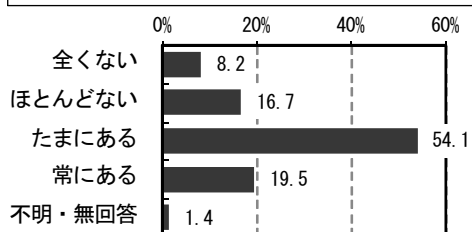
問 26-2 自分は価値のある人間だと思いますか。(1つ)



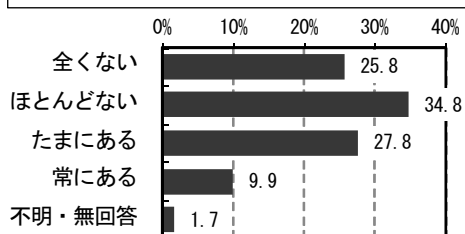
問 26-3 自分は家族に大事にされていると思いますか。(1つ)



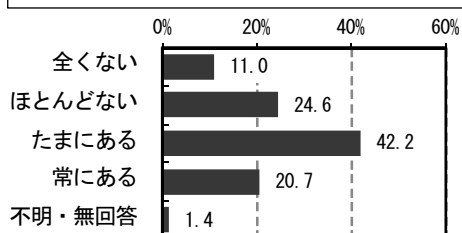
問 26-4 不安を感じることはありますか。(1つ)



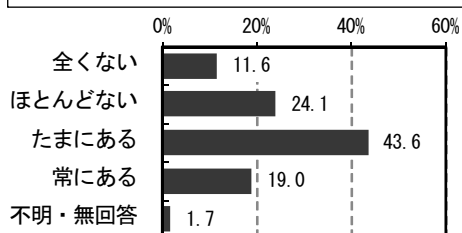
問 26-5 孤独を感じることはありますか。(1つ)



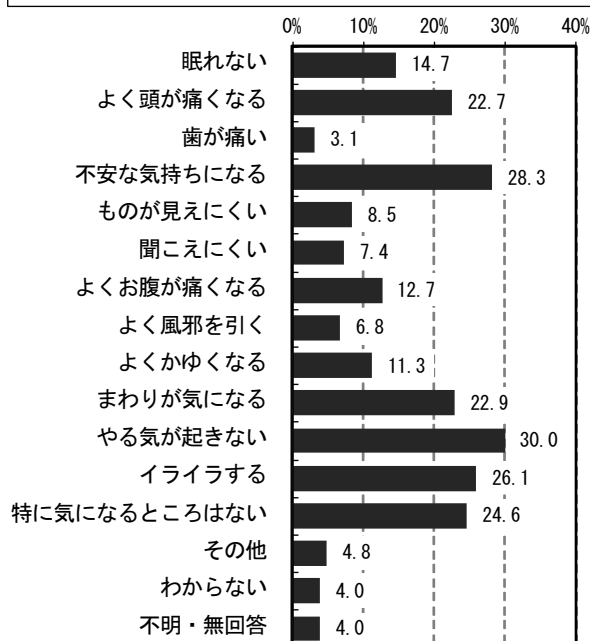
問 26-6 自分の将来が楽しみだと思えますか。(1つ)



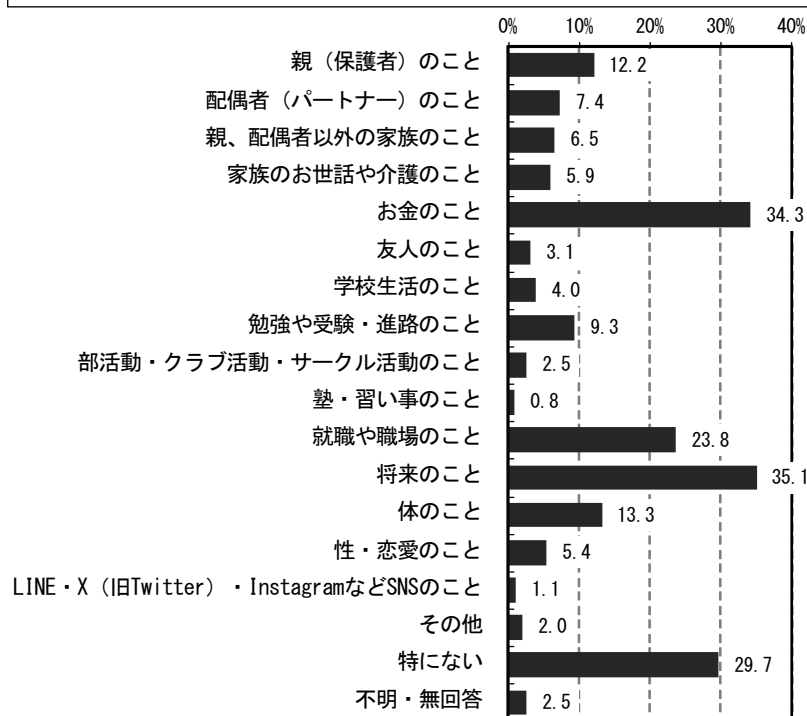
問 26-7 自分のことが好きですか。(1つ)



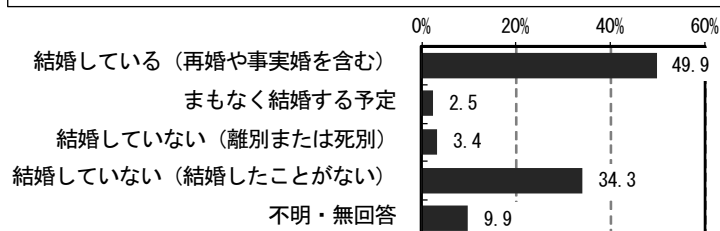
問 27 あなたは、自分の体や気持ちで気になることはありますか。(あてはまる番号全てに○)



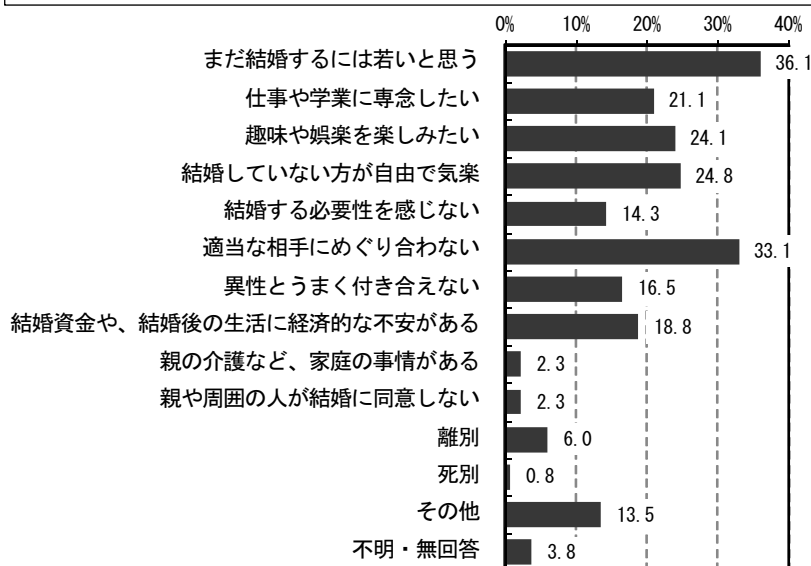
問 28 あなたは、今、悩んでいることや困っていることはありますか。(あてはまる番号全てに○)



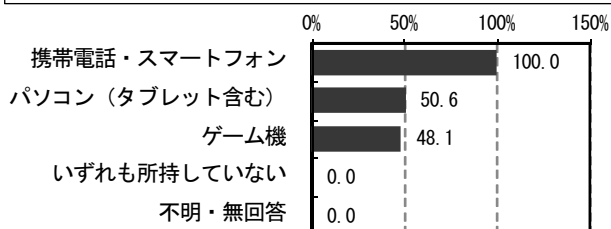
問 29 あなたは現在、結婚していますか。(1つ)



問 30 結婚していない方にお尋ねします。あなたは現在、未婚または独身でいる理由をお答え下さい。  
(あてはまる番号全てに○)

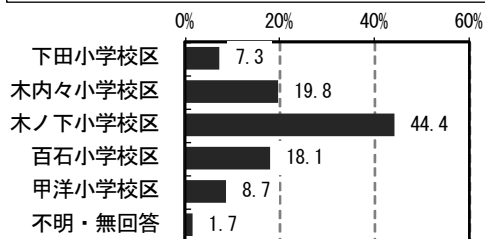


問 32 あなたは、携帯電話・スマートフォン、パソコン（タブレット含む）、ゲーム機等を所持していますか。(あてはまる番号全てに○)

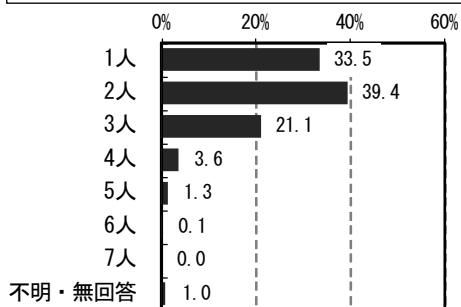


## ・ 子ども子育て支援ニーズ調査

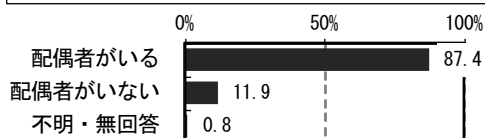
問1 お住いの地区の「小学校区」を教えてください。(1つ)



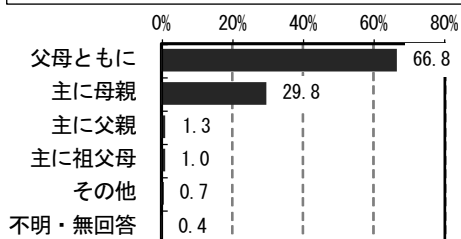
問3 お子さんのきょうだいはご本人を含め何人いますか。(1つ)



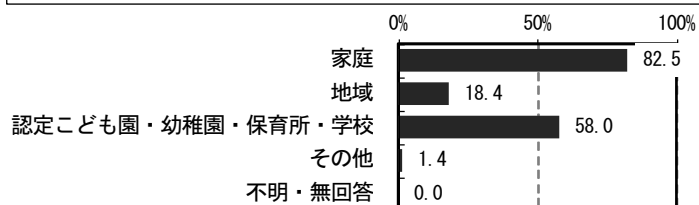
問5 この調査票に回答いただいている方の配偶者についてお答え下さい。(1つ)



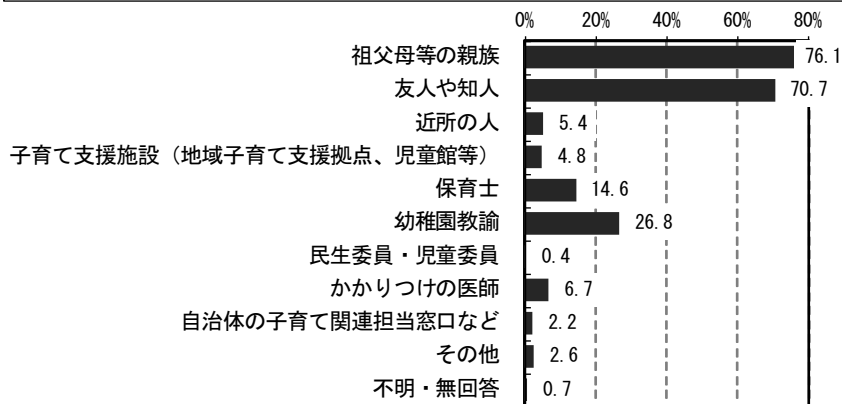
問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。(1つ)



問7 宛名のお子さんの子育てに最も影響を与えると思う環境は。(あてはまる番号全てに○)



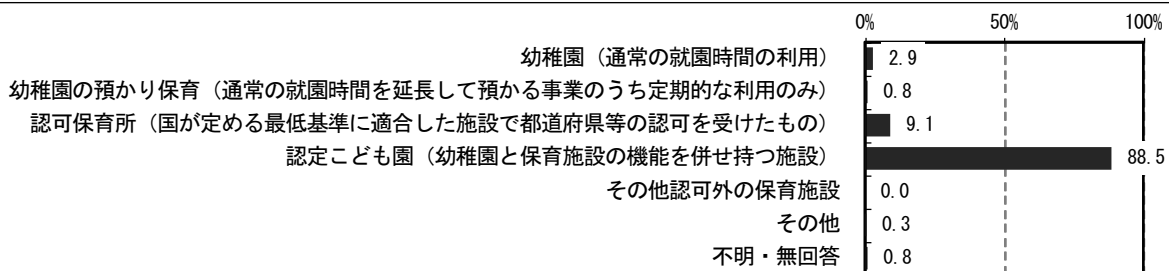
問 9 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（あてはまる番号全てに○）



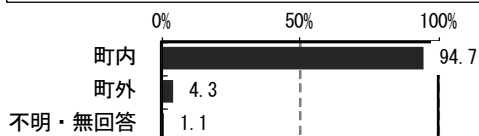
問 14 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育園等を利用されていますか。（1つ）



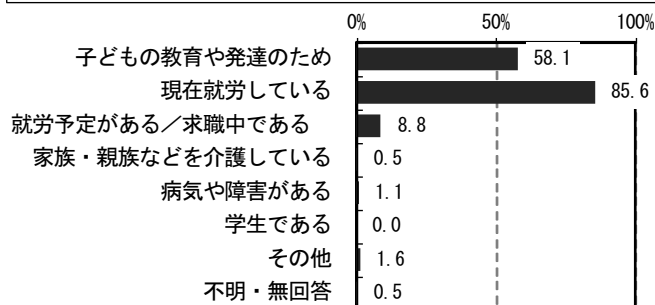
問 14-1 宛名のお子さんは、平日どのような幼稚園・保育園の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答え下さい。（あてはまる番号全てに○）



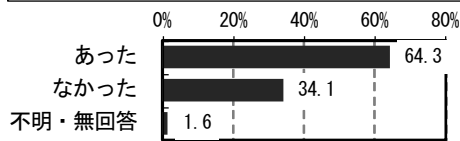
問 14-2 現在、利用している幼稚園・保育園の実施場所について伺います。（1つ）



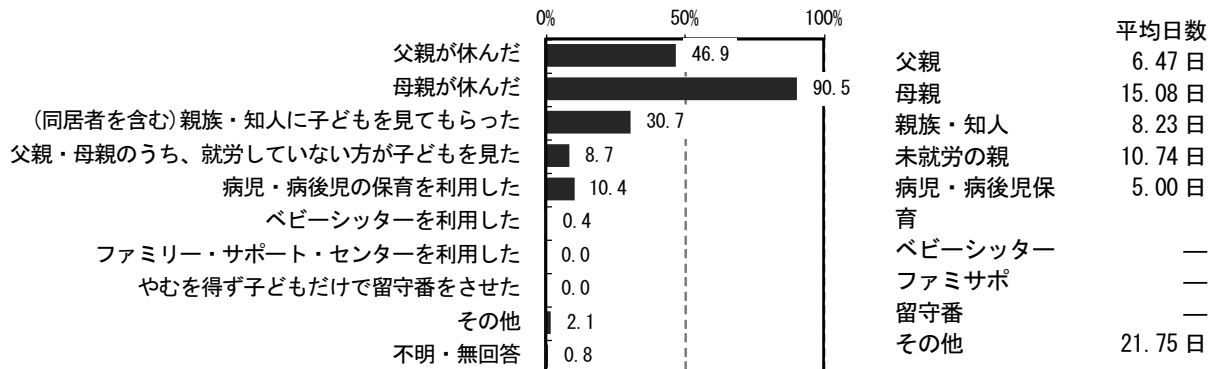
問 14-3 平日に定期的に幼稚園・保育園を利用されている理由は何ですか。（あてはまる番号全てに○）



問 14-4 平日に幼稚園・保育園を利用していると答えた保護者の方に伺います。この一年間に、宛名のお子さんが病気やケガで利用できなかったことがありましたか。(1つだけ○)



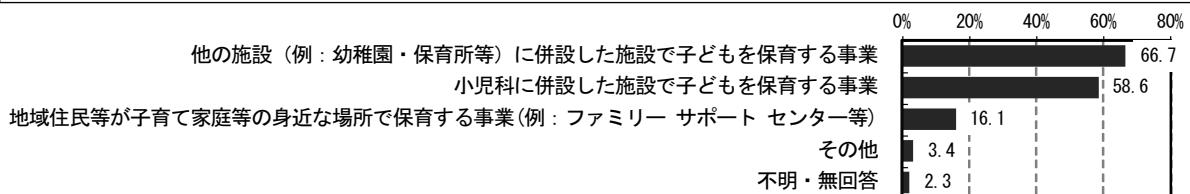
問 14-5 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している幼稚園・保育園が利用できなかった場合に、この一年間に行った対処方法はどれですか。(あてはまる番号全てに○と日数を記入)



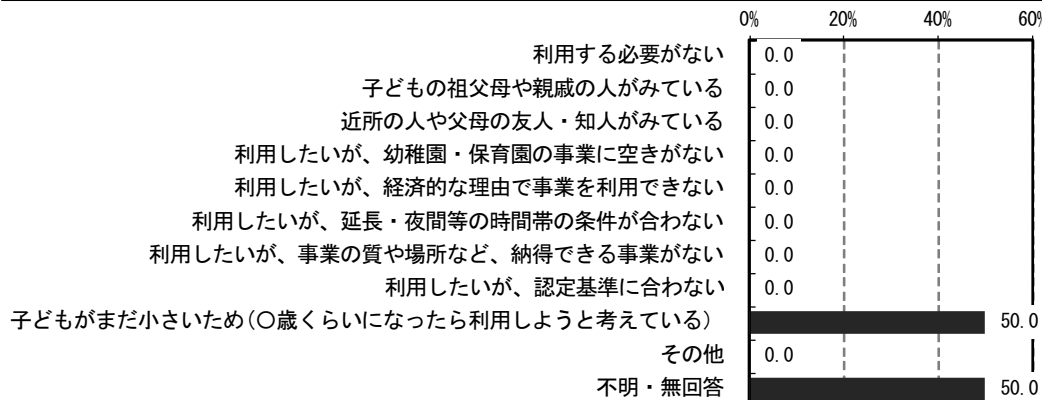
問 14-6 幼稚園・保育園が利用できなかった場合に、病児保育を利用したかったですか。(1つ)



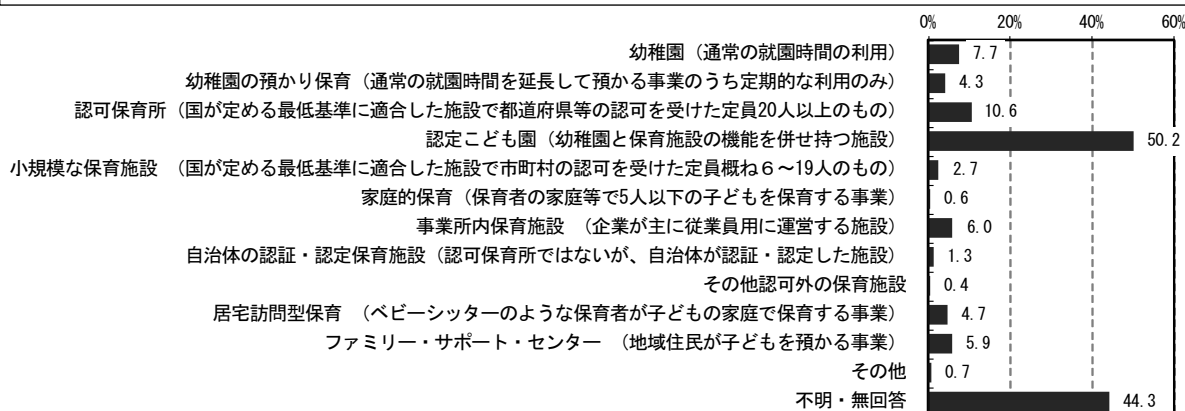
問 14-7 幼稚園・保育園が利用できなかった場合、どのような事業形態が望ましいと思われますか。(あてはまる番号全てに○)



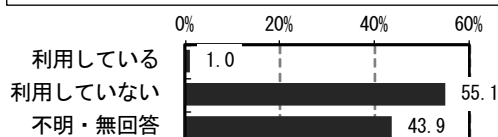
問 14-8 幼稚園、保育園を利用しない理由を伺います。(あてはまる番号全てに○)



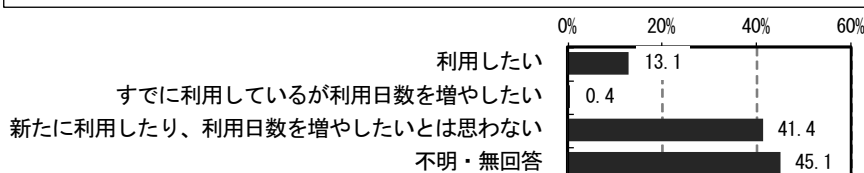
問 15 利用の有無に関わらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業はどれですか。（あてはまる番号全てに○）



問 16 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。（1つ）



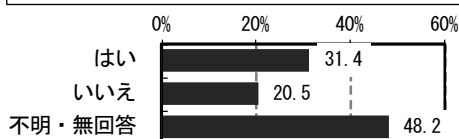
問 17 問 16 のような地域子育て支援拠点事業について、利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。（1つ）



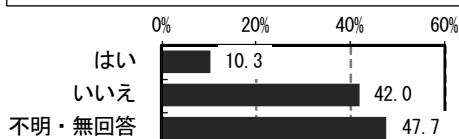
問 18-1 母親学級、両親学級、育児学級を、「利用したことがある」、「利用したい」と思いますか。（一つ）



問 18-2 保健センターの情報・相談事業で「利用したことがある」、「利用したい」と思いますか。（一つ）



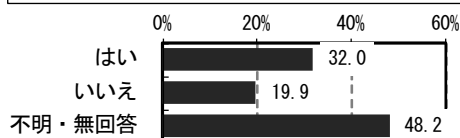
問 18-3 家庭教育に関する学級・講座を「利用したことがある」、「利用したい」と思いますか。（一つ）



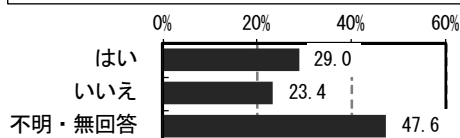
問 18-4 教育相談センター・教育相談室を「利用したことがある」、「利用したい」と思いますか。(一つ)



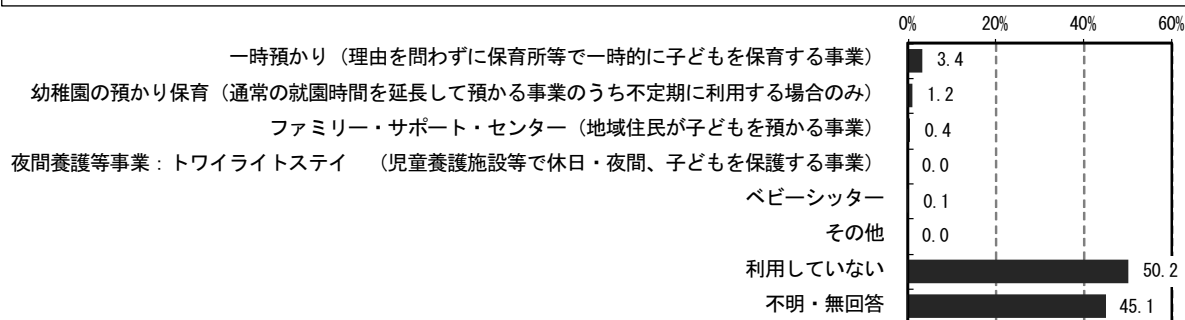
問 18-5 保育園の園庭等の開放事業で「利用したことがある」、「利用したい」と思いますか。(一つ)



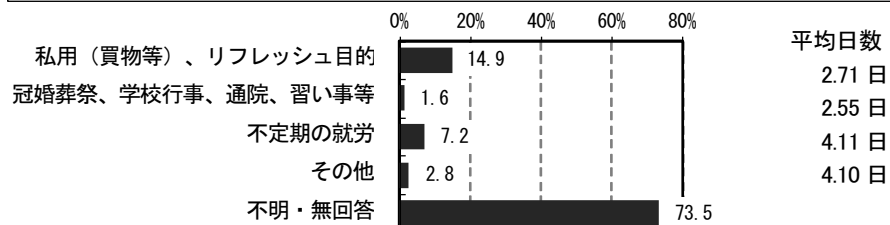
問 18-6 子育ての総合相談窓口事業で「利用したことがある」、「利用したい」と思いますか。(一つ)



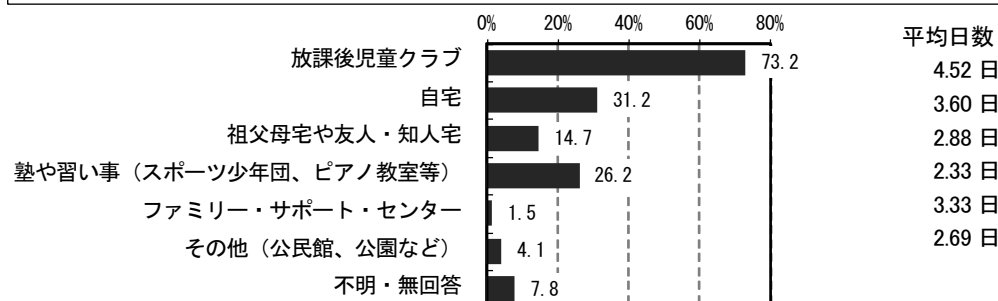
問 19 宛名のお子さんについて、私用、通院、不定期の就労等の目的での利用はありますか。(あてはまる番号すべてに○)



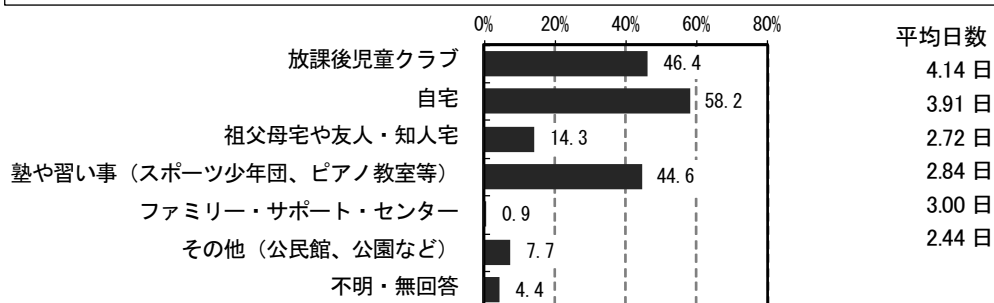
問 21 宛名のお子さんについて、私用、通院、不定期の就労期の目的で、一カ月平均で何日くらい利用したいですか。(1つだけ○をつけ、利用希望日数をご記入下さい。)



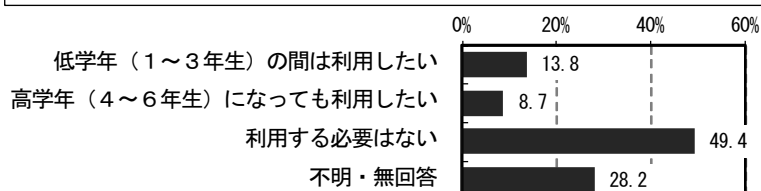
問 23 宛名のお子さんについて、小学校低学年 (1～3 年生) のうちは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまる番号全てに○をつけ、日数を記入。)



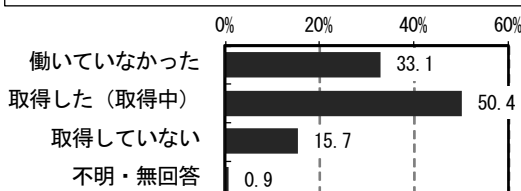
問 24 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6 年生）のうちは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまる番号全てに○をつけ、日数を記入。）



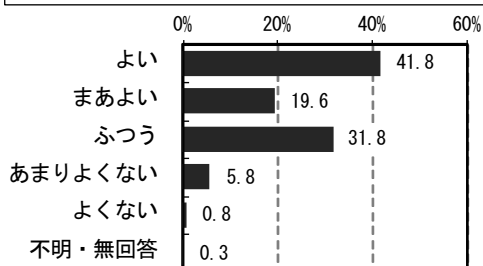
問 25 宛名のお子さんについて、日曜と祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。（1つ）



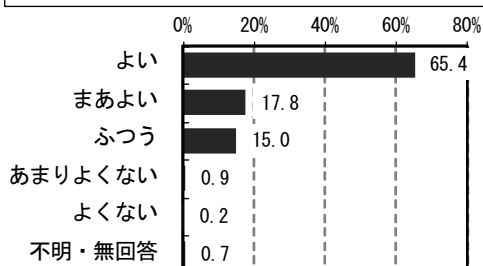
問 26 宛名のお子さんが生まれた時、母親が育児休業を取得しましたか。（1つ）



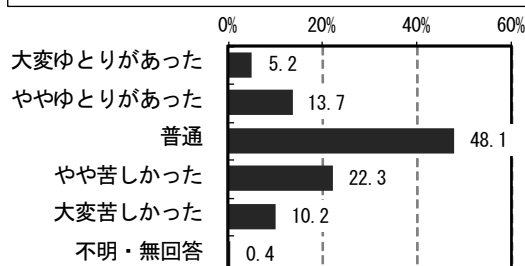
問 27 あなたの健康状態について、最も近いものに○をつけて下さい。（1つ）



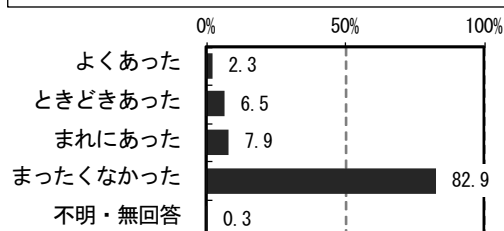
問 27-1 お子さんの健康状態について、最も近いものに○をつけて下さい。（1つ）



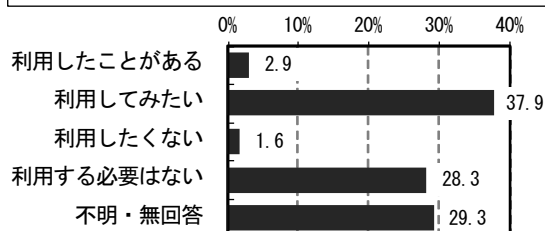
問 30 あなたのこどもの頃の暮らしの状況について、最も近いものに○をつけて下さい。(1つ)



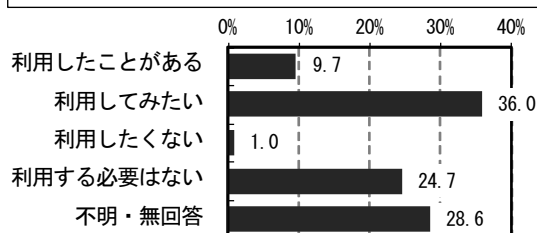
問 32 あなたのご家庭では過去1年の間に、お金が足りなくて食料を買えないことがありましたか。



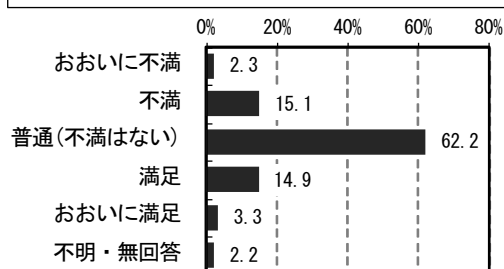
問 37-1 こども食堂を、これまでに利用したことがありますか。(1つ)



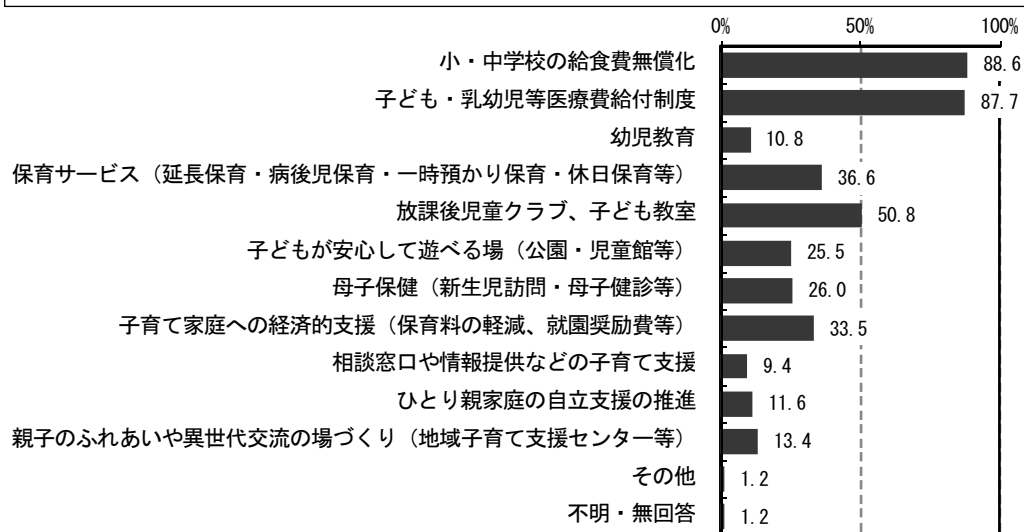
問 37-2 食料支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。(1つ)



問 38 当町の子育て支援施策への満足度をお答え下さい。(1つ)



問 39 当町の現在の子育て支援施策で良いと思う事業はありますか。(あてはまる番号全てに○)





## おいらせ町こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：おいらせ町 保健こども課

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2

電話：0178-56-4259（直通） FAX：0178-56-4364

URL：<http://www.town.oirase.aomori.jp/>

※令和7年4月1日以降は「保健こども課」から「子育て支援課」が本計画の推進担当となります。